

令和 3 年度 第 1 回
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会
(合同協議会)

議事次第

日時：令和 3 年 6 月 2 日（水）10:00～12:00

場所：三重河川国道事務所 3 階 災害対策室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 規約改正（案）について 資料－ 1
- (2) 令和 2 年度における出水概要及び課題 資料－ 2
- (3) これまでの取組状況及び今後の取組予定 資料－ 3
- (4) 取組方針の改訂に向けた今後の予定について 資料－ 4

4. 閉 会

令和3年度 第1回
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外大規模氾濫減災協議会
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外流域治水協議会
出席者名簿

日時： 令和3年6月2日（水） 10：00～
場所： 三重河川国道事務所 3階 災害対策室

所 属	役職名	氏 名	備考
四 日 市 市	市 長	森 智 広	web
鈴 鹿 市	市 長	末 松 則 子 （代理：土木部長 棚瀬 研一）	web
亀 山 市	市 長	櫻 井 義 之 （代理：危機管理監 豊田 達也）	web
川 越 町	町 長	城 田 政 幸 （代理：安全環境課長 早川 浩史）	web
朝 日 町	町 長	矢 野 純 男 （代理：副町長 荒木 敏之）	web
菰 野 町	町 長	柴 田 孝 之 （欠席）	-
津 市	市 長	前 葉 泰 幸	web
松 阪 市	市 長	竹 上 真 人 （欠席）	-
多 気 町	町 長	久 保 行 央	web
明 和 町	町 長	世 古 口 哲 哉	web
伊 勢 市	市 長	鈴 木 健 一	web
玉 城 町	町 長	辻 村 修 一	web
大 台 町	町 長	大 森 正 信 （代理：総務課 特命監 西 保則）	web
度 会 町	町 長	中 村 忠 彦 （代理：建設水道課長 中川 美知彦）	web
大 紀 町	町 長	服 部 吉 人 （代理：副町長 西村 周英）	web
南 伊 勢 町	町 長	小 山 巧 （代理：防災安全課 係長 田中 基之）	web
三重県 四日市建設事務所	所 長	城 本 典 洋	web
三重県 鈴鹿建設事務所	所 長	片 田 悟	web
三重県 津建設事務所	所 長	高 木 和 広	web
三重県 松阪建設事務所	所 長	上 村 告	web
三重県 伊勢建設事務所	所 長	梅 川 幸 彦	web
三重県 四日市地域防災総合事務所	所 長	高 橋 建 二	web
三重県 鈴鹿地域防災総合事務所	所 長	藤 川 和 重	web
三重県 津地域防災総合事務所	所 長	山 岡 哲 也	web
三重県 松阪地域防災総合事務所	所 長	辻 修 一	web
三重県 南勢志摩地域活性化局	局 長	梅 村 和 弘	web
三重県 県土整備部 施設災害対策課	課 長	西 岡 欣 也 （代理：班長 前川 宏之）	web
三重県 県土整備部 河川課	課 長	友 田 修 弘	

所 属	役職名	氏 名	備考
三重県 県土整備部 防災砂防課	課 長	須 賀 真 司	web
三重県 県土整備部 下水道事業課	課 長	東 幸 伸 (代理：課長補佐兼班長 川合 正之)	web
三重県 県土整備部 都市政策課	課 長	林 幸 喜	web
三重県 県土整備部 住宅政策課	課 長	石 塚 孝 昭 (欠席)	web
三重県 県土整備部 営繕課	課 長	吉 村 厚 哉 (欠席)	web
三重県 県土整備部 建築開発課	課 長	杉 野 健 司 (代理：課長補佐兼班長 阿知和 誠)	web
三重県 県土整備部 港湾・海岸課	課 長	松 橋 陽 一 郎 (代理：班長 服部 由直)	web
三重県 県土整備部	水災害対策監	角 田 保	
三重県 農林水産部 農業基盤整備課	課 長	堀 江 正 征 (代理：班長 山越 裕)	web
三重県 農林水産部 治山林道課	課 長	真 弓 伸 郎	web
近畿日本鉄道（株） 名古屋統括部 施設部	部 長	布 施 徳 彦 (代理：工務課長 藤田 幸宏)	web
四日市あすなろう鉄道（株） 鉄道営業部	部 長	上 田 一 也 (代理：運輸課長 渡部 一博)	web
気象庁 津地方气象台	台 長	白 川 嘉 茂	web
林野庁 三重森林管理署	署 長	武 田 祐 介	web
農林水産省 東海農政局 農村振興部	地 方 参 事 官	田 中 繁 世 (代理：設計課 水利計画官 横山 清文)	web
水資源機構 三重用水管理所	所 長	川 地 悟	web
国土交通省 中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課 長	小 野 木 康 仁	web
国土交通省 蓮ダム管理所	所 長	鈴 木 明	web
国土交通省 三重河川国道事務所	所 長	秋 葉 雅 章	
森林整備センター 津水源林整備事務所	所 長	田 野 中 大	オブザーバー web
中部電力株式会社 三重水力センター	副 長	白 澤 克 也 (欠席)	-
中部電力株式会社 インフラ活用事業推進ユニット	ユ ニ ッ ト 長	鬼 頭 大 介	オブザーバー web

(敬称略)

令和 3 年度

第 1 回 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外大規模氾濫減災協議会

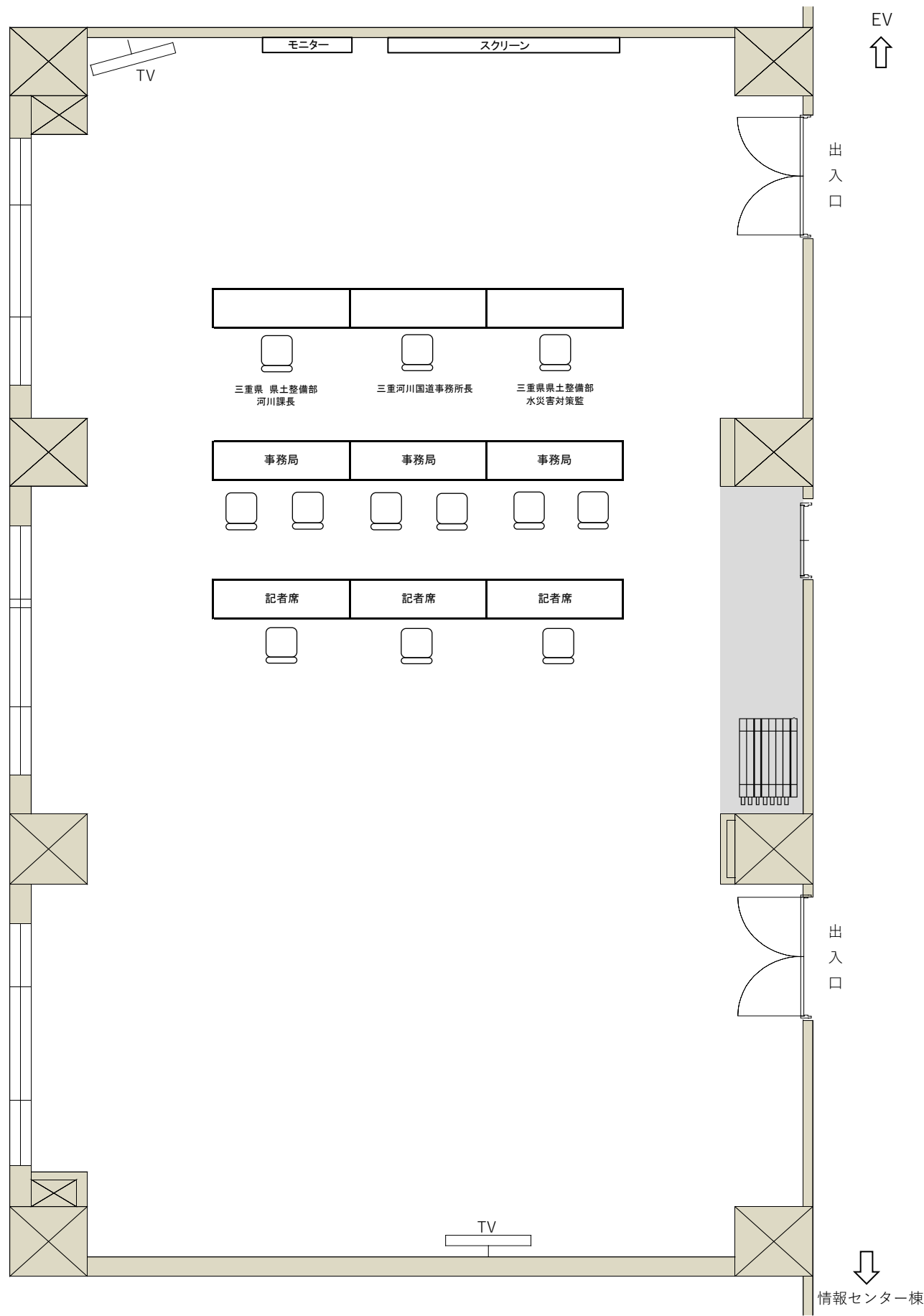
第 1 回 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外流域治水協議会

(合同協議会)

配席図

令和 3 年 6 月 2 日 (水) 10:00~12:00

三重河川国道事務所 3 階 災害対策室



鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 1 1 条 本規約は、平成 3 0 年 7 月 2 7 日から施行する。

令和元年 6 月 3 日 一部改正

令和元年 1 1 月 1 日 一部改正

令和 2 年 8 月 2 4 日 一部改正

令和 3 年 1 月 1 2 日 一部改正

令和 3 年 6 月 2 日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系 海蔵川水系 三滝川水系 天白川水系 金沢川水系 堀切川水系 中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	四日市建設事務所
	鈴鹿建設事務所
	四日市地域防災総合事務所
	鈴鹿地域防災総合事務所
市町	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	菰野町
	朝日町
	川越町
企業	近畿日本鉄道株式会社
	四日市あすなろう鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	四日市建設事務所 所長	
	鈴鹿建設事務所 所長	
	四日市地域防災総合事務所 所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 所長	
市町	四日市市 市長	
	鈴鹿市 市長	
	亀山市 市長	
	菰野町 町長	
	朝日町 町長	
	川越町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	
	四日市あすなろ鉄道株式会社 鉄道営業部 部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	幹事長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 係長	
気象庁	津地方気象台 防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課 計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課 砂防班長	
	県土整備部 港湾・海岸課 海岸整備班長	
	四日市建設事務所 副所長兼室長	
	鈴鹿建設事務所 副所長兼室長	
	四日市地域防災総合事務所 副所長兼室長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 副所長兼室長	
市町	四日市市 危機管理監 危機管理室 室長	
	都市整備部 河川排水課 課長	
	健康福祉部 介護保険課 課長	
	健康福祉部 高齢福祉課 課長	
	鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課 参事兼課長	
	土木部 河川雨水対策課 課長	
	健康福祉部 長寿社会課 課長	
	亀山市 防災安全課 課長	
	産業建設部 土木課 課長	
	健康福祉部 長寿健康課 課長	
市町	菰野町 総務課 安全安心対策室 室長	
	都市整備課 課長	
	健康福祉課 課長	
	朝日町 防災保全課 課長	
	産業建設課 課長	
	保険福祉課 課長	
市町	川越町 総務課 防災担当監	
	産業建設課 参事兼課長	
企業	福祉課 課長	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課 課長	
企業	四日市あすなろう鉄道株式会社 課長	
	鉄道営業部 運輸課	

雲出川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「雲出川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

別表－１ 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	津建設事務所
	松阪建設事務所
	津地域防災総合事務所
	松阪地域防災総合事務所
市町	津市
	松阪市
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課s 課長	
	津建設事務所 所長	
	松阪建設事務所 所長	
	津地域防災総合事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	津市 市長	
	松阪市 市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	幹事長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 係長	
気象庁	津地方気象台 防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	副幹事
	県土整備部 河川課 計画班長 ダム班長	副幹事
	県土整備部 防災砂防課 砂防班長	
	県土整備部 港湾・海岸課 海岸整備班長	
	津建設事務所 副所長兼室長 君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所 副所長兼室長	
	津地域防災総合事務所 副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所 副所長兼室長	
市町	津市 危機管理部 防災室 室長 建設部 河川排水推進室 室長 健康福祉部 室長 地域包括ケア推進室	
	松阪市 建設部 土木課 課長 建設部 建設保全課 参事兼課長 防災対策課 参事兼課長 健康福祉部 高齢者支援課 参事兼課長 健康福祉部 介護保険課 参事兼課長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 課長 名古屋統括部 施設部 工務課	

櫛田川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「櫛田川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

別表－１ 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部地方整備局 蓮ダム管理所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方气象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 海岸・港湾課
	松阪建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
市町	松阪市
	多気町
	明和町
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所 所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 海岸・港湾課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	松阪市 市長	
	多気町 町長	
	明和町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	幹事長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所 専門官	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 係長	
気象庁	津地方気象台 防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課 計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課 砂防班長	
	県土整備部 海岸・港湾課 海岸整備班長	
	松阪建設事務所 副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所 副所長兼室長	
市町	松阪市 建設部 土木課 課長	
	建設部 建設保全課 参事兼課長	
	防災対策課 参事兼課長	
	健康福祉部 高齢者支援課 参事兼課長	
	健康福祉部 介護保険課 参事兼課長	
	多気町 建設課 課長	
	総務課 課長	
	健康福祉課 課長	
	明和町 建設課 課長	
	総務防災課 課長	
	住民ほけん課 課長	
	健康あゆみ課 課長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 課長	
	名古屋統括部 施設部 工務課	

宮川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「宮川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 7月30日から施行する。

令和 元年 6月19日 一部改正

令和 2年 8月25日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 海岸・港湾課
	松阪建設事務所
	伊勢建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
	南勢志摩地域活性化局
市町	伊勢市
	多気町
	大台町
	玉城町
	度会町
	大紀町
	南伊勢町
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 海岸・港湾課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	伊勢建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
	南勢志摩地域活性化局 局長	
市町	伊勢市 市長	
	多気町 町長	
	玉城町 町長	
	大紀町 町長	
	度会町 町長	
	大台町 町長	
	南伊勢町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事
	県土整備部 河川課	計画班長 ダム班長	副幹事
	県土整備部 防災砂防課	砂防班長	
	県土整備部 海岸・港湾課	海岸整備班長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長 宮川ダム管理室長	
	伊勢建設事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	南勢志摩地域活性化局	副局長兼室長	
市町	伊勢市 危機管理部 危機管理課	次長兼課長	
	都市整備部 維持課	課長	
	健康福祉部 高齢者支援課	課長	
	健康福祉部 介護保険課	課長	
	多気町 総務課	課長	
	建設課	課長	
	健康福祉課	課長	
	大台町 総務課	特命監	
	建設課	課長	
	健康ほけん課	課長	
	玉城町 総務政策課	参事兼課長	
	建設課	参事兼課長	
	保健福祉課	課長	
	度会町 みらい安心課	課長	
	建設水道課	課長	
	長寿福祉課	課長	

関係機関	構成員		役職
市町	大紀町	防災安全課 建設課 健康福祉課	
	南伊勢町	建設課 防災安全課 高齢者支援課	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課 課長		

令和2年度における出水概要及び課題

令和3年6月2日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会

令和2年8月28日における 雲出川・櫛田川流域の出水状況

雲出川水系 波瀬川 左岸3.8k
下川原橋水位観測所 28日6:30頃



雲出川水系 中村川 右岸4.2k
島田橋水位観測所 28日6:30頃

櫛田川水系 佐奈川 右岸3.9k
西山橋水位観測所 28日4:20頃

中部地方整備局
三重河川国道事務所

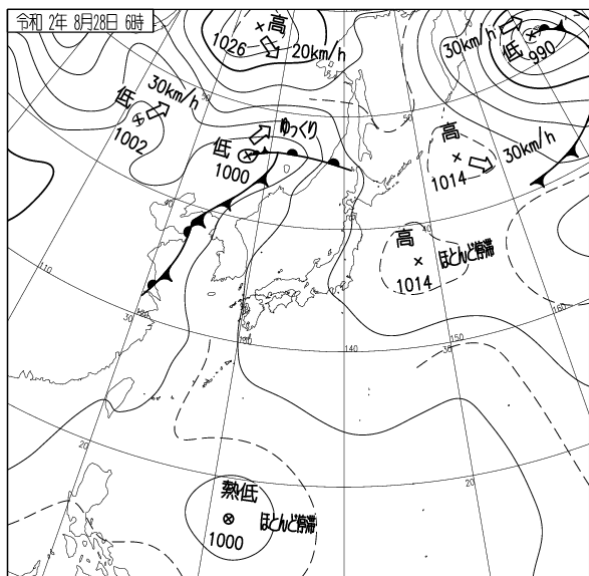
令和2年8月27日～28日 雨量・水位状況

発達した雨雲の影響により、三重県では27日～28日早朝に、県内各地で大雨となった。

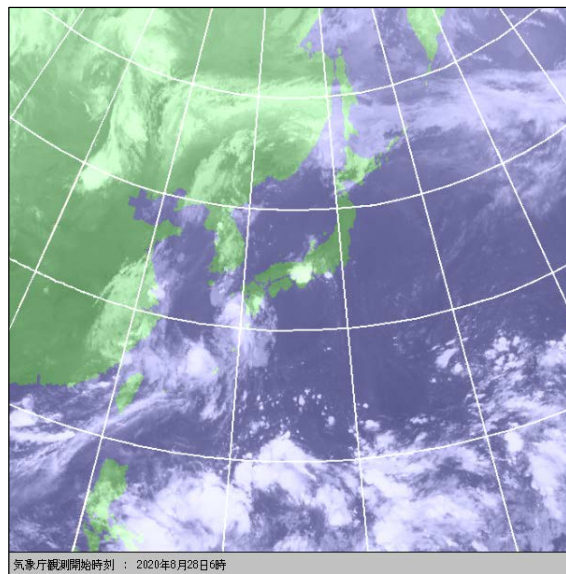
○雲出川水系 宇気郷雨量観測所にて総雨量164mm(時間最大59mm/h)

室の口雨量観測所にて総雨量134mm(時間最大56mm/h)

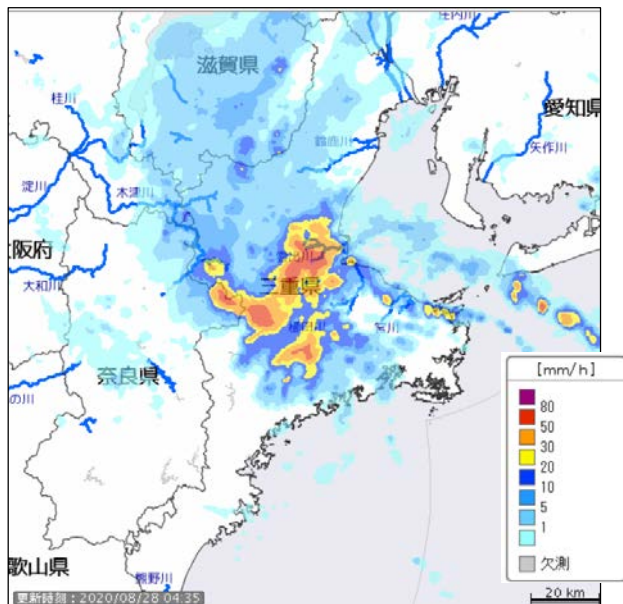
○櫛田川水系 相可雨量観測所にて総雨量143mm(時間最大50mm/h)



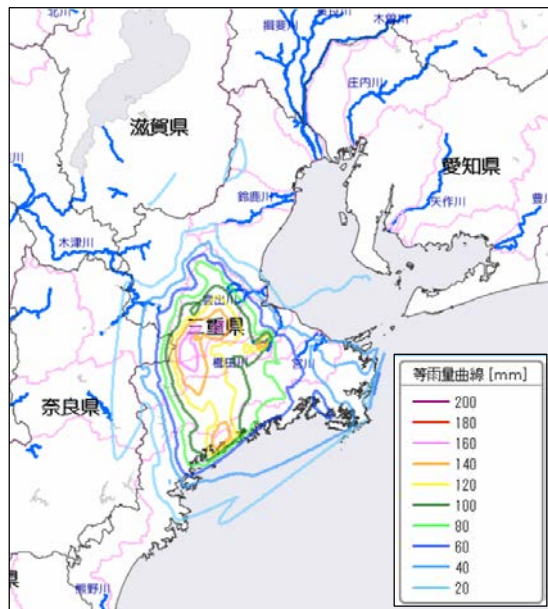
8月28日 6:00 実況天気図
出典:津地方気象台



8月28日 6:00 気象衛星画像
出典:統一河川情報



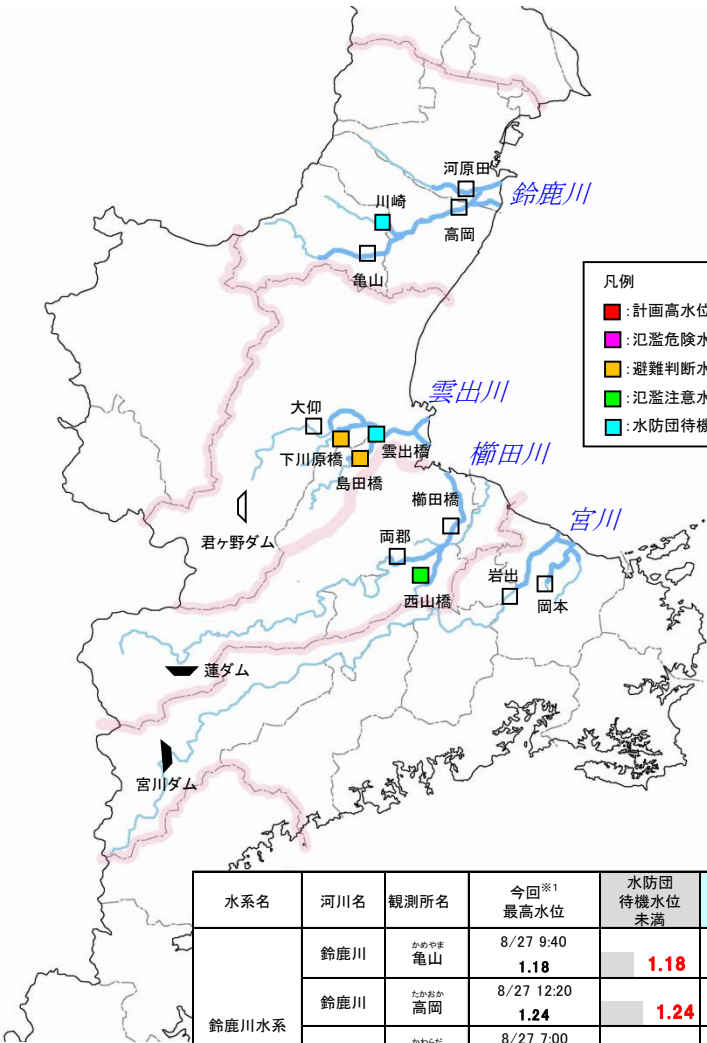
8月28日 4:35 レーダー雨量
出典:XRAINレーダー雨量



等雨量曲線図
8月27日21時～8月28日9時
出典:統一河川情報

三重四川 最高水位

- 雲出川水系 中村川 島田橋水位観測所において避難判断水位を超過。
- 波瀬川 下川原橋水位観測所において避難判断水位を超過。
- 櫛田川水系 佐奈川 西山橋水位観測所において氾濫注意水位を超過。



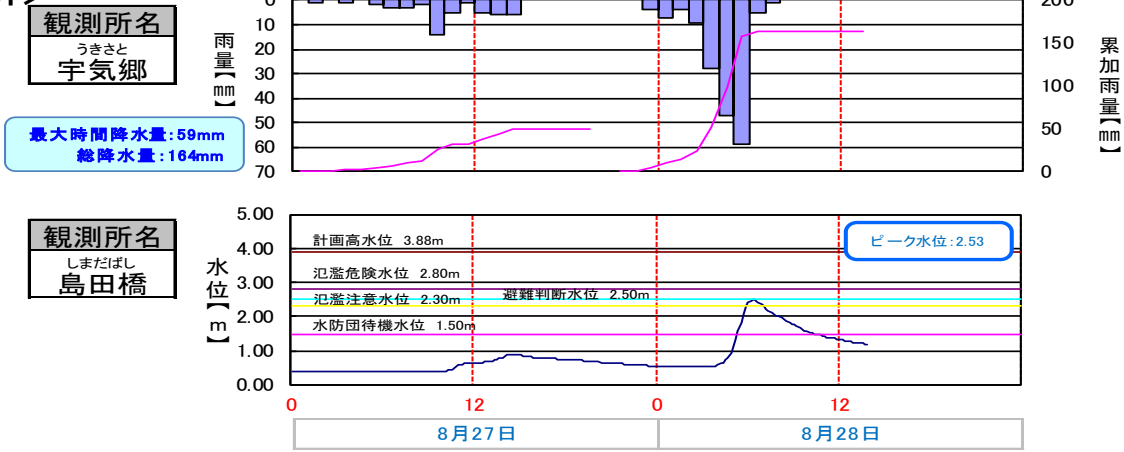
水系名	河川名	観測所名	今回※1 最高水位	水防団 待機水位 未滿	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
鈴鹿川水系	鈴鹿川	かめやま 亀山	8/27 9:40 1.18	1.18	2.70	3.40	3.40	3.40	4.40	5.80
	鈴鹿川	たかおか 高岡	8/27 12:20 1.24	1.24	2.50	3.60	3.60	3.60	4.40	7.25
	内部川	かわらだ 河原田	8/27 7:00 -0.17	-0.17	1.10	1.90	1.90	1.90	2.50	4.17
	安楽川	かわさき 川崎	8/27 9:50 0.17	0.17	0.10	0.50	0.50	1.00	1.70	5.64
雲出川水系	雲出川	おおのき 大仰	8/28 7:10 3.70	3.70	4.00	4.70	4.70	4.80	5.10	6.16
	雲出川	くもがはし 雲出橋	8/28 8:30 3.02	3.02	3.00	3.70	4.00	5.00	5.40	6.74
	中村川	しまだはし 島田橋	8/28 6:30 2.53	2.53	1.50	2.30	2.50	2.50	2.80	3.88
	波瀬川	しもがわらだはし 下川原橋	8/28 6:30 2.99	2.99	1.70	2.20	2.20	2.20	3.40	3.49
櫛田川水系	櫛田川	りょうぐん 両郡	8/28 9:20 2.26	2.26	3.00	3.50	4.00	5.80	6.70	8.63
	櫛田川	くしだはし 櫛田橋	8/28 9:50 1.19	1.19	3.00	3.50	4.70	4.70	5.10	7.09
	佐奈川	にしやまはし 西山橋	8/28 4:20 2.24	2.24	1.60	2.00	2.40	2.70	3.20	3.27
宮川水系	宮川	いわて 岩出	8/28 9:50 1.02	1.02	4.20	5.00	6.10	7.20	8.20	9.61
	勢田川	おかもと 岡本	8/28 1:10 1.87	1.87	2.50	2.60	2.90	3.20	3.40	3.52

※1 今回最高水位は速報値(10分単位)

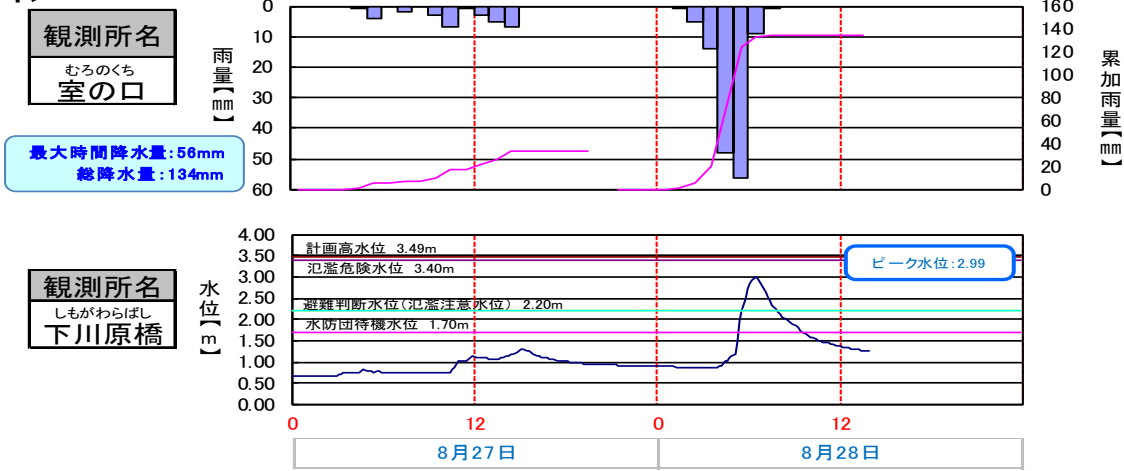
雲出川水系の雨量・水位状況

- 中村川 島田橋水位観測所 : 氾濫注意水位を超過し、さらに避難判断水位を超過。
- 波瀬川 下川原橋水位観測所 : 避難判断水位（氾濫注意水位）を超過。

<中村川>



<波瀬川>



雨量の凡例

時間雨量

累加雨量

水位の凡例

時刻水位

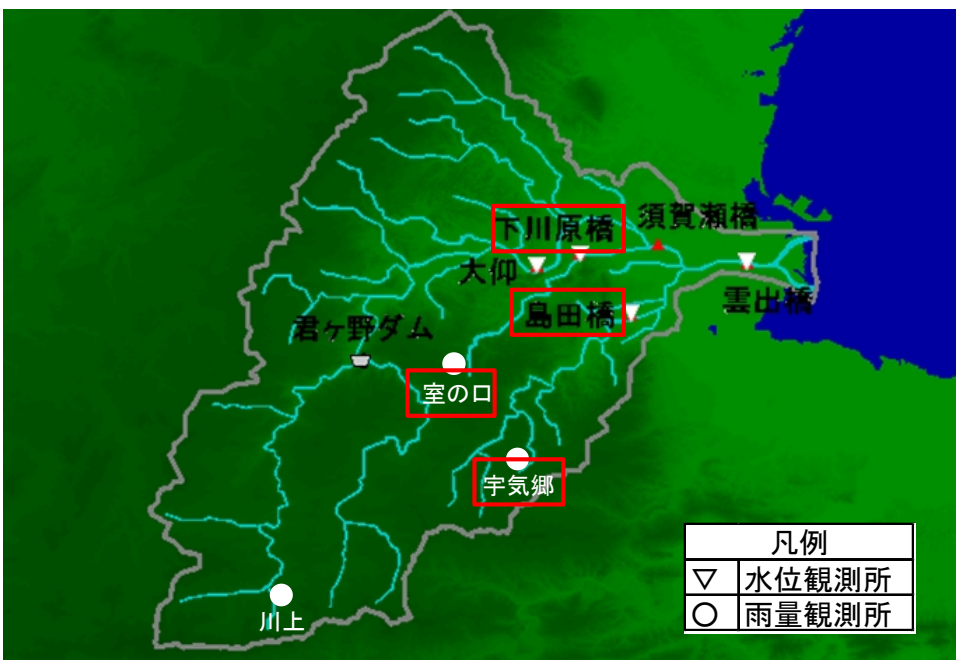
計画高水位

氾濫危険水位

避難判断水位

氾濫注意水位

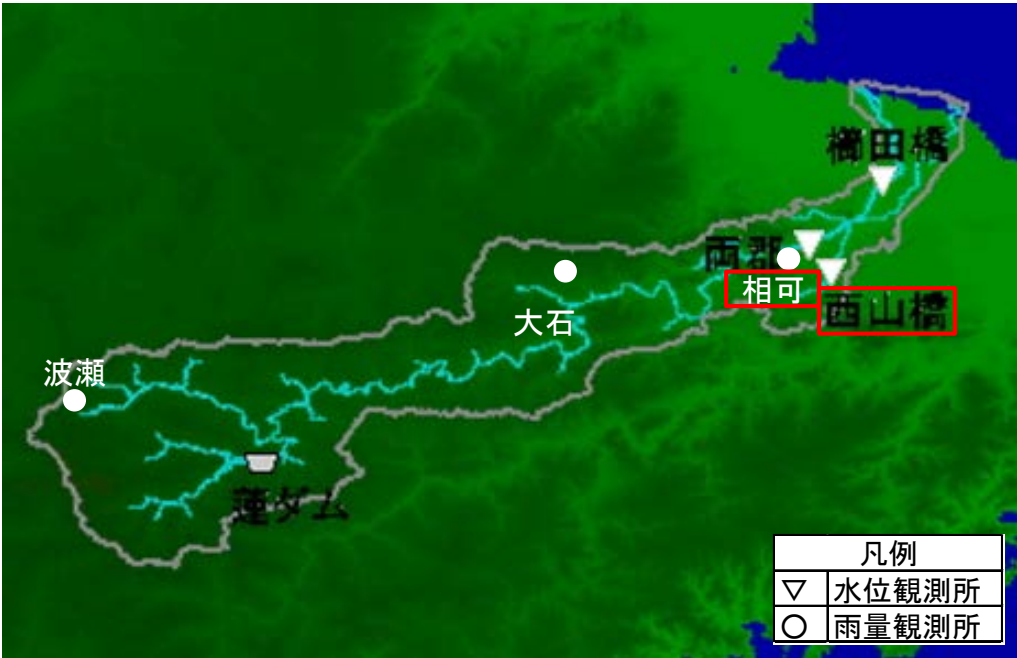
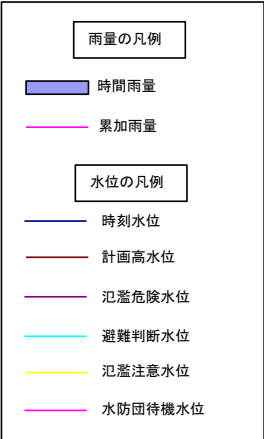
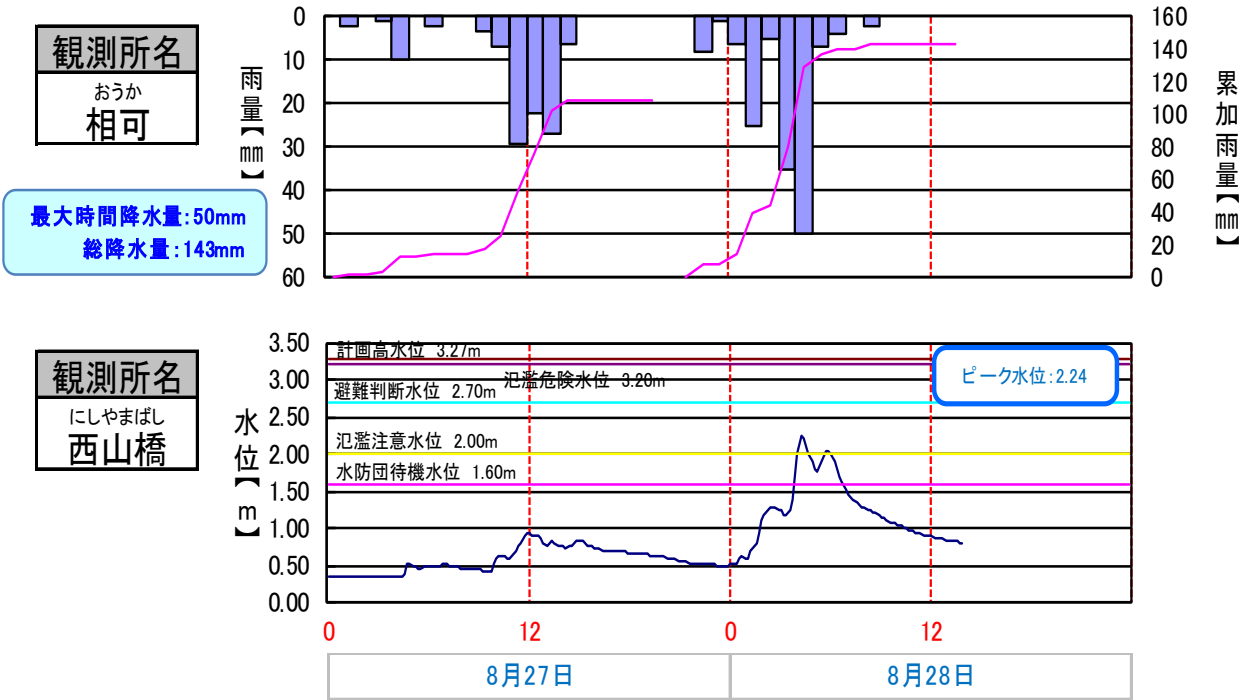
水防団待機水位



櫛田川水系の雨量・水位状況

- 佐奈川 西山橋水位観測所：氾濫注意水位を超過。

<佐奈川>



平常時と洪水時の状況

	平常時	洪水時
波瀬川・下川原橋観測所	2020.08.26 12:00  雲出川水系波瀬川左岸3.8k 三重県津市一志町井関 下川原水位観測所	2020.08.28 06:30 ピークは28日6:30 避難判断水位を超過  雲出川水系波瀬川左岸3.8k 三重県津市一志町井関 下川原水位観測所

予警報等の発表状況

○ 雲出川水系・櫛田川水系の3河川3観測所において、水防警報と水位到達情報を発表。
・水防警報 : 4回※ ・水位到達情報 : 4回※ ※解除を除く発表回数

<水防警報>

河川名		観測所名	準備	出動	情報	解除
雲出川水系	中村川	島田橋	① 8/28 6:20	② 8/28 6:40	－	③ 8/28 9:20
	波瀬川	下川原橋	－	① 8/28 5:50	－	② 8/28 9:30
櫛田川水系	佐奈川	西山橋	① 8/28 4:30	－	－	② 8/28 7:30

<水位到達情報>

河川名		観測所名	注意報・警報			解除
雲出川水系	中村川	島田橋	① 8/28 6:20 氾濫注意情報	② 8/28 6:40 氾濫警戒情報	—	③ 8/28 9:30 解除
	波瀬川	下川原橋	—	① 8/28 5:50 氾濫警戒情報	—	② 8/28 9:30 解除
櫛田川水系	佐奈川	西山橋	① 8/28 4:40 氾濫注意情報	—	—	② 8/28 7:30 解除

ホットライン実施状況

雲出川水系中村川・波瀬川において、避難勧告等の発令の目安となる避難判断水位に到達したため、松阪市・津市に対して事務所長よりホットラインを実施。

中部地方整備局 三重河川国道事務所
〒514-8502 津市広明町297
TEL : 059-229-2211(代)
<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/index.html>

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成
27
〜
29
年

平成27年9月関東・東北豪雨



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

平成28年熊本地震



②土砂災害の状況
(熊本県南阿蘇村)

平成28年8月台風10号



③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)

平成29年7月九州北部豪雨



④桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

平成
30
年

7月豪雨



⑤小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

台風第21号

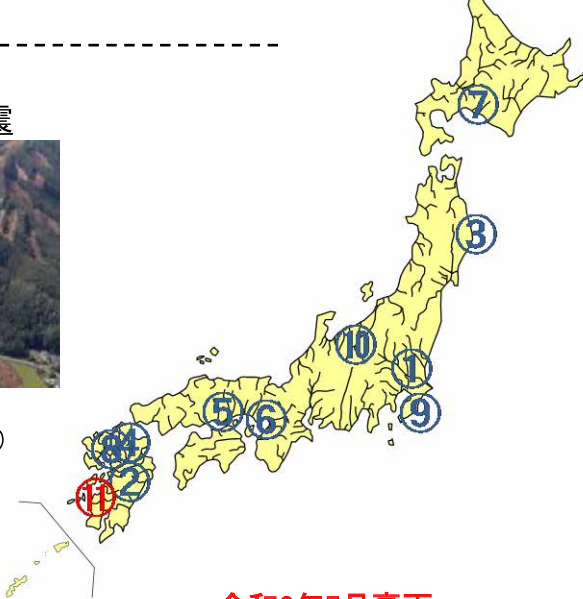


⑥神戸港六甲アイランドに
おける浸水被害
(兵庫県神戸市)

北海道胆振東部地震

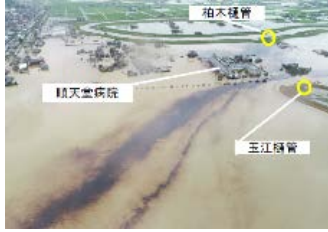


⑦土砂災害の状況
(北海道勇払郡厚真町)



令和
元年

8月前線に伴う大雨



⑧六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)

房総半島台風



⑨電柱・倒木倒壊の状況
(千葉県鴨川市)

東日本台風



⑩千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)

令和
2年

令和2年7月豪雨



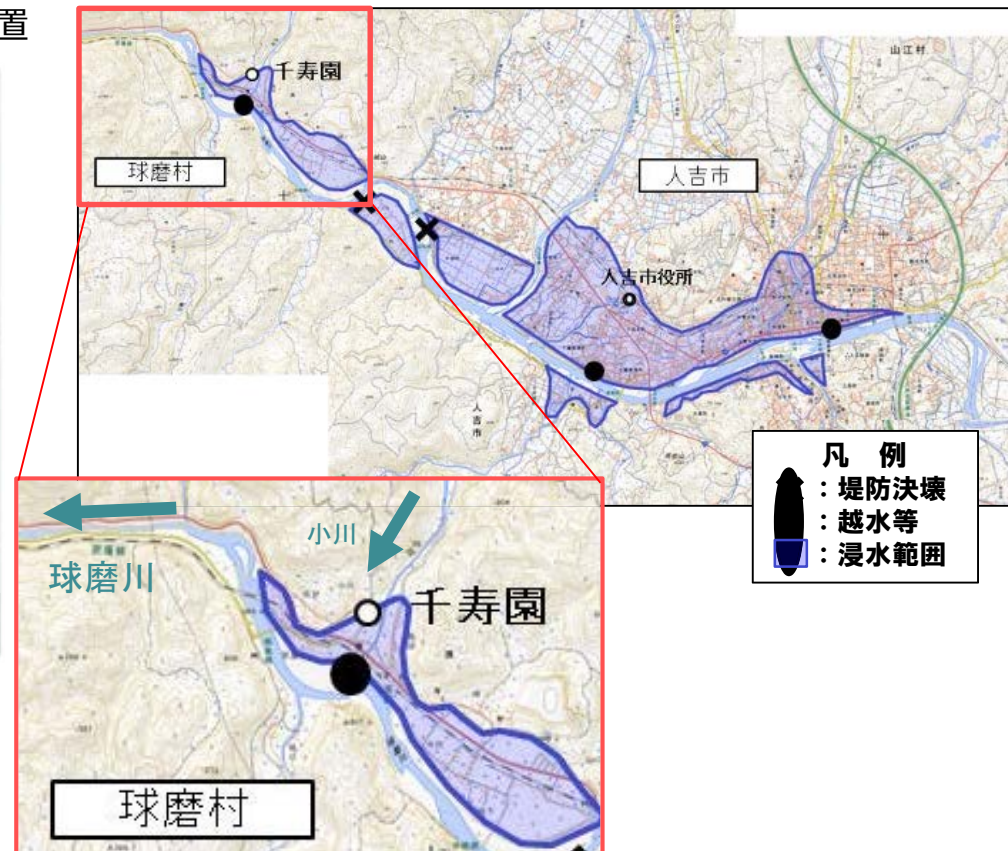
⑪球磨川における浸水被害状況
(熊本県人吉市)

球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園(せんじゅえん)」における人的被害

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」では、**施設の2階（約3m）まで浸水**、入所者70名のうち死者14名の人的被害が発生した。
- 同施設は水防法に基づく「避難確保計画」を作成し、避難訓練を実施していた。

球磨川の浸水区域（人吉市、球磨村渡地区周辺）
と千寿園の位置



○ 令和2年の災害対応において明らかになった課題に対し、関係部局が連携し、対応策を講じる。

【課題】

【対応状況と今後の取り組み】

7月豪雨

線状降水帯の予測精度向上と情報の改善について

- 気象情報で「線状降水帯発生の可能性」について提供予定（令和3年出水期から）
- 線状降水帯により大雨となる確率情報を半日前から提供予定。最新技術も導入し監視・予測精度を継続向上（令和4年から）

高齢者福祉施設における避難の実効性確保について

- 「高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策」についてとりまとめ予定（年度内）

道路の災害リスクの事前把握について

- 道路区域外からの大規模土砂崩落等、点検すべき新たな災害リスク等について、有識者会議で検討（9月）
- 新たに把握された災害リスクに対応する防災・減災対策を推進

台風第10号

台風情報の呼びかけで用いた表現について

- 有識者会議で課題を洗い出し（12月）
- 住民目線に立った対応策を引き続き検討（年度内）

TEC-FORCE（リエゾン）の事前派遣ルールについて

- 派遣要否の判断基準等について整備局へ通知済（10月）
- 派遣マニュアルを策定（年度内）

ダムの事前放流・洪水調節のわかりやすい説明について

- 洪水時にダムへの流入水を貯留して下流の流量低減を図っていることが伝わりやすいようにする。
- 実施ダム数の総数や内訳をわかりやすくする。

鉄道の計画運休・運転再開に向けた情報提供等について

- 全国の鉄道事業者にも周知し、次期出水期の計画運休に反映

椎葉村の土砂崩れによる建設業者の被災について

- 待機時の作業員の安全確保についての事務連絡を建設業団体宛に通知済（9月）
- 労災認定等の補償が受けられるよう、災害協定の見直しも含めて検討

高齢者福祉施設の避難確保に関する課題

- 避難確保計画等に定められている避難先が災害リスクに適切に対応した場所になっていない場合がある。【避難先の課題】
- 利用者のケアなど避難先での業務継続に懸念があるため、早期の立退き避難を躊躇している。【避難先や避難のタイミングの課題】
- 避難先に利用者を移動させる訓練まで実施している施設は少ない。【訓練の課題】
- 大雨や暴風等の事態が進行した状況では、交通が麻痺し、職員が施設に駆け付けることができない場合がある。【職員体制の課題】
- 令和2年7月豪雨で被災した高齢者福祉施設では、階段を使った上階への避難に大きな労力と多くの時間を要した。【設備の課題】等

避難の実効性を高める方策

避難確保計画等の内容や訓練の内容に関する事項

- 洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底

災害リスクに適切に対応した避難先等が選定されるよう、市区町村が施設に対して助言・勧告する支援策を講じる。等

- 訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

訓練結果を施設と市区町村が共有し、市区町村が施設に対して計画の見直し等について助言・勧告する支援策を講じる。等

- 職員や利用者の家族等への災害リスクおよび避難確保計画等の周知

避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、避難確保計画等の内容を周知する。非常災害対策計画と避難確保計画を一体化して作成するとともに、タイムラインを踏まえた分かりやすい計画を作成する。等

利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項

- 施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等

垂直避難スペースやエレベータ、スロープ等の設置を支援する。施設同士で避難受け入れ体制を構築する。業務継続計画の作成の徹底を図る。等

- 地域や利用者の家族と連携した避難支援体制の確保

地域住民や利用者の家族と連携した避難支援の協力体制を構築する。市区町村と施設が平時から情報交換するための場を構築する。等

- 職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

個々の施設の防災リーダーを育成するための講習会等の実施を推進する。等

- 災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等

災害リスクを有する場所に新設する場合の補助要件の厳格化を図る。著しい危害が生ずるおそれがある区域等の開発・建築行為の厳格化を図る。等

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 自治体関係部局や自主防災組織を対象とし、感染症拡大防止のために訓練で確認すべき事項を列記
- 訓練を通して、防災担当部局と保健福祉部局、保健所、消防等との連携に係る課題を確認

避難所開設訓練

- 避難所運営スタッフのPPE(個人用防護具の準備)、マスク着用の徹底、専用ゾーンごとの担当分け

避難者受入訓練

- 密にならない受入手順の確認、体温・体調確認、濃厚接触者等が来所した場合の専用スペースの受入れ

避難者割振訓練

- 避難所ゾーニング・区画ナンバリング、パーティション設置

情報受発信訓練

- 感染症情報についても避難者に情報共有

生活ルール策定訓練

- マスク着用、毎日の体温・体調確認、清掃等

避難所運営会議訓練

- 諸課題について対処方針を協議

保健・衛生・救護訓練

- 保健師巡回
- 毎日の体調チェック
- 濃厚接触者等が来所した場合の対応確認
- 保健所・医療機関・ホテル等との連携

食料配布・炊出し訓練

- 調理者のPPE
- 調理台の消毒
- 小分けで配食
- 使い捨て容器の利用
- 車両避難者や在宅避難者への配布方法検討

施設環境整備訓練

- 定期的な換気
- 共用箇所の消毒
- トイレ・シャワー・浴室の利用者区分
- トイレの清掃・消毒
- 感染廃棄物の取扱い

物資受入・配布訓練

- マスクや消毒液等、感染防止のための備蓄物資の確認
- 物資配布時に密にならない工夫
- 配布スタッフのPPE

車両避難者への対応訓練

- 受付、密を避ける駐車位置指定、健康指導、定期巡回、物資配布ルール、車両避難(車中泊)ルール

ペット同行避難者への対応訓練

- ペットの受入、避難スペースの確保、ペットを伴った避難ルール

装備品(PPE)

- ・ゴム手袋
- ・非接触型検温器



- ・フェイスシールド
- ・マスク

- ・カッパ

消毒訓練

- マスク、手袋等のPPEの徹底
- 消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウムの調製
- 手袋・マスクなどPPEの着脱訓練
- 運営スタッフ自身及び被災者を守るため、感染を防ぐための正しいPPE着脱方法について習熟を図る

PPE不足に備えるため、また、住民の参加意識を高めるため、クリアファイル等を利用したフェイスシールド作成訓練やプラスチック袋(ポリ袋等)を利用した簡易防護服作成訓練等もお勧め

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第2版)について

令和2年9月7日付け 内閣府(防災)・消防庁・厚生労働省・環境省連名通知

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200907tuuti.pdf>

これまでの取組状況及び今後の取組予定

令和3年6月2日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会

①想定最大規模の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

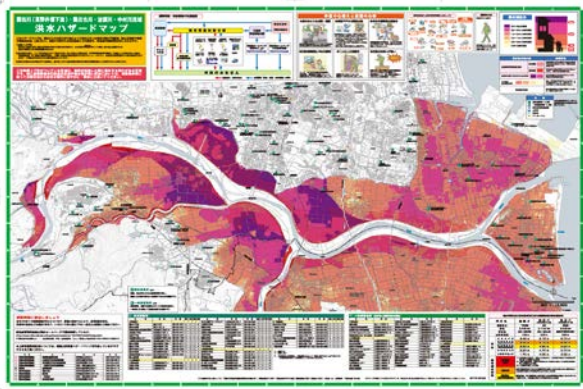
R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、市町において洪水ハザードマップを作成・周知。
- 流域治水関連法がR3.4.28に成立し、水防法の一部改正に伴い、洪水等を対象としたハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消。
- 水位周知河川はR元.6月までに洪水浸水想定区域図を公表済み。水位周知河川以外の河川において、R2年度末時点で104河川を公表済みであり、R3年度は、県管理河川すべてにおいて作成予定。

水防法改正の概要

○ 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応したハザードマップ作成
エリア（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の防御対象の
あるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数
（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）



※雲出川（国管理）流域における 洪水ハザードマップと住民説明会の様子

ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



周知・啓発

② 小中学校における防災(水災害)教育の実施

- 令和元年度より、小学校にて新学習指導要領の全面実施に向け支援校に対して防災教育の支援を実施しており、次年度も引き続き実施。
- 教材（副読本）、運営用資料（卓上模型、モニタージュ写真等）の授業運営に関する支援と合わせ、**各学校が主体となり継続的に実施できるような仕組みづくりを検討**していく予定。

河川名	学校名	学年	実施時期	備考
雲出川	津市立一志西小学校	4年生	9月中旬	※R2新規
	津市立香良洲小学校	4年生	9月上旬	※R元年度対象校
櫛田川	松阪市立掃水小学校	4年生	10月上旬	※R元年度対象校
	松阪市西黒部小学校	4年生	10月下旬	※R2新規
宮川	伊勢市立佐八小学校	4年生	10月下旬	※R2新規
	伊勢市立御園小学校	4年生	10月下旬	※R2新規
	伊勢市立豊浜西小学校	4年生	9月上旬	※R元年度対象校
	伊勢市豊浜東小学校	4年生	10月下旬	※R2新規



令和2年度の実施状況（津市立香良洲小学校）



② 小中学校における防災(水災害)教育の実施

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 防災教育の支援の一環として、**ポータルサイト**を作成。
- ポータルサイトのコンテンツとして、「トピックス」、「学校教育教材」、「学習用素材」、「**教員の方へ（e-learning）**」を掲載。

コンテンツ	概要
トピックス	学校や地域において、防災教育を実施した事例、実施のきっかけや実施までの準備・流れ、使用した教材、参加者の反応などを紹介
学校教育教材	学校防災教育用に作成した副読本、学習指導・発問計画、プリントを紹介
学習用素材	学習習用のマイクロモデル（模型）、フォトモンタージュ、防災カードゲーム等の素材・リンク先を紹介
教員の方へ(e-learning)	三重県内で実施された防災教育の試行授業動画（ダイジェスト版）を掲載 ※全4時限、それぞれ2動画掲載（各2分程度）

ポータルサイトのホーム画面



e-learning（試行授業動画（ダイジェスト版））



② 小中学校における防災(水災害)教育の実施

- 「学校教育教材（副読本）のワークシート（ポータルサイトに掲載）」や、「小中学生向けマイ・タイムライン検討ツール ～逃げキッド～」を活用し、家族と一緒に考え・取り組む学習を促進。
- 家庭学習に防災教育を取り入れることで、防災意識・行動促進が子供から親へ、さらには地域へと波及し、地域の防災力向上に繋がることが期待される。

家庭学習用ワークシート

ワークシート 副読本 24～26ページ 年 組 名 前 ()

3 水害時にわたしたちがとるべき行動

■ 家族のふたりにハザードマップを見ながら、身の回りの危険を確認しましょう。

① 自宅の位置に印を入れましょう。 【どちらかに丸】

② 「1」では、水につかかりますか？ 水につかる ・ 水につからない

③ 水につかる場合、どのくらいの高さまでつかりますか？自宅が水につからない場合は、次の場所を確認しましょう。(瀬せきの家、自宅近くのよく行く場所、家族のつとめ先など)

【場所】 () は () まで水につかる

この文章を使って書き入れましょう。

5.0m 2階の天井より上までつかる

3.0m 2階の天井より上までつかる

0.5m 1階の天井より上までつかる

おとなの「ひき」までつかる

④ 自宅または③で考えた場所は、避難がた ずれがある地域に入っていますか？

【場所】 () は、建 物 () である

⑤ 学校(自宅)は安全ですか？

家族と一緒にハザードマップを確認したり、副読本の内容を共有できる

小中学生向けマイ・タイムライン検討ツール ～逃げキッド～

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考えよう！！

避難が発生するまでに、一工夫考えて、命をまもろう！

「川の水が氾濫」するまでの主な備え

5～9日 台風が発生

AがBのどちらかにまるをつけてね。他にも考えがみつかったら記入欄に書いてみよう！

Q1 避難の準備は？ A 避難の準備 B 避難の準備

Q2 避難するときに使うカバンは？ A リュックザック B 手提げ袋

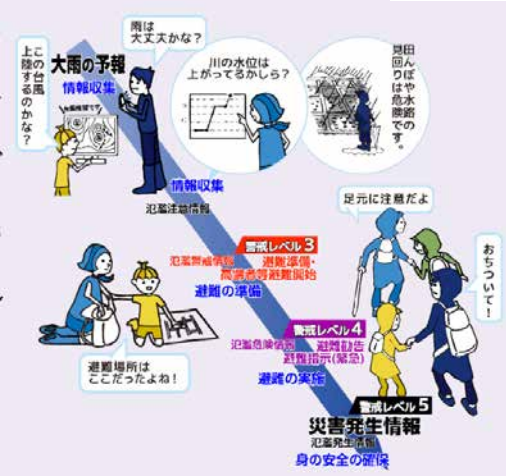
Q3 どこを避難する？ A 避難するところ B 避難するところ

Q4 川の水位をどうやって調べる？ A 川へ行く B パソコンで見る

Q5 どんな靴を履いて避難する？ A 歩きやすい靴 B 雨靴

子供だけでは決められない行動も、家族と一緒に考えることで、親も考える機会になる

マイ・タイムラインとは？



いざというときにあわてずに行動するために、いつ、何をするのかを整理したものが、マイ・タイムラインです。

③水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 地域住民（特に要配慮者）の皆様の早期避難行動に繋がるよう、地域の防災リーダーである自主防災組織や要配慮者支援を行っている地域包括支援センター等での防災講座を実施。
また、地域活動サークルや企業、外国人等を対象とした防災講座を行うことも可能。
- 防災講座では水害リスクや入手可能な防災情報解説やマイ・タイムラインなど避難行動を考えるワークショップ等の運営支援を実施。

<水害リスクや防災情報をわかりやすく解説>



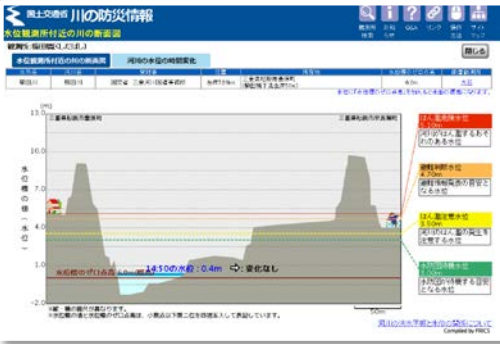
防災をわかりやすく解説



R1 三重県北勢浸水（実績）



ケーブルテレビでの映像配信(ZTV)



川の防災情報

地域の皆さんが入手できる防災情報

<楽しく防災を学ぶワークショップ等>



自らの避難行動を考えるシートを活用した講座（台風・大雨に備えるマイ・タイムラインをつくろう！）



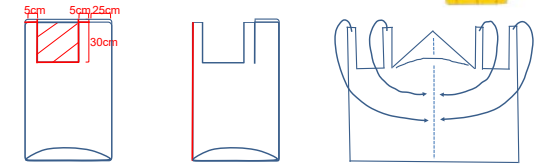
事例：豊橋創造大学学園祭でのワークショップ



いざという時に役立つ防災グッズづくり
事例：商業施設での防災イベント

ゴミ袋で合羽(ポンチョ)

さあ、避難する時。合羽がない！
そんな時は、ゴミ袋で手作り合羽を作りましょう。



- ①ゴミ袋の底を上にして、右から25cmほどの位置に切り込みを入れる。
次に斜線部分を切り取り、短い赤線部分を2カ所切り離す
- ②左側の折り目（赤線の部分）を切り離す
- ③開いて、三角の部分に頭を入れて、2本のひもを紐ぐと出来上がり

③水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 防災・減災への取組実施である河川管理者や防災部局と高齢者福祉部局とが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施。
- 要配慮者利用施設及び地域包括支援センターを対象として、避難情報・行動に関する理解促進、要配慮者の避難支援の事例紹介等について、講習会（web会議活用）を実施。

No.	対象施設（市）	実施日	開催形式	講習内容
1	特別養護老人ホームくすのき園（鈴鹿市）	令和3年1月28日（木） 10：00～11：00	オンライン開催 （施設会議室と事務局を接続）	①水防災の基礎知識 ②要配慮者の避難行動に関する事例紹介
2	津北部西地域包括支援センター（津市）	令和3年1月28日（木） 14：00～15：30	会場・オンライン同時開催	①水防災の基礎知識についての解説 ②避難情報・避難行動に関する個人ワーク ③要配慮者の避難行動に関する取り組み
3	津市在宅療養支援センター（津市）	令和3年2月25日（木） 18：30～20：40	会場・オンライン同時開催	①近年の水害被害について ②津市の災害リスクについて（土砂災害、地震・津波、高潮、水災害） ③避難情報等について（水害・土砂災害）



R3.1.28 津市北部西包括支援センター 防災講座



R3.2.25 津市在宅療養支援センター 防災講座

③水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 要配慮者利用施設及び地域包括支援センター等を対象とした講習会は、効果は対象施設に限られること、地域全体での避難に関する理解促進には時間を要すること等から、避難情報・行動に関するeラーニングを作成予定。
- 併せて今後、これらを活用した講習、職員研修での活用等について検討予定。

避難情報・行動に関する e-learning

ワーク1：水害リスク等と避難先の確認

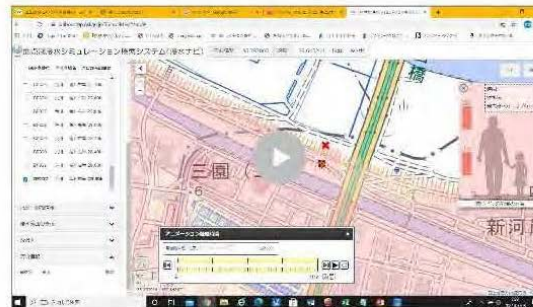
◇ご自身のお住いの場所の浸水深を調べてみましょう。

浸水深：□□□□□m

【作業説明】

- ・ 浸水ナビにアクセスし、お住いの場所の浸水深を調べてみましょう。
- ・ 画面右の「地点から」のタブをクリックし、お住いの住所を入力しましょう。
- ・ 「浸水深が最大となる破堤点」をクリックすると、地図上に浸水深が表示されます。
- ・ お住いの地点をクリックすると、最大浸水深が表示されます。

▶次の設問へ



<チュートリアル動画>

④危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、**水位計未設置河川や地先レベルのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。**

(R3.3末時点で、三重河川国道事務所にて84基、三重県にて211基設置済み)

- 機能を限定した低コストの簡易カメラ（簡易型河川監視カメラ）を設置し、**多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。**

(R3.3末時点で、三重河川国道事務所にて39基設置、三重県にて44基設置)

簡易型監視カメラの閲覧方法（川の水位情報より）

川の水位情報

- ・危機管理型水位計・通常水位計・河川カメラ(簡易型河川カメラも含む)が同一画面上に表示。
- ・氾濫するまでどの程度の余裕があるかリアルタイムに確認。
- ・河川カメラ(簡易型河川カメラ含む)により、河川の状況を画像にて確認

川の水位情報
<https://k.rever.go.jp/>



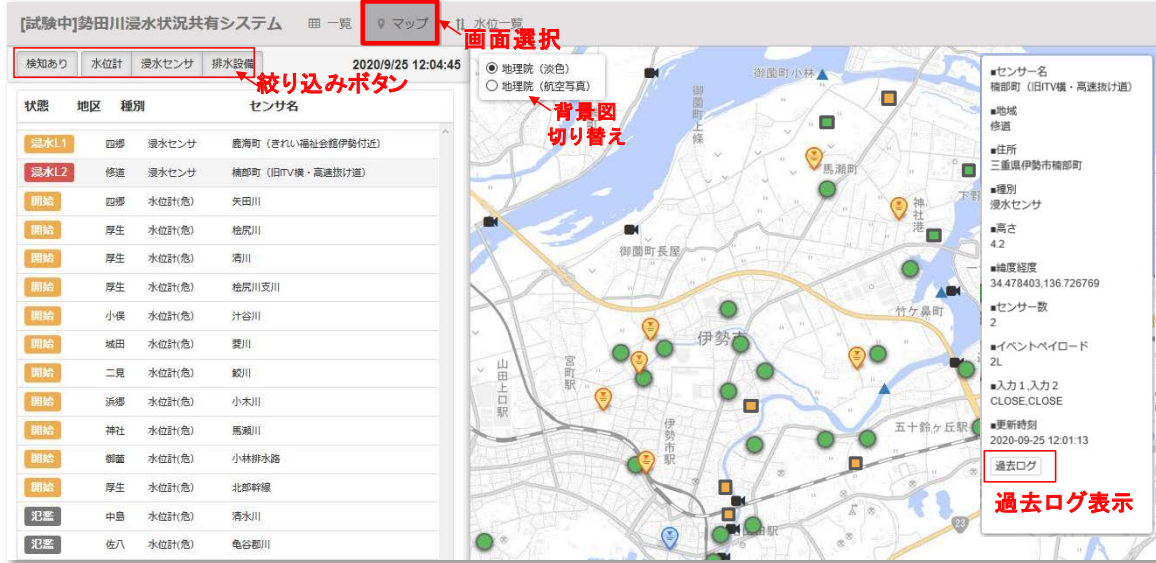
洪水時は事務所HP・Twitterでも防災情報を発信しています
HP : <https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>
Twitter : https://twitter.com/mlit_mie

⑤流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 令和2年9月より、宮川（勢田川）流域で簡易浸水センサ等を用いた「浸水状況共有システム」の現場実証を開始しており、次年度も現場実証を継続。
- 伊勢市では、中部電力（株）と連携し、スマートメータを活用した下水道水位検知の試行について検討するとともに、浸水状況共有システムは、他流域等での活用・検討について支援。

簡易型浸水センサ等を用いた防災情報の共有支援



【簡易浸水センサ】

- 浸水検知なし ※センサ検知なし
- 浸水検知 (L1) ※道路路面等の浸水(5cm程度)を把握(早期検知)
- 浸水検知 (L2) ※家屋浸水や避難困難となる浸水(30~50cm)を把握

【排水設備稼働状況】

- 稼働中
- 停止

【危機管理型水位計】

- 平常
- 観測
- 危険
- 氾濫

【スマートメータの活用試行】

スマートメータ通信網の自動検針以外への応用

スマートメータ通信網の利点を活かした「水道ソリューション事業」を、様々な自治体と共同で検討している。

- スマートメータ通信網は、自動検針以外のデータについても通信可能。
- 「地面の下に・電池駆動で・長期間通信できる」というスマートメータ通信網の利点を活かした「水道ソリューション事業」を、様々な自治体と共同で検討している。

スマートメータシステム

スマートメータ通信網の利点を活かした「水道ソリューション事業」を、様々な自治体と共同で検討している。

① 氾濫検知サービス (〇〇市・〇〇市)

「マンホール内(内水)の水位」「中小規模河川の水位」が把握できていないという課題に対し、「電池駆動で遊覧物通能力が高い」という利点を活かしたソリューションを提供するサービスを開発中

発生の方 雨水を河川へ流す排水が滞りつかず、小さな川やマンホール、側溝から水が溢れる氾濫

発生の方 大雨により大きな河川の水量が増え、堤防が決壊したり、堤防を超えて水があふれる氾濫

内水氾濫 外水氾濫

下水道設備(見えない部分)の水位を計測し、見える化する

内水氾濫検知サービス

中小規模な河川・用水・ため池の水位を計測し、見える化する

河川水位計測サービス

避難路（アンダーパス）等で大雨時の通行止め冠水状況把握に、簡易型浸水センサを活用



⑥洪水を安全に流すためのハード対策 (防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 平成30年7月豪雨では、**樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等により流下阻害や局所洗掘**を起こし、氾濫や施設被災の一因となった。
- 全国には、これらの事象によって、氾濫発生危険度が高い河川が多く存在している可能性があることから、こうした**危険性が高い区域を緊急的に点検**したうえで、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより危険性を解消する。

対策の内容・効果

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水はん濫により、人命被害リスクの高い危険箇所について、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより、水位低下を図る。



R2年度樹木伐採＋河道掘削実施状況 雲出川左岸7.0k付近

R2年度土砂撤去実施状況 長野川1.5k付近

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 広報誌等を活用し、出水期前の防災特集や年間を通じた定期的な防災・河川情報の提供等を継続的に実施。
- 出水期（6月～10月）を対象とした広報誌へ掲載する防災・河川情報について案を作成。



水防行政における情報共有

特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正する法律

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】
 - ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**（全国の河川に拡大）
 - ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等**を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施
2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】
 - ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）
 - 利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）
 - 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
 - ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】
 - ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等**により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
 - 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化（※予算関連）
4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】
 - 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
 - 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
 - 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加
- 

流域治水のイメージ

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村〕約12%
〔任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村〕約50%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ



3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

閣議決定：令和3年3月
公布：令和3年5月10日
施行：令和3年5月20日

避難情報について(災害対策基本法の一部改正)

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 避難のタイミングを明確にするため、**警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化**(現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する)
- 災害が発生・切迫し、**警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報**を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ
- 早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し**

警戒レベル		新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	せんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1		
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~				
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2		
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3		
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)		これまでの避難情報等
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)		

令和3年5月20日から  
ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**  
ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月10日)  
新たな避難情報に関するポスター・チラシより

# 避難情報に関するガイドライン・氾濫開始相当水位について

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 「避難情報に関するガイドライン」では、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準の設定例として、**『氾濫開始相当水位』**を1つの目安とすることが示されており、「平時より河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある」

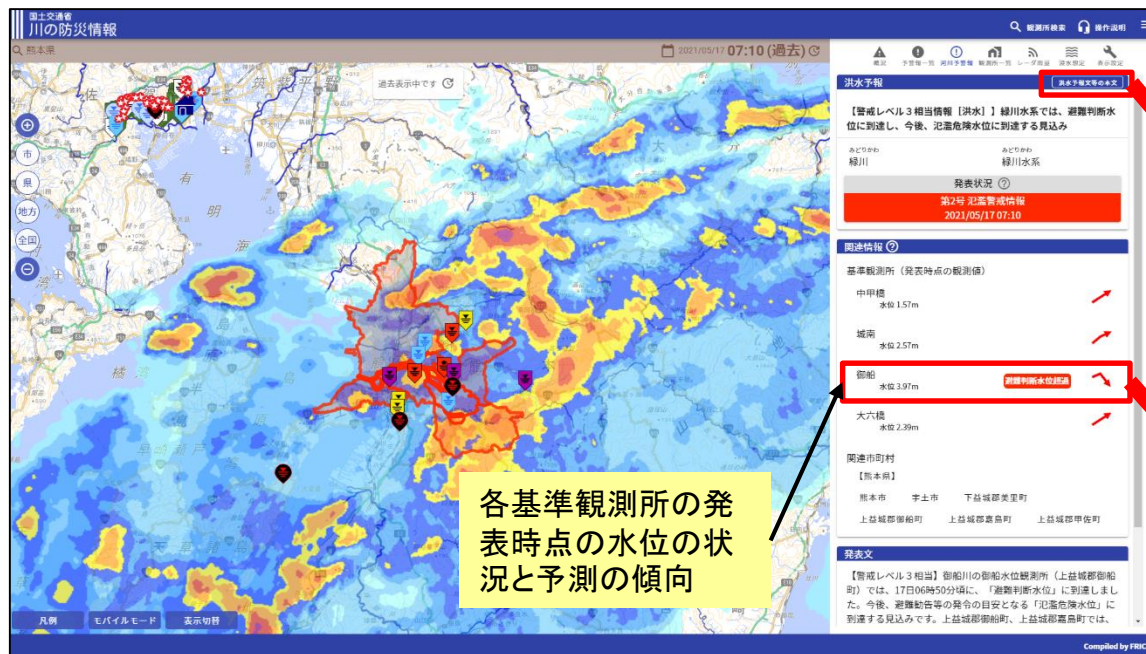
## 氾濫開始相当水位：

危険箇所において堤防天端高など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位





## 洪水予報画面

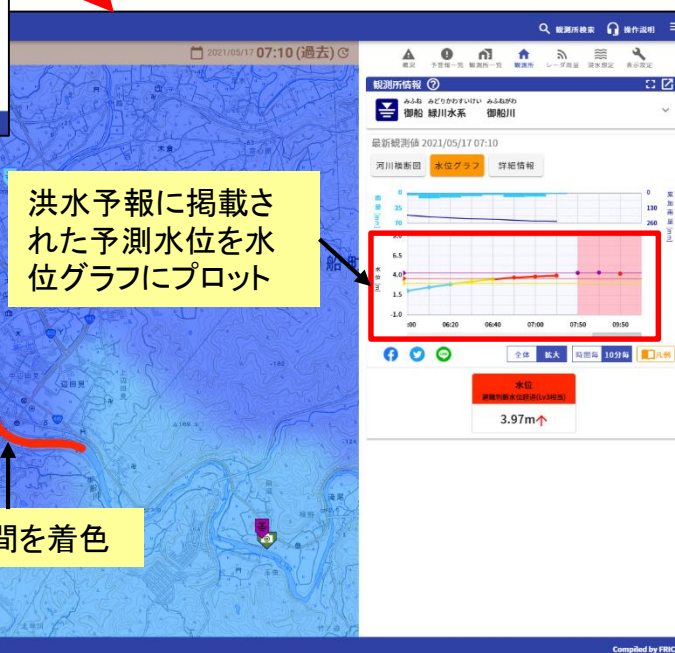


各基準観測所の発表時点の水位の状況と予測の傾向

## 洪水予報文(PDF)

The PDF document contains the following information:

- 発表者** (Publisher): 国土交通省 熊本河川国道事務所 熊本地方気象台
- 第1受報者** (1st Recipient): 機関名
- 第2受報者** (2nd Recipient): 機関名
- 第3受報者** (3rd Recipient): 機関名
- 正規** (Official): 緑川水系氾濫警戒情報
- 見出し** (Title): 緑川水系洪水予報第2号 令和3年05月17日07時10分 熊本河川国道事務所 熊本地方気象台 共同発表
- (主文)** (Main Text):
  - 【警戒レベル3相当情報【洪水】】緑川水系では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み
  - 【警戒レベル3相当】御船川の御船水位観測所（上益城郡御船町）では、17日06時50分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。上益城郡御船町、上益城郡高島町では、御船川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
- (雨量)** (Rainfall): 多いところでは1時間に90ミリの雨が降っている。この雨は当分の状態が続くでしょう。



洪水予報に掲載された予測水位を水位グラフにプロット

発表区間を着色

## 水位観測所画面

# 「川の防災情報」での予測水位情報の提供

R3年度 第1回大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 「川の防災情報」ウェブサイトでは、今年3月リニューアルし、地図画面のGIS化や地点登録機能などを追加し、情報提供の充実をすすめているところ。
- 指定河川洪水予報で発表された6時間先の予測水位についても、「川の防災情報」において水位グラフで確認が可能。



# 取組方針改訂に向けた今後の予定

令和3年6月2日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外  
大規模氾濫減災協議会



## 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川の減災に係る取り組み方針

- 平成28年度から概ね5か年で実施する取組を位置付け
- 概ね5年間で達成すべき目標  
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。
- 目標達成に向けた取組
  1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
  2. 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
  3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組



令和3年度台風期を目標に、新5ヶ年の取組方針の策定が必要  
流域治水プロジェクトにおける避難・被害軽減等のソフト対策  
＋  
ハード対策(短期)

### ■ 今後のスケジュール

○令和3年6月2日(水)  
**令和3年度第1回協議会**  
＜主な内容＞  
・令和2年度までの取組状況の共有

○令和3年9月頃(予定)  
**令和3年度第2回幹事会**  
＜主な内容＞  
・前5ヶ年の取組状況等を踏まえた新5  
カ年の取組方針案

○令和3年10月頃(予定)  
**令和3年度第2回協議会**  
＜主な内容＞  
・新5ヶ年の取組方針の決定

# 令和2年度の各機関の取組

令和3年6月2日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外  
大規模氾濫減災協議会

# ①想定最大規模外力を対象とした洪水浸水想定区域図を元にした洪水ハザードマップの策定・周知

機 関 名	概 要
鈴鹿建設事務所	想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の策定・公表
四日市市	水防法改正に伴う防災マップ改正ワークショップ
鈴鹿市	ハザードマップの策定・周知
津市	浸水想定の見直しに伴う洪水ハザードマップの更新・周知
松阪市	想定最大規模のハザードマップ作成・周知
明和町	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施・洪水ハザードマップ作成
玉城町	ハザードマップの周知・避難確保計画の策定及び住民への情報提供
大台町	ハザードマップの作成・各戸配布
度会町	防災マップの策定・周知
伊勢市	高潮ハザードマップの作成
大紀町	ハザードマップの策定・周知、水害教育、要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施等
南伊勢町	ハザードマップの作成・住民への周知

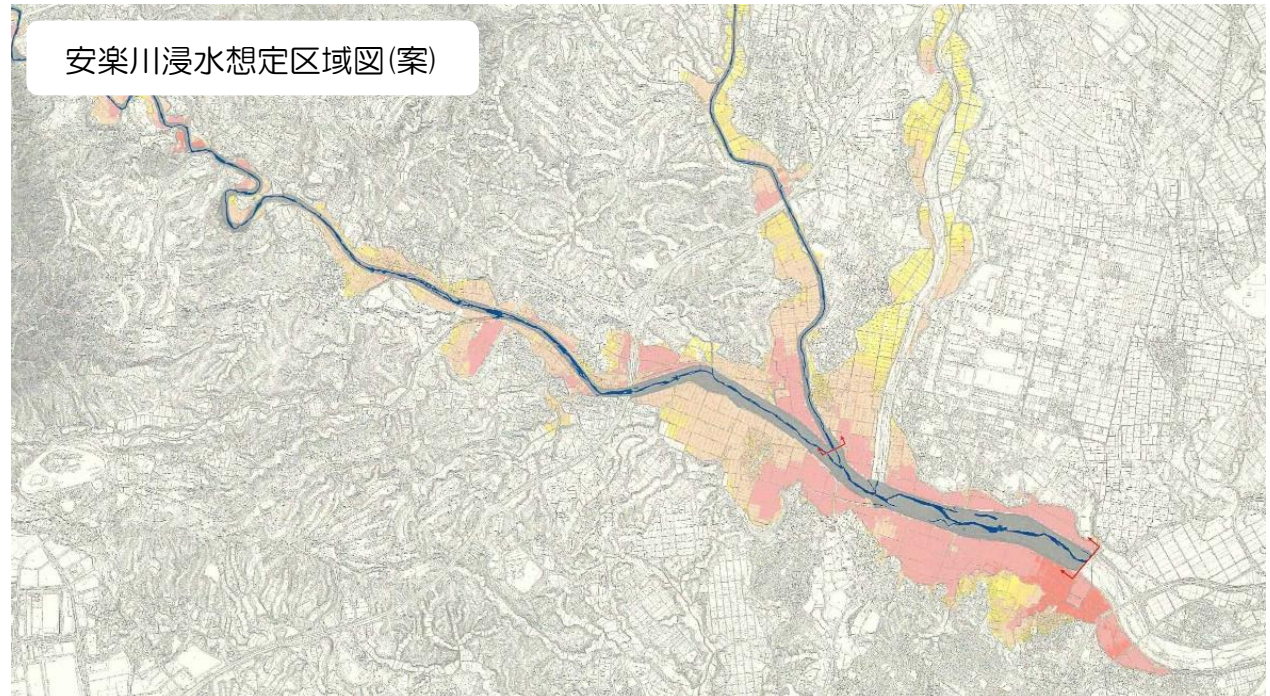
# 洪水浸水想定区域図の策定・公表

- 平成27年水防法改定に伴い、洪水浸水想定区域図の対象降雨を河川整備において基本となる降雨（計画規模降雨）から想定し得る最大の規模（想定最大規模）に拡充し指定・公表を行っています。

水位周知河川	公表日
中ノ川	令和元年5月7日
堀切川	
釜屋川	
棕川	

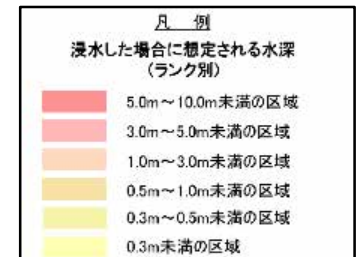
既往浸想図の改定	公表日
芥川	令和2年3月25日
金沢川	
田古知川	

県管理河川	公表日
安楽川	令和3年5月予定
八島川	
浪瀬川	
鈴鹿川	
加太川	
桜川	



## 公表資料

- 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（計画規模）
- 洪水浸水想定区域図【浸水継続時間】（想定最大規模）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）（河岸浸食）





# 水防法改正に伴う防災マップ改正ワークショップ 概要 1/2

## 住民ワークショップの実施概要

- 平成30年度は鈴鹿川水系（鈴鹿川・内部川）、令和元年度は朝明川水系  
令和2年度は三滝川・海蔵川水系の対象地域で住民ワークショップにより、防災マップ（洪水ハザードマップ）の作成、検討を実施した。また、令和3年度は天白川・鹿化川水系で実施を予定している。
  - 住民ワークショップは各地区にて3回実施
  - 地区防災組織を中心とし、多様な主体の参画を募る

### 三滝川・海蔵川（10地区）

中部（中央・共同・同和・浜田・港）・橋北・羽津・常磐・海蔵・三重・神前・川島・県・桜

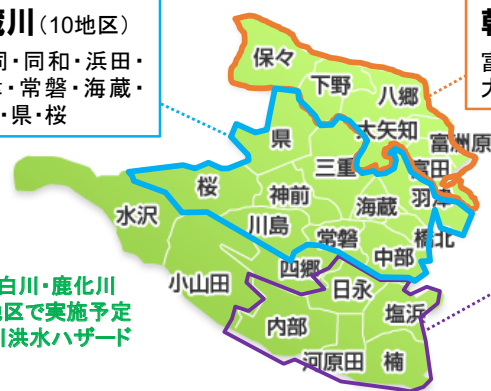
### 朝明川（6地区）

富洲原・富田・八郷・大矢知・下野・保々

### 鈴鹿川・内部川

楠・塩浜・内部・河原田・日永

- 令和3年度は天白川・鹿化川の影響のある地区で実施予定（天白川・鹿化川洪水ハザードマップ作成）



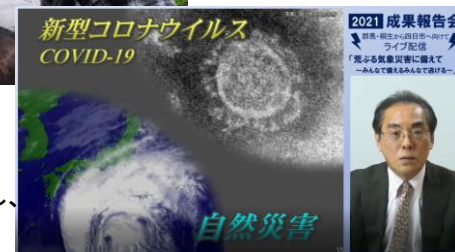
## 三滝川・海蔵川水系のワークショップの概要（令和2年度）

実施回	開催日程	会場	内容
第1回	令和2年 12月5日 ～20日	各地区市民センターや総合会館	- ワークショップ                                 - 趣旨説明                                         - 三滝川・海蔵川 逃げどきマップ（素案）    - 気づきマップ（素案）          - テーブル意見交換・発表                                         - 危険箇所等の情報聴取
第2回	令和3年 1月17日 ～2月14日	各地区市民センターや総合会館	- ワークショップ                                 - 第1回を受けた修正点の説明                                         - 三滝川・海蔵川 逃げどきマップ（修正案）          - テーブル意見交換・発表                                         - 防災カルテ（案）の意見聴取    - 地区内の危険箇所等の掲載内容の確認
第3回	令和3年 3月14日	四日市市総合会館（オンライン配信）	- 講演（講師：東京大学 片田敏孝特任教授）                                 - 各地区で行われたワークショップのまとめおよび報告    - 三滝川・海蔵川水系の逃げどきマップ、気づきマップの提示

ワークショップは感染症対策の上で実施



成果報告会は  
オンラインで実施し、  
Youtube配信



令和元年度 朝明川水系のワークショップの様子

令和2年度 三滝川・海蔵川水系のワークショップの様子



# 水防法改正に伴う防災マップ改正ワークショップ 概要 2/2

## 四日市市洪水ハザードマップ（鈴鹿川水系）

- 単なるハザードマップという位置づけだけでなく、“**自立ある防災**”を地域で進められるような“**リスクコミュニケーションツール**”として位置づけ。
- 四日市市民が、「ハザードマップ」を“**主体的に活用**”することで、“災害に向き合う姿勢”がこの地に暮らす上での“**あたりまえ（住まう作法）**”として根づいた地域づくりを目指す。

### 表面

表紙：洪水を強調  
避難のポイントを掲載

気づきマップ：  
河川別の浸水域

情報の  
入手方法を掲載



洪水から命を守る対応

裏面で判定する行動指針の説明

### 裏面

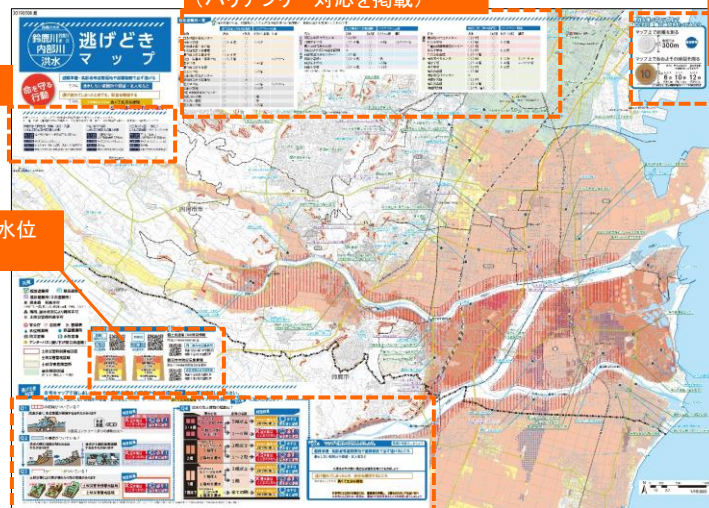
避難所一覧を5地区以外も掲載  
（バリアフリー対応を掲載）

避難距離  
等の計り方  
の掲載

降雨条件

注意する水位  
と調べ方

判定フローの簡略版



## 四日市市防災カルテ

- 今後の地域での“みんなで逃げる・みんなで備える（地区防災計画の作成）”取組みのために、各地区ごとの災害特性を分析し、各地区に応じた防災上、注意すべき事項等をまとめた防災カルテを作成



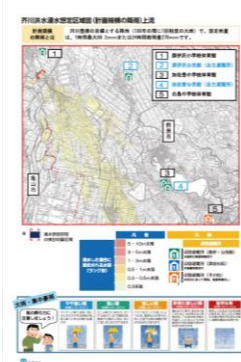
- ワークショップで聴き取った、災害に関する記録や過去の災害発生箇所、避難の際の危険な箇所、地域に残したい知識や知恵等を地図に落とし込み掲載

## 【重点項目】ハザードマップの策定・周知

○広報すずか 令和2年7月5日号  
迅速な避難に向けた情報収集や行動と、令和元年5月に三重県が見直した中ノ川、堀切川・釜屋川、棕川の洪水浸水想定区域図(計画規模・想定最大規模)を掲載



○広報すずか 令和2年8月5日号  
危機管理型水位計の水位と、令和2年3月に三重県が公表した金沢川・田古知川、芥川の洪水浸水想定区域図(計画規模・想定最大規模)を掲載



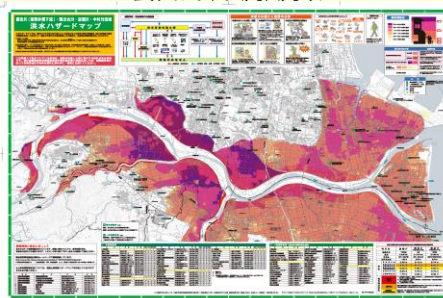


## 取組内容

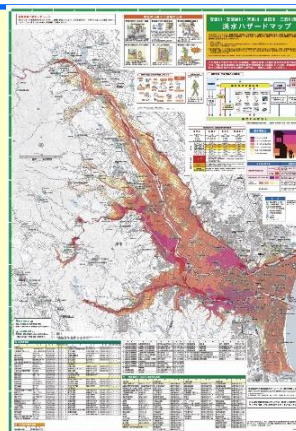
平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定区域を作成する際の前提となる降雨が、従前の「計画規模」から「想定最大規模」に変更となり、各河川流域における浸水想定区域の見直しがなされた。浸水想定区域の見直しが完了した河川から順に洪水ハザードマップの更新を行い、令和元年度に市内すべての洪水ハザードマップの更新が完了となった。令和2年度以降についても、地域の学習会等の機会をとらえ、洪水ハザードマップの周知を行っている。

## 国管理河川 洪水ハザード マップ

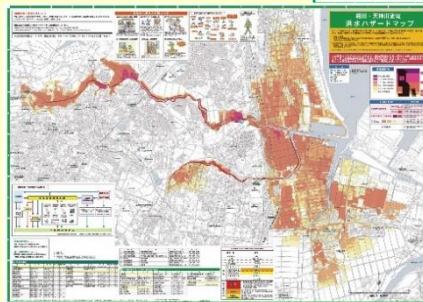
※雲出川(下流)流域



※安濃川・岩田川流域

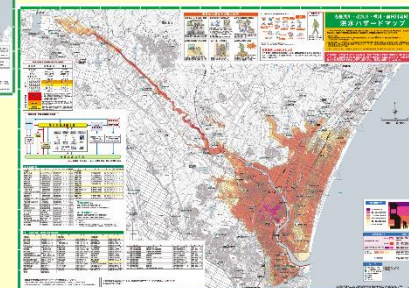


※相川流域



## 県管理河川 洪水ハザード マップ

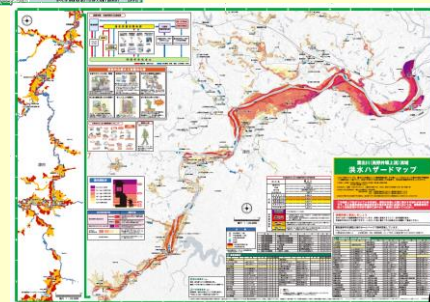
※志登茂流域



※中ノ川流域



※雲出川(上流)流域



※雲出川(下流)流域における 洪水ハザードマップと住民説明会の様子(H29)





# 【重点項目①：想定最大規模のハザードマップ作成・周知】

## 【作成】

- 国土交通省による水防法に基づく浸水想定区域公表を受け、平成30年度に洪水ハザードマップ（櫛田川・雲出川）を作成。
- 令和元年度は県による水防法に基づく浸水想定区域公表を受け、三渡川水系、碧川水系、阪内川水系、金剛川水系の洪水ハザードマップを作成。  
（令和2年3月完成、令和2年7月対象各戸に配布。）
- 想定最大規模の洪水に対応するため、指定緊急避難場所の見直しを行った。

## 【周知】

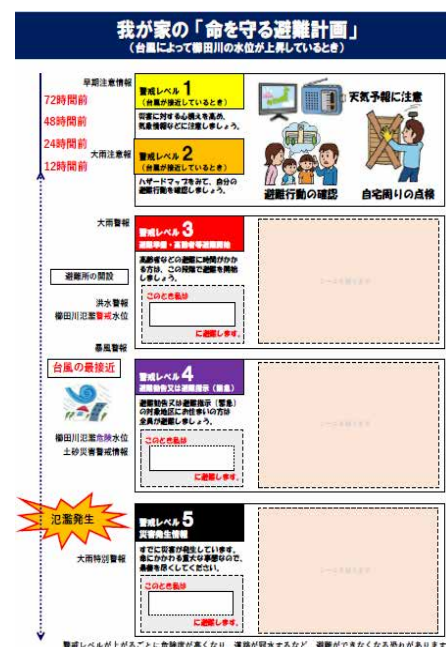
- 令和元年度には、学校区単位で各自治会長へ説明会を開催し、洪水ハザードマップの考え方や住民に対する啓発への手法について説明をした。また、小野江地区では、地区防災訓練の機会に住民説明会を開催した。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、住民説明会の開催を見送った。各自治会長へ説明の上、希望があれば個別に対応する方針とした。

## 【周知】

○住民向け出前講座により、洪水ハザードマップの見方や避難行動の考え方を説明し、個々の住宅のハザード、建物構造等を確認し、警戒レベルに応じてどう行動すべきかを、世帯ごとに作成するワークショップにより、洪水リスクの周知、避難行動の理解促進に努めている。  
（てい水・豊地・中川地区の一部で実施）



写真：令和2年11月15日 てい水まちづくり安全防災部ワークショップ



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

## 重点項目に係る明和町における取組

### ●要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施について

想定最大洪水浸水想定区域図に基づき、平成30年度から浸水エリア内の要配慮者施設をピックアップし、避難確保計画の作成・避難訓練の実施の説明を実施

明和町内の該当施設 20施設

避難確保計画提出済施設 20施設

### ●最大規模の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップ作成

想定最大規模のハザードマップの作成 国管理河川 櫛田川

県管理河川 笹笛川、大堀川

※令和元年度に作成（笹笛川、大堀川）

令和2年度に作成（櫛田川）



## 取組① 住民の避難対策

### ○ハザードマップの周知 [R元年度改訂]

地域への防災講話等の実施

総合防災マップ・外城田川治水整備計画説明会

### ○避難確保計画の策定

浸水区域内の15施設へ要請・策定支援 (令和2年度から)

### ○住民への情報提供

危機管理型水位計	(1河川)	3箇所
河川監視カメラのライブ映像配信	(2河川)	3箇所
雨量観測装置		1箇所

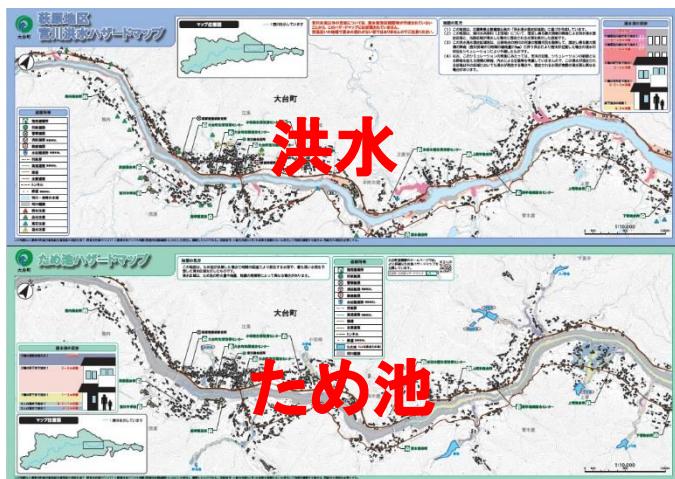
## 取組① 地域への防災講話等の実施

### 町防災技術指導員による講話



## ・ハザードマップの作成、各戸配布

令和元年6月に三重県が公表した宮川上流域の洪水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを令和2年度に作成。既存の土砂災害ハザードマップと、ため池ハザードマップを含め一元化を図り、各家庭に配布し、防災意識の向上を図った。



## ① 度会町防災マップの策定・周知について

令和2年度事業にて策定、全戸配布済み。

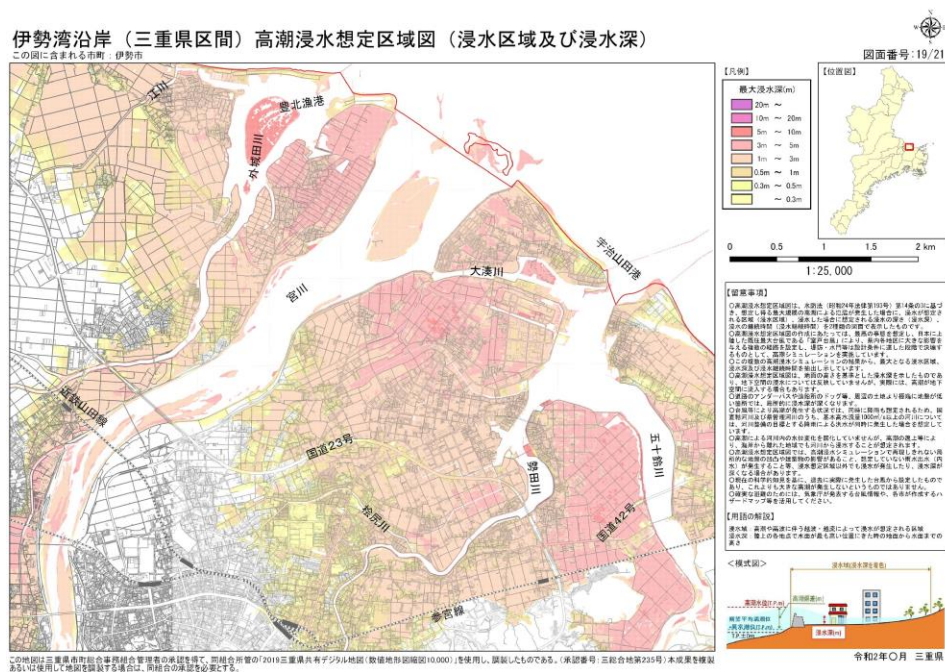
今後は訓練や避難に活用する。また、自主防災会が地区避難計画を策定するにあたってのツールとする。

### 【内容】

- ・土砂災害ハザードマップ（イエロー・レッドゾーン）
- ・洪水ハザードマップ（想定最大規模及び家屋倒壊危険ゾーン氾濫流・河岸浸食）
- ・ため池ハザードマップ（防災重点ため池22箇所）
- ・啓発面（避難・地震・防災情報等）



公表された高潮浸水想定区域をもとにハザードマップを作成。





## 【大規模氾濫減災協議会における大紀町の取組・今後の予定】

### ①重点項目(ハザードマップの策定・周知)

- ・洪水ハザードマップ作成、周知は令和2年度に実施済み

### ②重点項目(水害教育)

- ・毎年、沿岸の小学校を対象に津波に対する教育授業を実施してきたが、令和2年度はコロナの影響で実施出来ず、令和3年度に実施予定。

### ③重点項目(要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施)

- ・令和2年度においても各施設に対して、避難確保計画作成・訓練を実施してきた。  
令和3年度すでに一部の施設から計画書が提出されており、これまで同様、計画作成、  
訓練の指導をしていく予定。

### ④その他減災に係る取組方針の項目

- ・令和2年度も県と協議し、河川内堆積土砂の撤去を実施。令和3年度も堆積土砂を県と協議しながら撤去する予定。

## ● ハザードマップの作成及び住民への周知（防災安全課所管）

### ハザードマップ(土砂災害、津波)



令和2年度に新しく南伊勢町の土砂災害ハザードマップを作成しました。  
また、南伊勢町津波ハザードマップを更新しました。  
周知方法としましては、町内全世帯(5, 794世帯)へマップの配布を行い、  
町ホームページ、町広報誌へ掲載しました。

## ②小中学校における水災害教育の実施

機 関 名	概 要
川越町	施設の見学を通しての防災教室の開催
津市	雲出川における防災教育資料を用いた関係する小学校での授業の実施
松阪市	防災講和や訓練の実施、親子防災キャンプの開催
度会町	防災マップを活用した防災教育
南伊勢町	関係機関が集う懇談会の実施、防災教育の実施

## 【目標(コンセプト)】

台風や豪雨災害から身を守るため、ハザードマップの周知徹底や小学生を対象とした防災教室を開催することにより、水害を知ってもらうとともに子どものうちから防災意識を高めることで家庭における防災力のブラッシュアップを図る。

## 【防災教室】

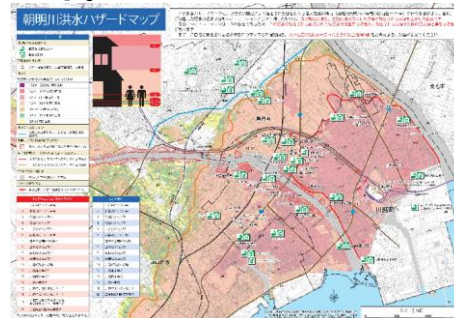
水防倉庫や指定緊急避難場所などの見学をとおして、町の地形の特徴や想定される災害を知ってもらうとともに施設の役割の学んだり、備蓄品を実際に見たり、質問したりすることで、災害を身近な問題として意識してもらう。

子どもの防災意識を高め、家庭内で保護者と防災について話してもらうことで、家庭の防災意識の向上と、防災対策の充実に繋がるようにしている。



## 【ハザードマップの更新・周知】

平成29年度に更新したハザードマップを全戸配布し、転入者へも転入時に配布している。配布後も地区の防災訓練に活用するなど、ハザードマップの必要性を周知している。





## 18



## 【重点項目②：水防災教育】

○災害を正しく恐れ、備えを促進するため、幼少期、小学生、中学生と段階に応じた防災教育を実施

### 【中学校防災教育】

次世代の地域防災の担い手を育成するため、平成24年度より市内各中学校を対象に防災教育を実施している。洪水、土砂災害、津波といった自然災害リスクは様々であり、リスクに応じた防災講話、訓練を実施。

風水害の講話として、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）や令和元年東日本台風を事例に、浸水想定区域と実際の浸水箇所が重なっていたことなど、ハザードマップの重要性を説明する。

令和2年度は嬉野・三雲・殿町・西の各中学校で実施予定であったが、殿町中学校は新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止となった。

### 【親子防災キャンプ】

小学校3～6年生を対象に、親子で災害についての体験型学習により、防災を考える機会を提供。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者数を絞って開催した。

と き／令和2年8月1日（土）      ところ／松阪市森林公園

参加者／21組

- * 防災○×クイズ
- * 災害時の食とトイレ
- * 非常食体験
- * ロープ結索訓練
- * 備蓄資機材使用訓練
- * 初期消火訓練 など



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

## ② 水災害教育について

防災マップを活用した防災教育を進める。

マップ面を見てのタウンウォッチ、また紙面中に設けた「マイタイムライン」「我が家のルール」などから、防災・減災への意識向上を図る。

- ・P3-4 マイタイムライン
- ・P58 災害時の我が家のルール

## 警戒レベルとタイムライン

平成30年7月に発生した西日本豪雨を教訓に、災害発生の危険度と避難行動を促す情報を「5段階の警戒レベル」でお知らせすることになりました。

また、令和元年台風第19号や令和2年熊本豪雨等を教訓として、避難情報制度についても見直しが行われ、危機状況を簡潔に伝える情報に変わります。

(レベル5＝緊急安全確保、レベル4＝避難指示、レベル3＝高齢者等避難)

警戒レベル	警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
状 況	今後気象状況悪化のおそれ	気象状況悪化	災害のおそれあり	災害のおそれ高い	災害発生又は切迫
行動を促す情報	気象庁の早期注意情報	気象庁の大雨・洪水注意報など	高齢者等避難	避難指示 ^(注)	緊急安全確保 [*]
住民が取るべき行動	災害への心構えを高める	自らの避難行動を確認	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	危険な場所から全員避難	命の危険直ちに安全確保！
マイタイムライン (記入欄)	(例) ・天気予報に注意する	(例) ・携帯電話の充電 ・自宅の浸水しそうな箇所に土のうを設置	(例) ・夜間到大雨の恐れがある場合は、避難所へ避難する	(例) ・避難を完了	(例) 避難が完了していない場合は、高い建物や安全な場所に避難する

ここに示すタイムラインとは、いざというときにあわてることがないよう、避難に備えた行動をあらかじめ決めておくものです。

各情報が「出てから」行動するのではなく、「出るかもしれない」ことを意識して、ためらわず行動をおこしてください。

災害に備え、各警戒レベルでとるべき行動を家族で話し合い、わが家のタイムラインを作成しましょう。

この表はあくまでも目安です。雨の降り方などの状況によっては、表のような順番で情報が出るとは限りません。各種情報を積極的に収集し、自らの判断で避難をしましょう。

(注) 令和3年度～

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせて危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難は「浸水が始まる前」「自主判断」「徒歩」が原則です。



大雨などの災害による危険がせまる、町から避難情報を発令し、住民の皆さんに避難を呼びかけます。

ただし、身の危険を感じたら町からの呼びかけを待たずに避難しましょう。

決して、自分で河川などの状況を見に行くなどの危険な行動は避けましょう。

情報伝達

町からの避難情報は、下図のような経路により町民の皆さんに伝達されます。



あなたの避難が、みんなの命を救う。

災害時、避難した人のほとんどが、「まわりの人が避難したから」を理由に避難を決めています。だからこそ、まずあなたから、避難をはじめてください。

## 災害時のわが家のルール

いざという時のために、各家庭のルールづくりをしておきましょう。このシートにルールを書き込み、家の中の誰でも目につく場所に置き、情報を共有しましょう。

### 避難場所

### わが家の非常持出品は

に置いてあります。

### わが家の備蓄品は

に置いてあります。

### 家族や親せきの連絡先

名 前	携帯電話番号	勤務先・学校等 電話番号	生年月日	血液型	メモ (持病・アレルギー・常服薬等)



## ●小中高等学校における防災教育の実施（防災安全課所管）

○毎年2回、教育長はじめ、南伊勢町小中高等学校の教頭先生及び先生、教育委員会、子育て・福祉課、防災安全課と懇談会を実施

### 【目的】

- (1) 南伊勢町の児童生徒に地震や津波、台風等の災害時に自分の身は自分で守る力をつける。
- (2) 教職員の危機管理意識を高め、自立的に防災教育をすすめる体制をつくる。
- (3) 学校間、町防災安全課等と情報を共有することで各々の役割を自覚し、より安全な町づくりの一端を担う。

### 【内容】

- (1) 防災教育に関する交流（各校から）
  - ・各校の今年度の防災教育計画
  - ・避難訓練及び二次避難所について
- (2) 町防災訓練への子ども達の参画に向けて
- (3) 防災事業について（防災安全課より）
- (4) 事務職員部から
- (5) その他



役場防災安全課との懇談会



## ●小中高等学校における防災教育の実施（防災安全課所管）

防災教育の様子



小中学校防災訓練の様子



南伊勢高校南勢校舎防災特別授業



### ③要配慮者利用施設における避難計画の策定 及び訓練の促進

機 関 名	概 要
朝日町	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進・合同避難訓練の実施
鈴鹿市	水害対策に関わる勉強会の開催・要配慮者利用施設における一斉避難訓練の実施
松阪市	要配慮者利用施設に対する研修会・避難訓練の支援
度会町	避難確保計画作成・避難訓練の実施
伊勢市	防災ささえあい名簿の活用
南伊勢町	要配慮者利用施設における避難訓練

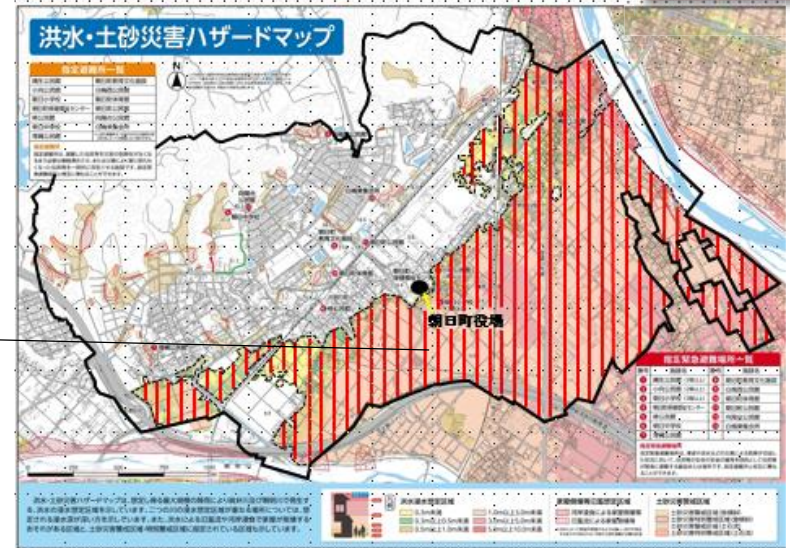
## 【避難確保計画の策定】

- 洪水浸水想定区域の要配慮者利用施設へ職員が訪問し、計画作成の趣旨や作成方法を説明し、計画作成を促進

### ■避難確保計画



- ◎ 朝明川・員弁川に挟まれ
- ◎ 面積の約40%が浸水想定



## 合同避難訓練実施概要

- 町の要配慮者利用施設である朝日小学校とあさひ園（幼保一体）が合同避難訓練を実施。
- より迅速に高台へ避難できるよう、クラスや学年毎でルート指定

### 1) 実施日時

令和2年10月12日(月) 9:30～10:30

### 2) 実施施設

朝日小学校、あさひ園（幼保一体）

### 3) 参加人数

約1,000名

### 4) 実施訓練内容

高台の教育文化施設へ避難。歩道や踏切の横断、危険個所、教職員の対応等を確認

### ■避難訓練の様子





【重点項目】水災害教育，要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施

令和2年8月6日  
庄野地区 水害対策に関わる勉強会

鈴鹿川の洪水浸水想定区域内にある庄野地区において、以下の項目についての防災講話を実施

- 鈴鹿川的主要な災害
- 自宅の災害リスクを防災マップで確認
- 自宅の災害リスクに応じた避難行動
- 避難所について
- 避難情報の発令基準について
- 災害情報の入手について
- 大規模災害に備えた共助の体制づくり

令和3年2月13日  
要配慮者利用施設における一斉避難訓練

河川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、市が支援する一斉避難訓練の実施。



洪水予報河川 (令和2年度11月)		洪水により相当な被害が生じると見られる河川として、一帯が指定し、河川浸水想定区域水位や流量を予測。 通常水位が超過され、冠水注意水位、避難判断水位、冠水危険水位が設定。		
水位同知河川 (令和2年度11月)		洪水により相当な被害が生じると見られる河川として、一帯が指定し、河川浸水想定区域水位や流量を予測。 水位・流量を同知、通常水位が超過され、冠水注意水位、避難判断水位、冠水危険水位が設定。		
河川	水防法の 位置づけ	河川浸水想定区域の 計画規模の降雨量	河川浸水想定区域 の公表	備考
鈴鹿川	洪水予報河川	150年に1回の降雨量 74.4mm/1h・260mm/6h	1,128年に1回の降雨量 147.19mm/1h・391mm/6h	・H28.5月、H29.6月 ・防災マップに反映
安曇川	水位同知河川	30年に1回の降雨量 80.3mm/1h・240.7mm/24h	11,500年に1回の降雨量 151mm/1h・836mm/24h	・通常水位計 (水防隊所有) ・冠水注意水位、 避難判断水位、 冠水危険水位の 設定
中ノ川	水位同知河川	30年に1回の降雨量 72.6mm/1h・273.8mm/24h	11,500年に1回の降雨量 151mm/1h・836mm/24h	・R1.5月 ・防災マップに未反映 ・R2.7.5月 広報すずか掲載
堀切川	水位同知河川	30年に1回の降雨量 74.4mm/1h・260mm/6h	11,500年に1回の降雨量 177.3mm/1h・836mm/24h	・(河川管理委託) ・(河川管理委託) ・(河川管理委託) 等の判断・伝達マ ニュアルに位置づけ
横川	水位同知河川	100年に1回の降雨量 89.2mm/1h・270mm/24h	11,500年に1回の降雨量 195.8mm/1h・836mm/24h	・R2.3月 ・防災マップに未反映 ・R2.8.5月 広報すずか掲載
芥川	指定なし	30年に1回の降雨量 56.7mm/1h・174.2mm/24h	11,500年に1回の降雨量 195.8mm/1h・836mm/24h	・危機管理課 水位計
金沢川	指定なし	30年に1回の降雨量 56.7mm/1h・174.2mm/24h	11,500年に1回の降雨量 195.8mm/1h・836mm/24h	・危機管理課 水位計
田古川	指定なし	30年に1回の降雨量 56.7mm/1h・174.2mm/24h	11,500年に1回の降雨量 195.8mm/1h・836mm/24h	・危機管理課 水位計





## 【重点項目③：避難確保計画作成・訓練支援の実施】

### 【講習会プロジェクト】

水防法・土砂災害防止法に基づき、地域防災計画へ位置づけた要配慮者利用施設に対し、作成を促進するために通知を行うとともに、対象施設に対し研修会を実施した。令和2年度は、実際に計画を策定し、地域住民を巻き込んだ実践的な避難訓練の事例もあわせて紹介した。

と き／令和2年8月21日（金）

ところ／嬉野保健センター

講習1 「水害リスクに関する最近の動向について」  
「土砂災害防止法の概要について」

講習2 「避難確保計画の作成について」

事例紹介 「社会福祉法人むつみ福社会 避難確保計画の作成・避難訓練の実施について」

### 【策定率】

267／283施設が策定済（令和3年4月1日時点で94.3%）

### 【令和3年度の取り組み】

- 新たに対象となる要配慮者利用施設に対し、通知を行う。
- 未作成の施設に対し、個別訪問等を含め作成を促進する。
- 避難訓練届出様式を作成し、施設が実施する防災訓練への助言、支援等を行う。



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～



## 【重点項目③：避難確保計画作成・訓練支援の実施】

### 【訓練支援】

水防法・土砂災害防止法に基づき、地域防災計画へ位置づけた要配慮者利用施設に対し避難訓練が義務付けされていることを受け、事業所が実施する避難訓練を支援。（現地指導・訓練企画支援など）

### 【社会福祉法人むつみ福祉会】

とき／令和2年6月17日

ところ／特養むつみ園

内容／風水害を想定し、浸水想定区域内にある特養利用者を、浸水区域外の事業所へ避難させる訓練を実施。初の取り組みのため、防災情報の入手や避難の判断といった手順確認を中心に実施した。

また、むつみ福祉会は、近隣自治会と災害時における総合支援協定を締結するなど、地域との連携にも取り組んでいる。

### 【社会福祉法人すみれ会】

とき／令和2年3月25日

ところ／特養百花苑

内容／風水害を想定し、浸水想定区域内にある特養利用者を、施設の2階へ避難させる訓練を実施。今後は停電を想定し、エレベーターを使用不可にするなど、今後より実践的な訓練を予定。



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

### ③ 要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施

避難確保計画について、対象施設作成済みではあるが、国・県が示されたものと記載項目が異なるため、今後は必要に応じ加筆・修正等更新を行うよう、施設と協議を進める。

訓練については、毎年９月に実施する町総合防災訓練の中で、災害対策本部と通信訓練（安否確認）等を実施している。  
一部施設では、自主防災会との連携により、安否確認や避難などを実施。

## 「避難行動要支援者制度」について

### 1. 制度概要

高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人（避難行動要支援者）の名簿を、市があらかじめ作成します。

その名簿に登録された人のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人で、情報提供に同意した人の名簿を『**防災ささえあい名簿**』とし、避難支援等関係者に平常時から提供します。

避難支援等関係者は『**防災ささえあい名簿**』をもとに、日頃の見守りや地域で行う防災訓練などを通じて、災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりのために活用します。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、一人ひとりの具体的な支援の計画「個別避難計画」を本人や家族または地域の協力により作成します。

#### 制度年表

平成21年度	「災害時要援護者登録制度」開始
平成25年度	「災害時要援護者登録制度」改正
令和元年9月	「避難行動要支援者制度」へ名称を改め制度内容を一部改正



## 避難行動要支援者

在宅生活をしており、次の①～⑦のいずれかに該当する人

- ①75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
- ②要介護3以上の認定を受けている人
- ③身体障害者手帳  
(肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級)の交付を受けている人)
- ④療育手帳(程度区分A1、A2)の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人
- ⑥特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人
- ⑦これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

施設・病院などへの長期入所・入院の人は対象外

## 防災ささえあい名簿

(上記の①～⑦のいずれかに該当する人のうち)  
自分や家族の支援だけでは避難をすることが困難で、  
避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)に  
個人情報を提供することについて同意をした人

## 「避難行動要支援者名簿」

- ・対象者要件に該当する人を抽出し作成する。
- ・名簿は市が保管し、災害時等に生命又は身体を保護するために特に必要がある時には、同意の有無に関わらず関係機関へ提供する。

## 「防災ささえあい名簿」

- ・同意書に基づき、市が作成する。(市から同意書を送付)(手上げ方式+同意方式)
- ・名簿は、平常時から避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)へ提供する。

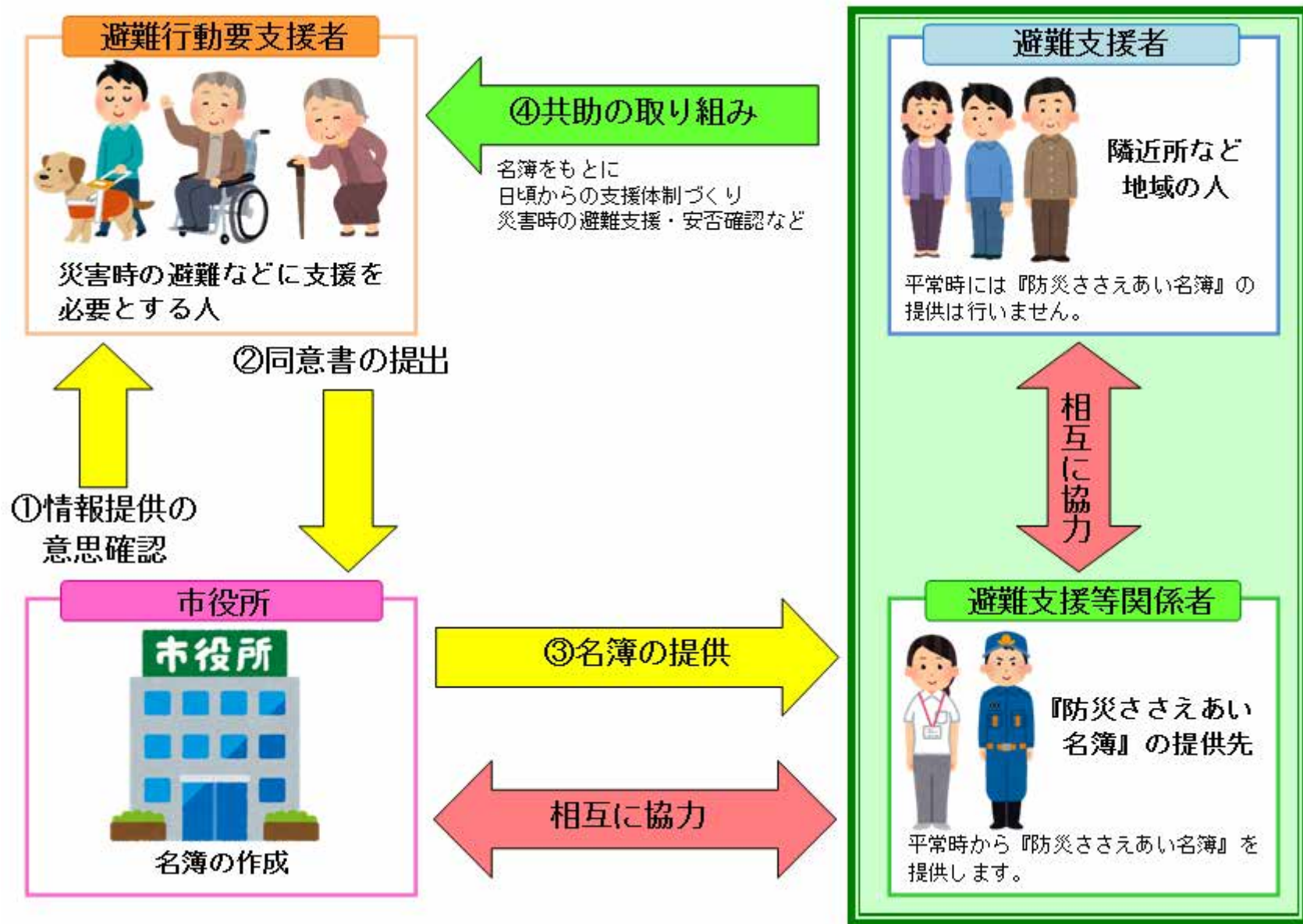
## 「避難支援等関係者」(防災ささえあい名簿の提供先)

- 自治会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 警察
- 三重県聴覚障害者支援センター(聴覚障がいのある人のみ)
- 障害者相談支援センター(障害者手帳保持者のみ)

情報共有部署  
消防本部

名簿提供はしないが、必要に応じて情報機関を行う機関

- ◆介護サービス事業者 ◆特定相談支援事業者(障害者手帳保持者のみ)



## ●要配慮者利用施設における避難訓練（高齢者支援課所管）

○災害対応能力の弱い避難行動要支援者は、災害の犠牲者になる可能性が高いため、各施設による避難訓練（地震・津波）が積極的に実施されています。

認知症対応型共同生活介護施設の避難訓練の様子



障害福祉サービス事業所の避難訓練の様子





## ④その他取組方針に係る取組等事項

機 関 名	概 要
蓮ダム	蓮ダム下流浸水想定図の作成
津地方気象台	防災気象情報の改善 土砂災害に対する警戒避難体制の整備
三重森林管理所	森林整備
三重県河川課	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
四日市建設事務所	簡易型河川監視カメラの設置
津建設事務所	量水標、簡易型河川監視カメラの設置 河床掘削
伊勢建設事務所	河道拡幅・護岸整備・堤防整備
菰野町	河川監視カメラの設置
四日市市	防災アプリ、ワンオペレーションシステムによる情報伝達機能の強化
亀山市	防災マップを活用した自助・共助による防災力の向上、広報誌、HP、CATVの活用による継続的な情報発信
松阪市	高齢者等の避難行動の理解促進に向けた取り組み、地区防災計画策定支援の取り組み 避難所における感染症拡大防止の取り組み、「松阪防災の日」の制定 防災情報システム・被災者台帳システムの構築、IP無線機の配備
多気町	水位上昇しやすい河川への流量低減を目標とした伐採木を利用したバイオマス発電
玉城町	防災行政無線の更新 準用河川外城田川の整備
大台町	スマートフォン向けに防災情報を配信するシステムの構築 ライフラインを守る事前伐採
伊勢市	定点カメラの設置
南伊勢町	水位標の設置





令和3年3月31日

中部地方整備局

蓮ダム管理所

## 「蓮ダム下流浸水想定図」を作成しました

### 住民の方の避難行動につながる防災情報をお知らせします

蓮ダム管理所では、想定される最大規模の降雨によりダムの洪水調節機能を上回る洪水が発生した時、住民の方が円滑かつ迅速な避難行動につなげられるよう、蓮ダム（ダム下流）浸水想定図を作成しました。

浸水想定図は、蓮ダムから下流の蓮川・櫛田川が氾濫した場合の浸水範囲、水深などをリスク情報として公表するものです。

別添の 浸水想定図は、閲覧場所及び蓮ダム管理所のホームページで閲覧することができます。

#### 1. 閲覧場所

国土交通省中部地方整備局蓮ダム管理所

所在地：三重県松阪市飯高町森1810-11

電話：0598-45-0371

#### 2. ホームページ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/hachisu/index.html>

#### 3. 浸水想定図の種類

- ・ 浸水想定図（想定最大規模）
- ・ 浸水想定図〔浸水継続時間〕（想定最大規模）
- ・ 浸水想定図〔家屋倒壊等氾濫想定範囲（氾濫流）〕
- ・ 浸水想定図〔家屋倒壊等氾濫想定範囲（河岸侵食）〕

#### 4. 浸水想定図の範囲：別紙—1のとおり（蓮ダム下流から櫛田川中流域まで）

#### 5. 配布先： 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、松阪記者クラブ

#### 【問い合わせ先】

国土交通省中部地方整備局蓮ダム管理所

所長

鈴木 明

専門官

瀬古 信広

TEL：0598-45-0371

FAX：0598-45-0343



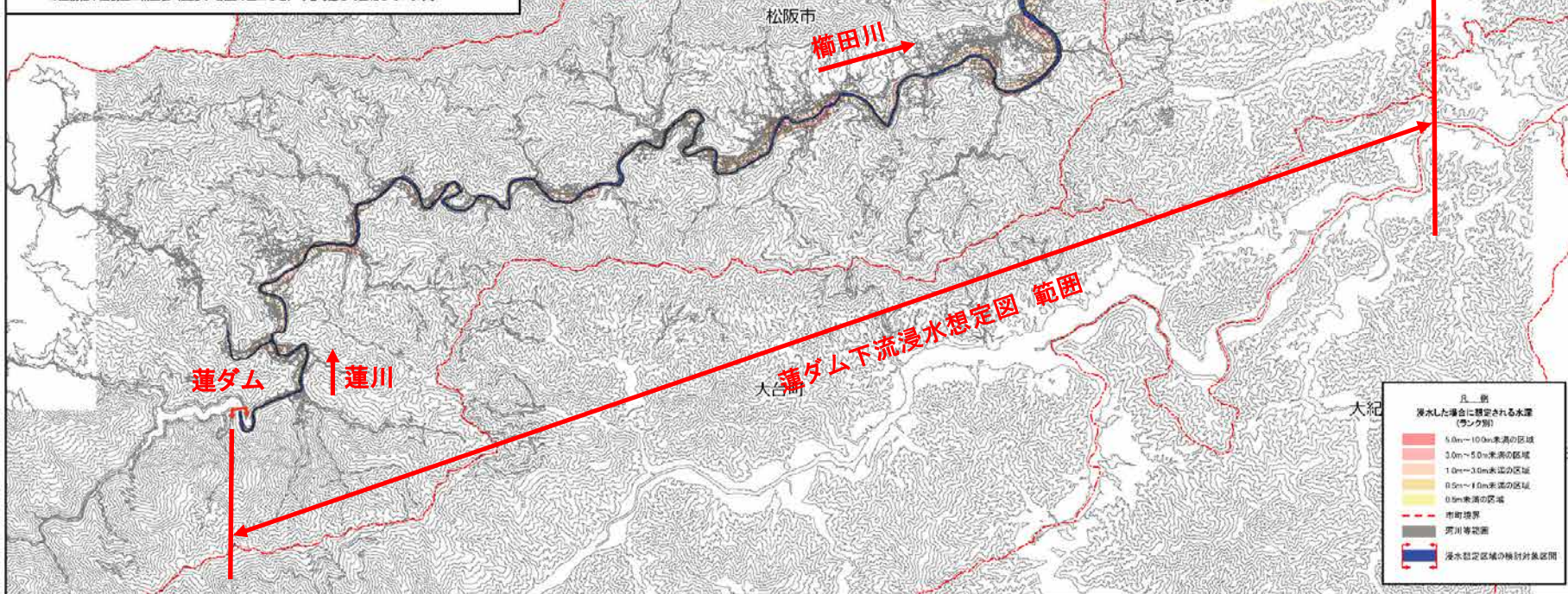
櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）浸水想定図  
（想定最大規模）



別紙—1

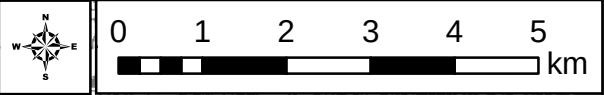
km

1. 説明文
  - (1) この図は、櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）について、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定範囲、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この浸水想定図は、公費時点の蓮川・櫛田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏まえて、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を越える程度の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していません。この浸水想定が示されていない範囲においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
  - (1) 作成主体：国土交通省中部地方整備局 蓮ダム管理所
  - (2) 公表年月日：令和3年3月31日
  - (3) 対象となる河川
    - ① 櫛田川水系蓮川
    - ② 左右岸：蓮ダム直下から櫛田川合流点まで
    - ③ 櫛田川水系櫛田川
    - ④ 左岸：蓮川合流点から三重県松阪市御幸生田町字カイト304番地先まで
    - ⑤ 右岸：蓮川合流点から三重県多気郡多気町秋平川原道49番地先まで
  - (4) 算出の前線となる降雨：櫛田川流域の12時間総雨量50mm
  - (5) 関係市町村：松阪市、多気町
  - (6) その他計算条件等
    - ① この図は、蓮川・櫛田川で想定した場合の浸水想定範囲等を図示しています。
    - ② この図は、蓮川・櫛田川を一定の条件で氾濫させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - ③ 氾濫計算は、対象区間をおよそ10m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
    - ④ 浸水想定範囲は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水深を算出し、関係する計算メッシュとの連続性や連続地物（道路や鉄道の線など）等を考慮して図化しています。





櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）浸水想定図  
 （想定最大規模）



1. 説明文
 

(1) この図は、櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）について、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定範囲、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この浸水想定図は、公表時点の蓮川・櫛田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の浸水の状態をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定が示されていない範囲においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
 

(1) 作成主体：国土交通省中部地方整備局 蓮ダム管理所
 (2) 公表年月日：令和3年3月31日
 (3) 対象となる河川
 

櫛田川水系蓮川
 

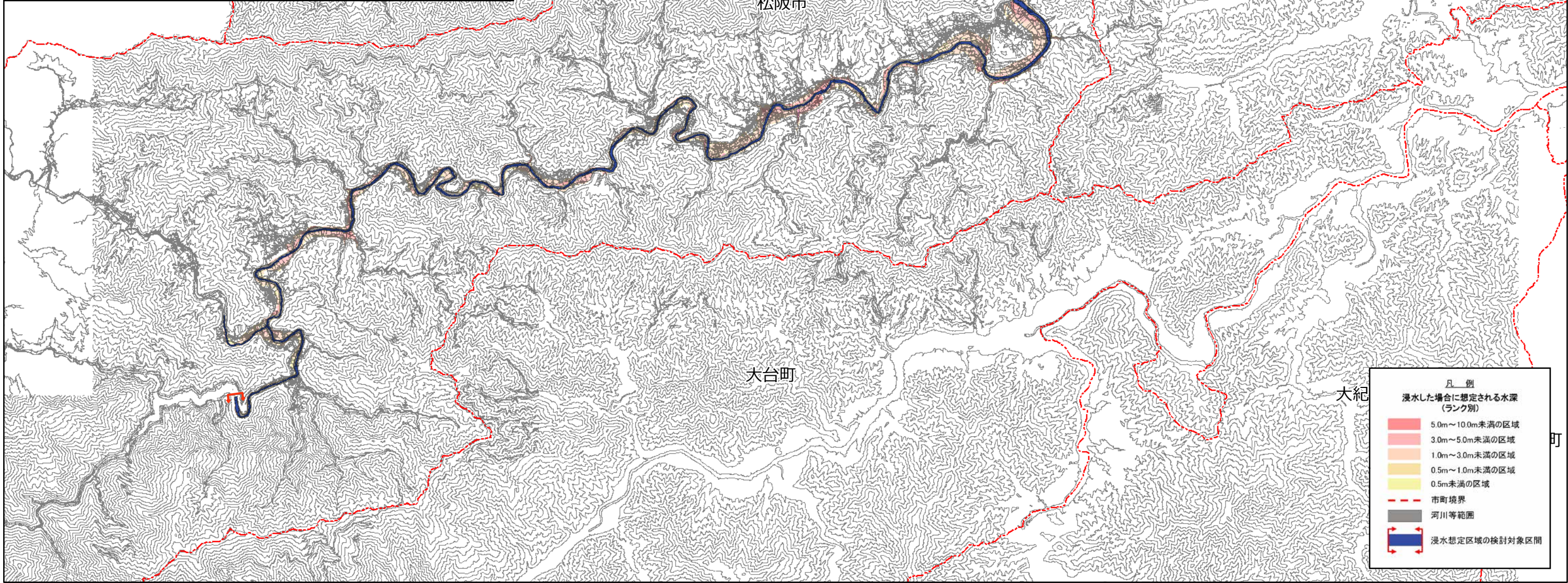
左右岸：蓮ダム直下から櫛田川合流点まで

 櫛田川水系櫛田川
 

左岸：蓮川合流点から三重県松阪市御麻生箇町字カイト304番地先まで
 右岸：蓮川合流点から三重県多気郡多気町牧字川原街道49番地先まで

 (4) 算出の前提となる降雨：櫛田川流域の12時間総雨量569mm
 (5) 関係市町村：松阪市、多気町
 (6) その他計算条件等
 

①この図は、蓮川・櫛田川で破堤した場合の浸水想定図等を図示しています。
 ②この図は、蓮川・櫛田川を一定の条件で氾濫させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
 ③氾濫計算は、対象区間をおよそ10m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
 ④浸水想定範囲は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。





櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）浸水想定図  
 【浸水継続時間】（想定最大規模）

1. 説明文
 

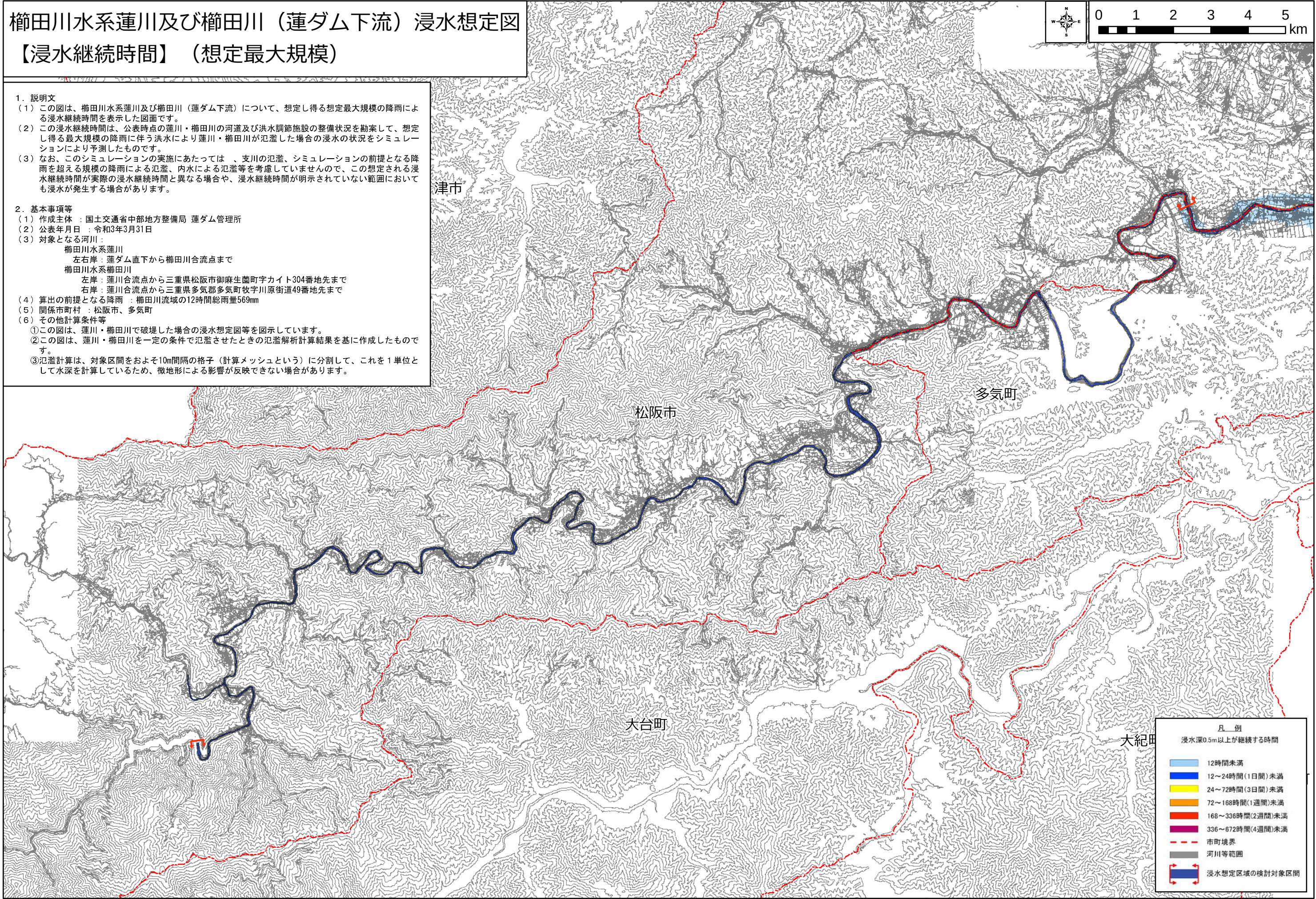
(1) この図は、櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）について、想定し得る想定最大規模の降雨による浸水継続時間を表示した図面です。
 (2) この浸水継続時間は、公表時点の蓮川・櫛田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない範囲においても浸水が発生する場合があります。
2. 基本事項等
 

(1) 作成主体：国土交通省中部地方整備局 蓮ダム管理所
 (2) 公表年月日：令和3年3月31日
 (3) 対象となる河川：
 

櫛田川水系蓮川
 左右岸：蓮ダム直下から櫛田川合流点まで
 櫛田川水系櫛田川
 左岸：蓮川合流点から三重県松阪市御麻生藺町字カイト304番地先まで
 右岸：蓮川合流点から三重県多気郡多気町牧字川原街道49番地先まで

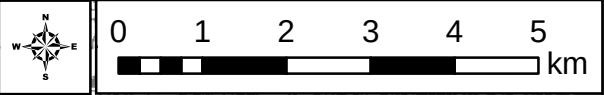
 (4) 算出の前提となる降雨：櫛田川流域の12時間総雨量569mm
 (5) 関係市町村：松阪市、多気町
 (6) その他計算条件等
 

① この図は、蓮川・櫛田川で破堤した場合の浸水想定図等を図示しています。
 ② この図は、蓮川・櫛田川を一定の条件で氾濫させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は、対象区間をおよそ10m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

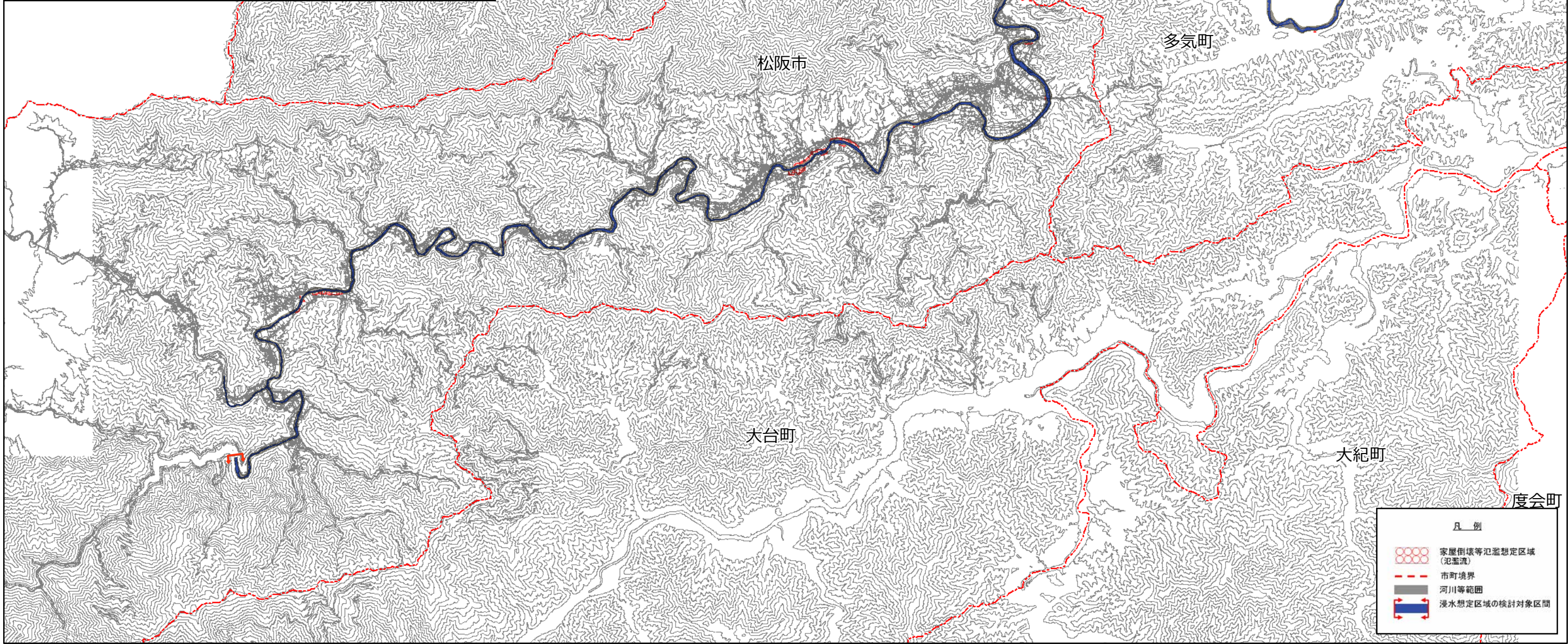




櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）浸水想定図  
 【家屋倒壊等氾濫想定範囲（氾濫流）】

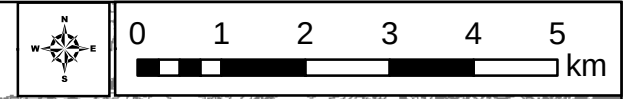


1. 説明文  
 (1) この図は、櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）について、想定し得る想定最大規模の降雨による家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される範囲（家屋倒壊等氾濫想定範囲）を表示した図面です。  
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定範囲は、公表時点の蓮川・櫛田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定範囲が明示されていない範囲においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。  
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定範囲は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この範囲の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
2. 基本事項等  
 (1) 作成主体：国土交通省中部地方整備局 蓮ダム管理所  
 (2) 公表年月日：令和3年3月31日  
 (3) 対象となる河川：  
     櫛田川水系蓮川  
     左右岸：蓮ダム直下から櫛田川合流点まで  
     櫛田川水系櫛田川  
     左岸：蓮川合流点から三重県松阪市御麻生園町字カイト304番地先まで  
     右岸：蓮川合流点から三重県多気郡多気町牧字川原街道49番地先まで  
 (4) 算出の前提となる降雨：櫛田川流域の12時間総雨量569mm  
 (5) 関係市町村：松阪市、多気町

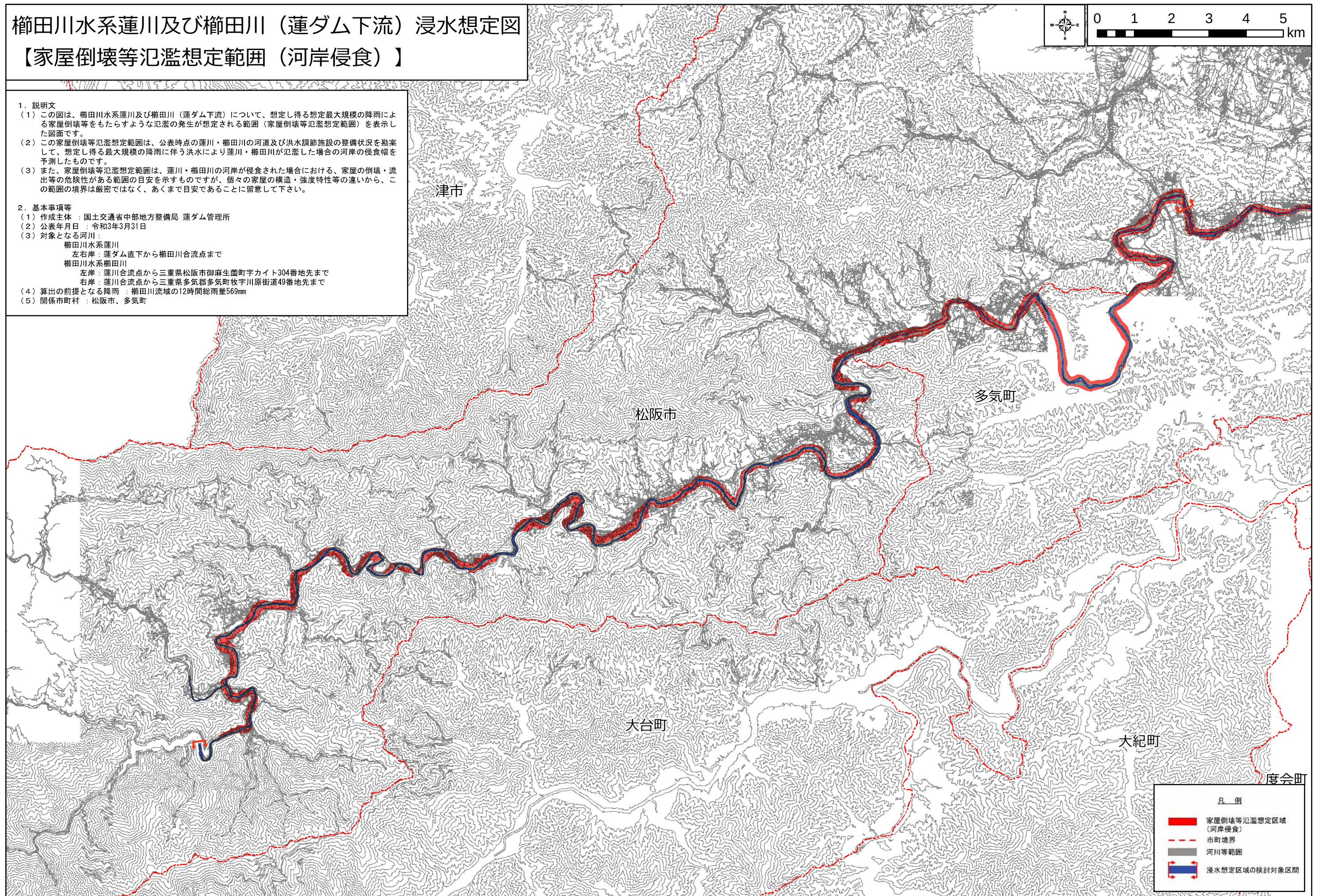




【家屋倒壊等氾濫想定範囲（河岸侵食）】



- ### 1. 説明文
- (1) この図は、櫛田川水系蓮川及び櫛田川（蓮ダム下流）について、想定し得る想定最大規模の降雨による家屋倒壊等をもちたらずような氾濫の発生が想定される範囲（家屋倒壊等氾濫想定範囲）を表示した図面です。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定範囲は、公表時点の蓮川・櫛田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の河岸の侵食幅を予測したものです。
  - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定範囲は、蓮川・櫛田川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある範囲の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この範囲の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
- ### 2. 基本事項等
- (1) 作成主体：国土交通省中部地方整備局 蓮ダム管理所
  - (2) 公表年月日：令和3年3月31日
  - (3) 対象となる河川：  
櫛田川水系蓮川  
左右岸：蓮ダム直下から櫛田川合流点まで  
櫛田川水系櫛田川  
左岸：蓮川合流点から三重県松阪市御麻生蘭町字カイト304番地先まで  
右岸：蓮川合流点から三重県多気郡多気町牧字川原街道49番地先まで
  - (4) 算出の前提となる降雨：櫛田川流域の12時間総雨量569mm
  - (5) 関係市町村：松阪市、多気町





## 令和 2 年度 of 取組み状況

- 2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
  - (2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項
    - ・ 防災気象情報の改善

## 令和2年度の取組み状況

### 【引き続き実施】 協議会資料に掲載した取組み事項

- 洪水警報・注意報の発表基準の見直し（毎年実施：令和2年8月6日実施）
- 最新の水害資料による大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の妥当性の確認及び必要な見直し作業の実施（毎年実施：令和2年12月3日、令和3年2月3日実施）

### 【令和2年度】 協議会資料に掲載した取組み事項

- 本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の表示の改善（令和2年5月28日実施）
- 大雨特別警報の警報等への切替後の河川氾濫への注意喚起（令和2年出水期より実施）
- 熱帯低気圧の段階から5日先までの台風進路・強度予報の提供（令和2年9月9日実施）

### 【その他の取組事項】 協議会資料に掲載していない取組み事項

- 過去事例を引用した警戒の呼びかけの改善（令和2年度出水期より実施）
- 台風を要因とする大雨特別警報の改善
  - ⇒ 台風を要因とする大雨特別警報の指標（発表基準）の廃止（令和2年8月24日実施予定）
- 大雨警報（浸水害）・洪水警報等の除外格子案の調整（令和3年3月26日実施）



- 「危険度分布」において「本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度」も確認できるよう、本川流路の周辺にハッチをかけて危険度を表示するように改善。

## 改善

## たんすいがた 湛水型の内水氾濫の危険度の表示

①洪水予報河川（大川）の外水氾濫の危険度（指定河川洪水予報）



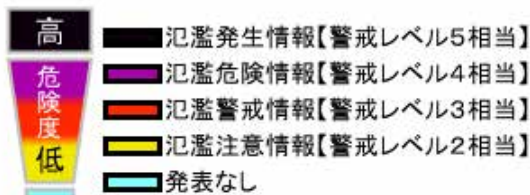
「湛水型内水氾濫の危険度」のボタンを押すと、内水氾濫の危険度が表示される

③洪水予報河川の内水氾濫の危険度



### 指定河川洪水予報

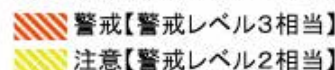
国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな被害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表。



### 洪水警報の危険度分布

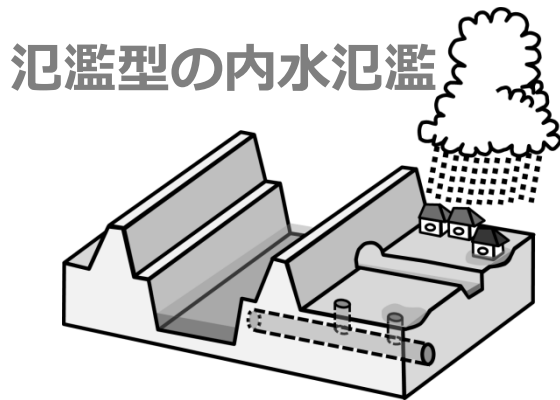


本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度  
河川の増水によって周辺の支川・下水道からの排水ができなくなることで発生する内水氾濫による洪水被害のおそれがあると認められるときに発表。



## (参考) 湛水型の内水氾濫とは

- 湛水型の内水氾濫の危険度については、当該河川の増水の状況を表す流域雨量指数と地表面を流れる雨水の状況を表す表面雨量指数を組み合わせることで判定している。



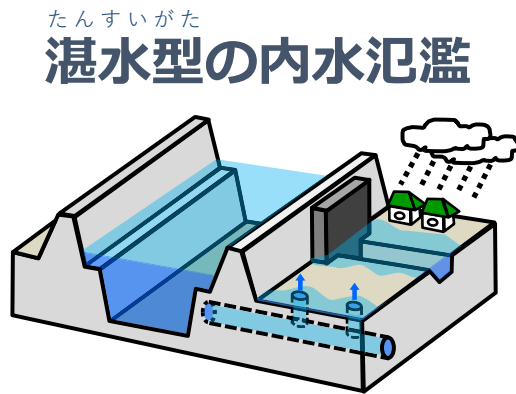
- ✓ 短時間強雨等により雨水の排水能力が追いつかず、発生する浸水。
- ✓ 河川周辺地域とは異なる場所でも発生する。

河川の増水によらない



大雨警報(浸水害)の危険度分布

表面雨量指数



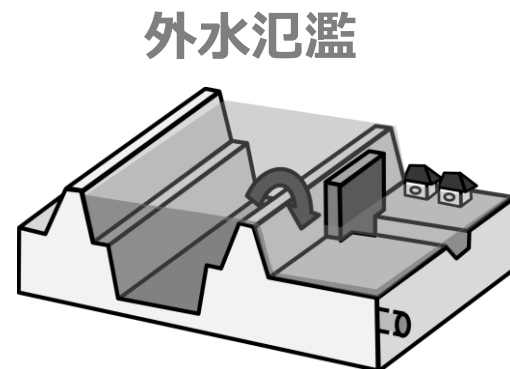
- ✓ **河川の水位が高くなった**ため河川周辺の雨水が排水できずに発生。
- ✓ 発生地域は堤防の高い河川の周辺に限定される。

河川の増水に起因



洪水警報の危険度分布

表面雨量指数 + 流域雨量指数



- ✓ 河川の水位が上昇し、河川の水位が堤防を越えたり堤防が破堤したりして堤防から水があふれ出す。

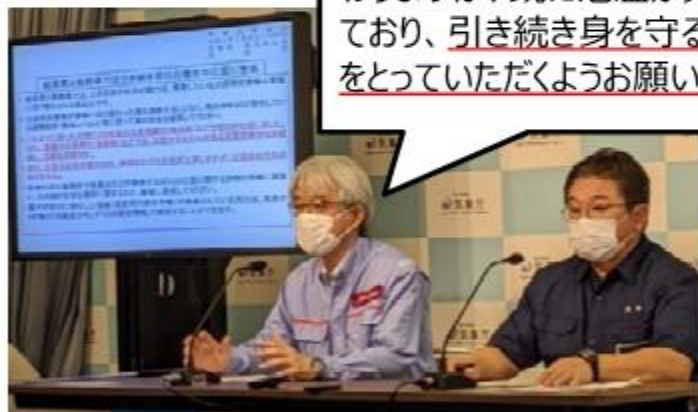
流域雨量指数

# 大雨特別警報の警報等への切替後の河川氾濫への注意喚起

令和2年出水期より実施

- 令和元年東日本台風における検証を踏まえ、今年度より大雨特別警報解除後の注意喚起のため、水管理・国土保全局と気象庁の合同会見を実施するとともに、河川氾濫に関する情報を発表することとした。
- 令和2年7月豪雨においては、熊本県等に発表されていた大雨特別警報の大雨警報への切替に先立って、合同記者会見を計3回開催。また、今後の水位上昇の見込みなど河川氾濫に関する情報を発表し、引き続き警戒が必要であることの注意喚起を行った。

## 水管理・国土保全局と気象庁との合同記者会見



大雨特別警報は警報に切り替わりますが、既に氾濫が発生しており、引き続き身を守る行動をとっていただくようお願いします。

## 河川氾濫に関する情報（球磨川の例）

熊本県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、球磨川では今後も氾濫に警戒が必要です。

熊本県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、球磨川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 球磨川 では、**氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）を発表中です。**

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
球磨川	秋原（熊本県八代市）	氾濫発生中	水位上昇中。まもなく最高水位
球磨川	おのの（熊本県球磨郡球磨村）	氾濫発生中	水位は横ばい
球磨川	わたりくまもとけんま（熊本県球磨郡球磨村）	氾濫発生中	水位は横ばい
球磨川	ひとよし（熊本県人吉市）	氾濫発生中	水位は横ばい
球磨川	いちど（熊本県球磨郡球磨村）	氾濫危険水位超過	水位は横ばい
球磨川	たから（熊本県球磨郡多良木町）	氾濫危険水位超過	水位は横ばい

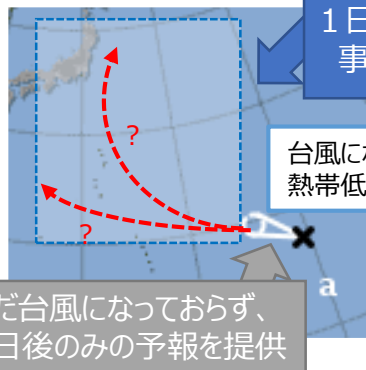


- 台風が発達すると予想される熱帯低気圧の段階から、5日間先までの台風進路・強度予報を提供するよう改善。

## 発達する熱帯低気圧に関する情報の充実

### 現行

○令和元年房総半島台風  
(台風第15号)での事例

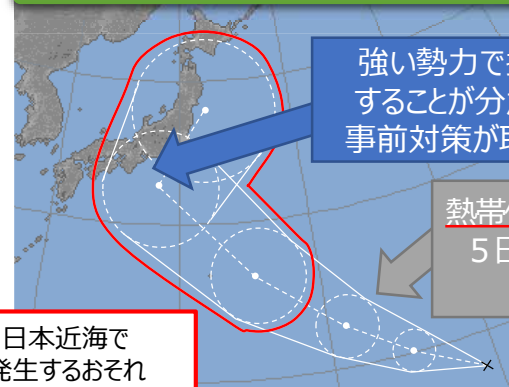


台風となる前から  
予報を提供

房総半島台風のような非常に強い台風が、より日本近辺で発生した場合、  
災害への事前対策が間に合わない可能性がある。

### 改善後

#### 5日先までの予報を提供



台風になる前の段階から 5日先までの予報を提供し、  
地域におけるタイムライン等の防災対応を支援する。

日本付近で発生する台風に対しても、十分事前から具体的な対策がとれるようにし、被害の縮減を図る。

## 令和 2 年度の取組み状況

- 5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組
  - ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備

## 令和 2 年度の取組み状況

### 【引き続き実施】協議会資料に掲載した取組事項

- 土砂災害警戒情報を発表（毎年実施）
- 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信（毎年実施）
- 市の防災担当者へホットライン（毎年実施）

### 【令和 2 年度】協議会資料に掲載した取組み事項

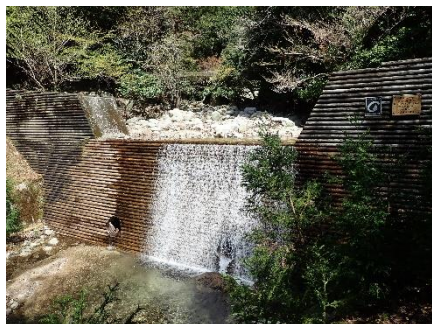
- 土砂災害警戒情報の基準（CL）の見直しに伴う、大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準の見直し
- 大雨特別警報（土砂災害）の基準値の見直し



# 鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川流域における 三重森林管理所 国有林の森林整備・治山対策の実施状況

事業区分			鈴鹿川流域		雲出川流域		櫛田川流域		宮川流域	
			令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
治山	溪間工等	箇所	1	1			1			
森林整備	間伐	h a			16.88	18.04		6.31	77.59	37.52
	更新（造林）	h a							0.24	0.67
	林道（改良）	m						100		300

令和2年度は実績、令和3年度は予定



治山工事実施箇所（鈴鹿川流域）



治山工事予定箇所（鈴鹿川流域）



シカ食害による荒廃地の植生復旧対策（造林等）実施箇所（宮川流域）  
遠景



近景

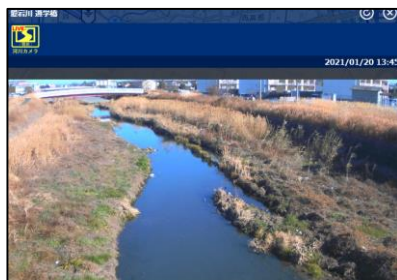
頻発する豪雨災害への備えとして、「洪水浸水想定区域図」の作成を加速化し、洪水に関する水害リスク情報の空白域を解消します。また、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を充実させ、水災害の早期把握に資する情報提供を行います。また、危機管理型水位計に氾濫が開始する前段階の水位として、新たに危険水位を設定し、運用する予定です。

## 【危機管理型水位計・監視カメラの設置】

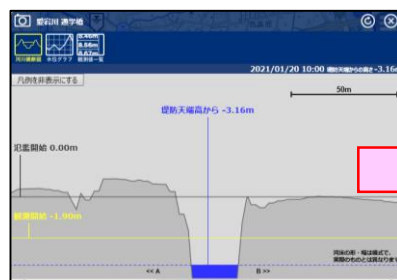
三重県ではR2末までに危機管理型水位計211基、簡易型河川監視カメラを44基を県管理河川に設置



専用サイト「川の水位情報」より見たい情報を選択



簡易型河川監視カメラ



危機管理型水位計

河川の増水状況を迅速かつ正確に把握するため、大規模氾濫減災協議会等で協議を行いながら、引き続き設置・運用を進めます。

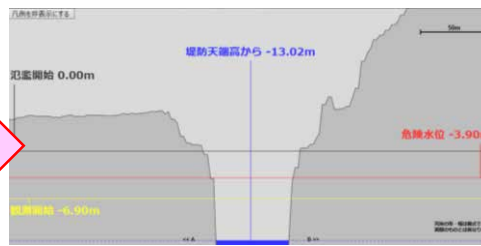
## 【洪水浸水想定区域図の作成】

三重県ではR2末までに洪水浸水想定区域図を県管理河川142河川で作成し、情報提供をしています。

洪水に関する水害リスク情報の空白域を解消するため、R3年度に全ての県管理河川において作成を進めます。

## 【危機管理型水位計に危険水位を追加】

R3年度に県管理の危機管理型水位計211基において、氾濫が開始する前段階の水位として、危険水位を設定する予定です。

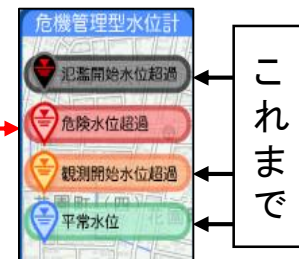


河川横断図に危険水位ライン(赤色)を表示。水位ラインを超えると、水位計の表示が赤色に変化。



※他県事例

追加予定



これまで

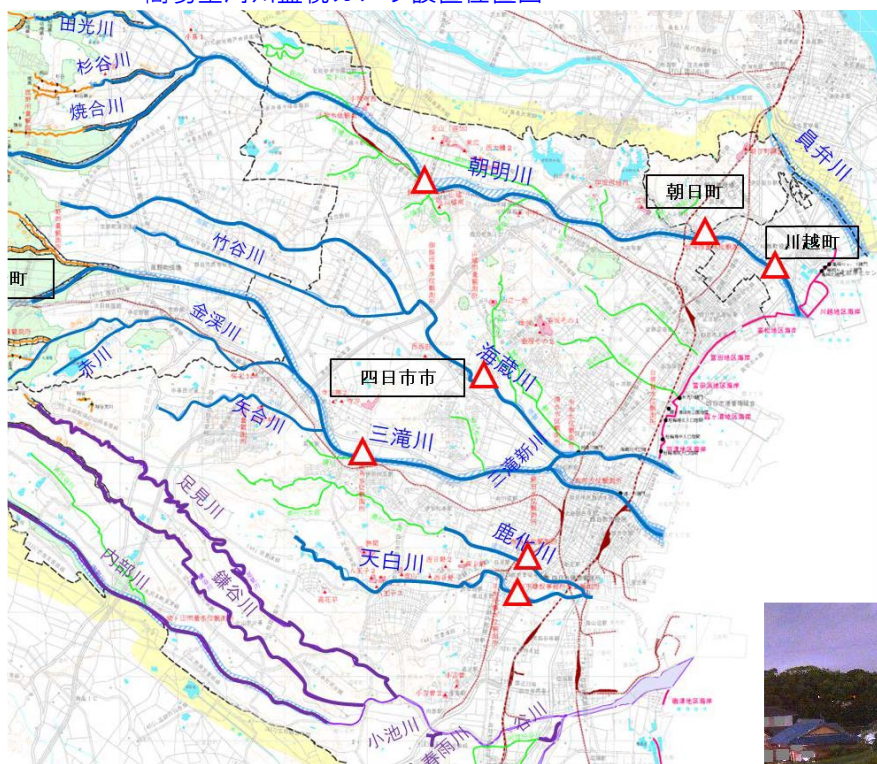


## 簡易型河川監視カメラの設置

ソフト対策の円滑かつ迅速な避難に資する施設として、簡易型河川監視カメラを設置します。

- ・ 中小河川では、一般的に洪水到達時間が短く水位の上昇速度も速い特性を持っており、洪水の危険性が増しているにも関わらず、その情報が十分伝わらず、的確な避難行動に繋がっていないことが課題となっています。
- ・ このことから、洪水の危険性、切迫性をわかりやすく伝え、住民の円滑な批判行動を促す情報を提供するため、「簡易型河川監視カメラ」の設置を行い、その映像は国土交通省「川の防災情報」HPで閲覧可能となっています。
- ・ 四日市建設事務所管内においては、令和2年度に水位周知河川である5河川で計7基を設置し、令和3年4月から公表しています。
- ・ なお、鹿化川では、先行して令和2年8月から運用を開始しています。

簡易型河川監視カメラ設置位置図



簡易型河川監視カメラ設置箇所

設置河川	設置箇所
朝明川	川越町大字高松
朝明川	朝日町大字柿
朝明川	四日市市山城町
三滝川	四日市市川島町
海蔵川	四日市市東坂部町
天白川	四日市市日永
鹿化川	四日市市赤堀南町

簡易型河川監視カメラ



鹿化川簡易型河川監視カメラ画像



令和2年9月6日(日)  
午後9時00分



令和2年9月6日(日)  
午後11時00分

簡易型河川監視カメラ



R2設置箇所



## 2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組

### 10. 量水標の設置

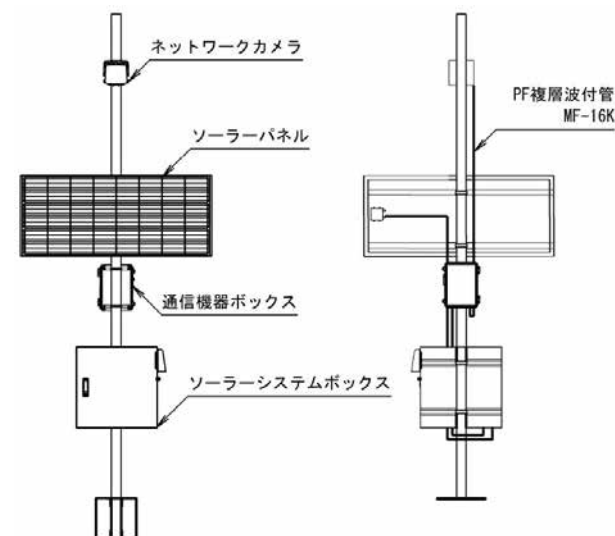
地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように、量水標・水位計の設置や水位を示すペイントの実施。

#### 簡易型河川監視カメラを設置



◇ 令和 2年度設置数：7箇所  
（設置時期：R2年12月～R3年2月）

一級河川 雲出川  
二級河川 横川、志登茂川、安濃川  
美濃屋川、岩田川、相川



3)越水が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも伸ばし避難時間を確保するための  
取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組

## 16. 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河床掘削)

「箇所選定の仕組み」に基づいて、毎年、掘削箇所の優先度を関係市町と協議しながら土砂撤去を実施。

### 令和2年度

#### 安濃川水系(安濃川他6河川)

#### 河川堆積土砂撤去工事

- 二級河川 安濃川
- 二級河川 岩田川
- 二級河川 穴倉川
- 二級河川 北大谷川
- 二級河川 美濃屋川
- 二級河川 横川
- 二級河川 田中川

・堆積土砂撤去量 総計 14,800m³

堆積土砂・木竹草を撤去し、  
従前の流下能力を確保。

### 令和3年度予定

- 二級河川 安濃川
- 二級河川 岩田川
- 二級河川 田中川
- 二級河川 中ノ川

・堆積土砂撤去量 総計 21,000m³





3)越水が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも伸ばし避難時間を確保するための  
取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組

## 16. 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河床掘削)

「箇所選定の仕組み」に基づいて、毎年、掘削箇所の優先度を関係市町と協議しながら土砂撤去を実施。

### 令和2年度

#### 雲出川水系(長野川他5川) 河川堆積土砂撤去工事

- 一級河川 長野川
- 一級河川 弁天川
- 一級河川 大村川
- 一級河川 神河川
- 一級河川 八手俣川
- 一級河川 伊勢地川

・堆積土砂撤去量 総計 26,190m³

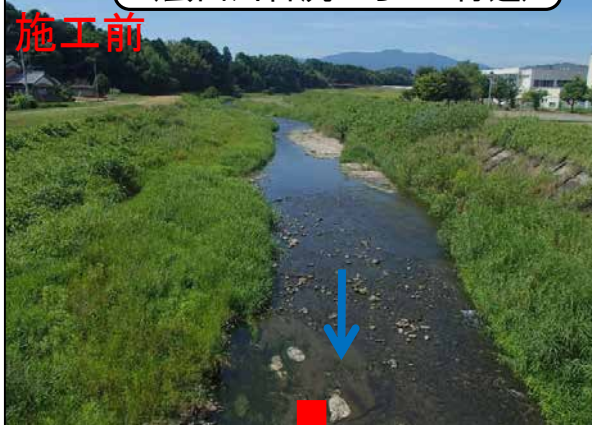
堆積土砂・木竹草を撤去し、  
従前の流下能力を確保。

### 令和3年度予定

- 一級河川 長野川
- 一級河川 弁天川
- 一級河川 大村川

・堆積土砂撤去量 総計 15,000m³

一級河川長野川  
(雲出川合流から1.5k付近)



一級河川弁天川  
(雲出川合流から0.5k付近)





## 【目標(コンセプト)】

一級河川五十鈴川の河道掘削・河道拡幅・護岸整備・堤防整備を行うことで、必要流下能力の確保。  
一級河川五十鈴川の堤防天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施。

### 【河道拡幅・護岸整備・堤防整備】

### 【危機管理型ハード対策】



現堤防を補強することで、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす。



対策メニュー	【主体】	短期	中・長期
<b>■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策</b>			
・宮川:堤防整備	【国】		
・勢田川【浸水対策実行計画】:河道掘削・排水機場整備	【国】		
・松尾川・汁谷川【浸水対策実行計画】:河道拡幅、排水機場整備	【県】		
・五十鈴川:河道掘削・河道拡幅・護岸整備・堤防整備・堰改築	【県】		
・宮川:宮川橋改築	【市】		
・●●川:河道掘削	【市】		
<b>■ 被害対象を減少させるための対策</b>			
・下水道整備(松尾第2排水区)【浸水対策実行計画】	【市】		
・排水ポンプ場の整備(倉田山排水区)【浸水対策実行計画】	【市】		
・立地適正化計画(見直し)に基づく防災指針の検討	【市】		
<b>■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策</b>			
・水害リスク空白域の解消(ハザードマップの作成)	【市】		
・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供(浸水センサ)	【市】		
・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供(定点カメラ)	【市】		
・持続的な水災害教育の実施と伝承(防災教育の支援)	【市】		
・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信(広報誌)	【市】		

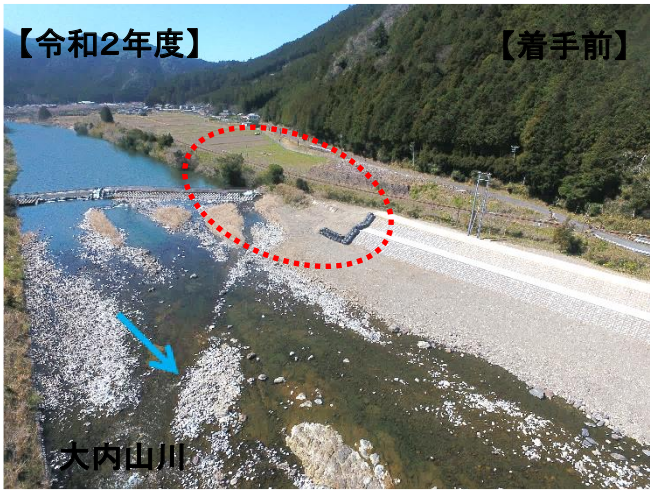
※主体の記載がない項目はあらゆる関係者で取り組むものを想定

※短期目標は5年程度、中・長期目標は10～20年程度を想定

【目標(コンセプト)】

一級河川大内山川の河道掘削・河道拡幅・護岸整備・堤防整備を行うことで、必要流下能力の確保。

【河道拡幅・護岸整備・堤防整備の概要】



対策メニュー	【主体】	短期	中・長期
■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ・大内山川：河道掘削・河道拡幅・護岸整備・堤防整備	【県】	→	
■ 被害対象を減少させるための対策 ・下水道施設の耐水化 ・利水ダム（その他）	【町】 【町】		
■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 ・流域の水災害の早期把握に資する情報提供（ハザードマップの作成）	【町】	計画策定済	



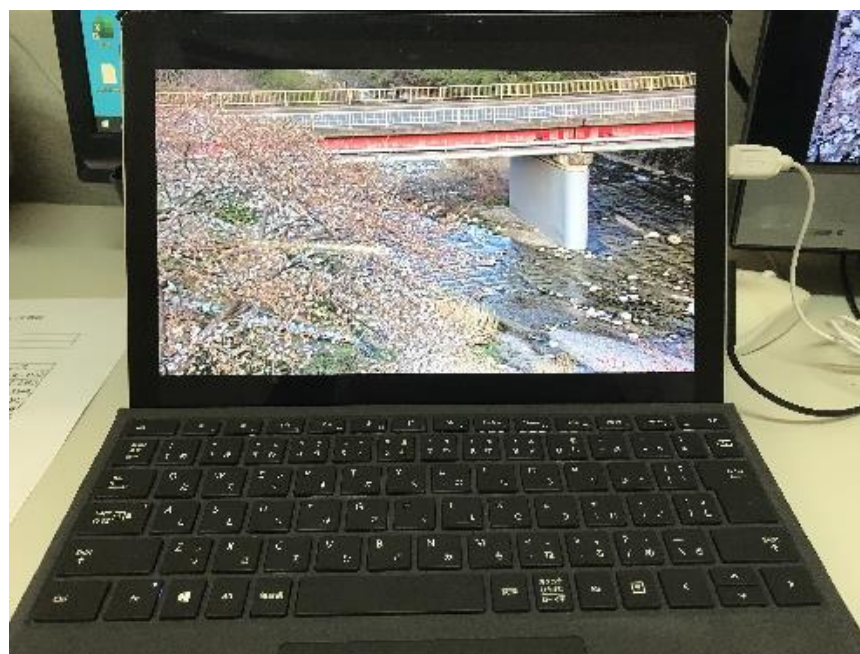
## 河川監視カメラの設置

### 【概要】

町が避難情報を発令するための情報源とするとともに、住民らが自ら避難行動をとるための情報発信方法のひとつとして、町内の河川に河川監視カメラを設置した。

### 【設置箇所】

- ・ 田口川 1 か所
  - ・ 田光川 2 か所
  - ・ 杉谷川 2 か所
  - ・ 焼合川 1 か所
  - ・ 朝明川 3 か所
  - ・ 海蔵川 2 か所
  - ・ 竹谷川 1 か所
  - ・ 鳥居道川 1 か所
  - ・ 三滝川 3 か所
  - ・ 金溪川 2 か所
  - ・ 赤川 1 か所
- 計 19 か所



パソコンによる映像確認状況



# 情報伝達機能の強化 概要

## 防災アプリ

- 令和3年度～4年度にかけて2種類のアプリを導入

### 四日市市Sアラート



個別受信機のように、緊急時にスマホなどの端末から、強制的に音声を再生することができる！（令和3年4月～運用開始）

### ARハザードマップ

GPSとAR機能を使い、現地の実地の風景と浸水深などの各種ハザード情報を重ね合わせて表示することができる！（令和4年度～運用予定）



## ワンオペレーションシステム

- 令和2年度 ワンオペレーション操作により多様なメディアへの同時通報を行うシステムを構築
- 情報伝達の漏れを最小化するため、様々なメディアを最大限活用
- 職員の業務負担を軽減し、情報配信までの時間を短縮



一括配信

多様なメディアへ

確実な情報伝達

はやく・的確に

必要な人へ

特定の住民へ

## 【亀山市】大規模氾濫減災プロジェクト対策メニュー（案）

## 【目標(コンセプト)】

大規模氾濫被害の軽減に向け、防災マップを活用した自助・共助による防災力の向上と、広報誌、HP、CATV等を活用した継続的な情報発信による減災対策を展開。



市民ひとり一人が、住んでいる場所、家族構成等、災害に関する条件が違いう中で、それぞれの条件に合った災害対策を自らが調べ考えることにより、より安全な避難行動をとることができます。

令和3年4月に各戸配布した総合防災マップでは、『**わたしの防災マップ**』として、かめこちゃんをナビゲーターとして、災害が発生する前、災害直後の行動、避難生活とそれぞれの状況の中で、それぞれがしなければいけないこと、出来ることを考え、記述することで、個人の防災マップとして作成出来ます。

このマップを使いながら、地域、学校等幅広い防災啓発を予定しています。



ナビゲーター・かめこちゃん

**風水害発生時**の避難行動における  
新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況に際し、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染対策に万全を期することが重要となります。

また、災害時には水により汚染された水が湧き出でる可能性があり、避難所など密閉した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルス感染症やノロウイルス等による感染症や食中毒などの感染が拡大するリスクが高まります。こうしたことから、進行している避難所生活のなかで、被災者の日ごとの食事や生活費等の避難行動も変わってきます。これらでの対応と対応がかわるのをおしかりと認識し、災害に備えます。

[illegible]

### 選定情報と取るべき行動

市では、「選定する避難情報・対象地域」そのものに取るべき行動（各々の避難情報を緊急速報メール、かめやま・安心メール、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送、字幕放送）、防災行政無線（関係区）、広報車により、皆さんにお知らせします。

※避難情報の内容は、従来と変わりはありません。

[illegible]

市民の防災意識の向上を目的に、広報誌において、防災に関する情報を定期的に発信しています。

## 備えて安心！防災コラム

**避難生活での注意点** **備え付け** 防災安全課防災安全課(084-5035)

避難所などで生活する際、密接した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染リスクが通常の生活環境よりも高くなります。避難所では、感染予防対策として、マスク（密閉・保湿）の着用、手すり・換気扇やスプーン・箸の消毒、消毒の徹底など衛生管理の徹底に努めますが、避難者も、手洗いやマスクの着用を行い、マスクを着用するほか、基本的な対応を行うことが必要です。自分自身や家族、近所の人を感染させることが守り最優先です。

また、日ごと一人から一人と「自分の分」は自分で責任を持ち、実況に備えることが大切です。日々の生活の中で、食料・日用品・衣類・日用品の確保（マスク、ウェットティッシュ、体温計、消毒薬など）の確保が避難生活の行い方にもなります。

**避難所ではこんなことにも注意！**

**食中毒**  
避難所等で配られた食べ物にはできるだけ早く食べ、残った場合は廃棄しましょう。

**エコノミクス症候群**  
狭い空間で同じ姿勢のまま過ごしていると血液の循環が悪くなり、出来た血栓が脳や心臓などの細い血管を詰まらせることで起きる症状で、最悪の場合には死亡することもあります。



**【予防法】**  
水分を十分に取る、適度に体を動かす、ゆったりとした衣服で寝るなど

対策メニュー

## ■ハザードマップの策定・周知

令和2年度に風水害、ため池、地震等すべてのハザードマップを網羅した総合防災マップを作成。市民に配布し、出前講座、広報誌、CATV等を活用した啓発・普及活動の実施

## ■水災害教育

広報誌に防災に関する情報を定期的に発信  
総合防災マップを活用した水防災教育の実施

## ■要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者・所有者に対して避難計画策定及び訓練を呼びかけ

## ■逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

令和2年度に避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成  
令和2年度までに情報伝達手段の重層化や一元化を検討  
令和3年度に情報伝達システムの整備方針を策定し、その後整備を促進

## ■土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

令和2年度に風水害ハザードマップを作成  
総合防災マップの啓発・普及活動の実施  
地区防災計画の策定支援を継続





## 【重点項目④：高齢者等の避難行動の理解促進に向けた取組】

令和元年度は、西黒部、鵜、大石地区をモデル地区とし、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を地区へ提供し、その活用に向けた取組みを進めた。

令和2年度は、市全域の避難行動要支援者に対し、自治会、住民協議会、消防団、地区民生委員児童委員協議会等避難支援等関係者に情報提供することについて同意確認書を送付したところ、9,179/15,044人（令和3年4月1日時点61.0%）が意思表示した。（同意する：5,624人、同意しない3,555人）

令和3年度には、避難支援等関係者に対し取組等の説明したうえで名簿を配布。その活用等についても引き続き検討していく。

### <スケジュール>

- 令和2年7月 「避難行動要支援者名簿活用の手引き」を作成  
全自治会長への取組み周知
- 令和2年9月 避難行動要支援者に対し、同意確認書送付
- 令和3年6月 地区防セミナーで住民自治協議会への取組み  
周知
- 令和3年6月～避難支援等関係者に名簿提供（予定）

### <その他取組み>

★鵜地区では避難行動要支援者を地区で支援していく「防災隣組」等を検討するキックオフとして、自治会単位でワークショップを開催した。

（DIGを行い、具体的な支援策をイメージ・理解してもらうワークショップ。）

★大石地区では5年ぶりに地区独自の「防災カルテ」を更新。

★宮前地区では避難行動要支援者の情報を班単位で把握し、発災時に住民同士で避難できるようにする「声かけ避難制度の構築」を計画に盛り込んだ。

★防災部局・福祉部局にて協議し、民生委員・児童委員の高齢者実態調査で知り得た情報を防災目的で自治会に共有できる制度へと見直した。 など

避難行動要支援者名簿活用の手引き  
～ 災害時の人的被害ゼロを目指して ～



令和2年7月  
松 阪 市

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～





## 【重点項目⑤：地区防災計画策定支援の取り組み】

### （H30：西黒部・鵜・大河内地区）

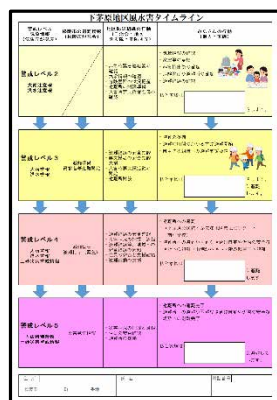
西黒部・鵜は平成29年度に津波避難困難地域に指定し、平成30年度に地区防災計画を策定。町内会単位で避難経路等を検討する災害図上訓練を実施し、令和元年度には各自治会で検討した避難場所へ実際に避難する実践的な訓練を実施した。大河内は、独自で高齢者等の避難支援を中心に作成。

### （R1：港・大石地区）

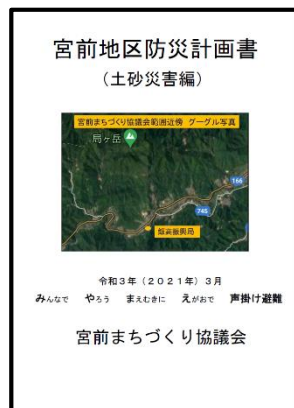
港は松阪市津波避難計画において、狹師町、町平尾町が「避難道路狭あい地区」に指定されたことをきっかけに、地域防災計画の策定を行った。町内会単位で避難経路等を検討する災害図上訓練や各自治会で検討した避難場所へ実際に避難する実践的な訓練も実施した。大石は地区防災計画(大石地区土砂災害タイムライン)を策定し、警戒レベルに応じた行動を整理し、発災時に迷うことなく命を守る行動がとれるようにした。

### （R2：茅広江・宮前地区）

両地区とも地区内の一部が土砂災害警戒区域の指定されたことにより、地区防災計画の策定を行った。茅広江は地区の3自治会ごとにタウンウォッチングを実施し危険箇所を地図にまとめ、それぞれの自治会に応じたタイムラインを計画に盛り込んだ。宮前は避難の支援が必要な住民の情報を班単位で把握し、発災時には住民同士で避難できるようにする「声かけ避難制度の構築」を計画に盛り込み、今後は班ごとの説明会や訓練を行い周知、啓発を行っていく予定。



茅広江地区タイムライン



宮前地区防災計画

### 令和3年度の策定支援の取り組み 地区防災計画策定セミナー

（講演・事例紹介・情報提供）

5月9日、5月23日、  
6月6日、6月20日に実施予定

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

## 【重点項目⑥：避難所における感染症拡大防止の取り組み】

### ＜前提となる考え方＞

- ・災害時には命を守るための避難を優先。自宅の2階など屋内での安全確保を呼びかけ。
- ・消毒の徹底や三密の防止など、感染拡大防止対策を講じたうえで避難所へ受け入れる。
- ・体調不良者は病院への搬送や個室の確保など、個人情報保護に努めつつ最善の対応をとる。

### ＜具体的な対策＞

- ・受付で検温・健康チェックを実施することで避難者を4つの区分に分類し、適切な避難場所へ誘導する。
- ・避難所別に体調不良者の動線、個室、トイレを決定。
- ・感染症予防のための七つ道具を市内100箇所の指定避難所へ配備。
- ・市職員向けにマニュアルを作成し、避難所運営研修会を実施。

区分	特徴
A	症状のない避難者
B	要経過観察の避難者 ※解熱直後や基礎疾患のある方など
C	症状のある避難者 (38.0℃未満の発熱など)
D	症状のある避難者 (38.0℃以上の発熱など)



【感染症予防七つ道具】

- ・非接触式体温計
- ・マスク
- ・手指消毒液
- ・ペーパータオル
- ・ティッシュペーパー
- ・レジ袋
- ・使い捨て手袋
- ・フェイスシールド
- ・健康チェックシート

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～



## 【重点項目⑦：その他減災に係る取組方針の項目】

### 10月 第4日曜日は「松阪防災の日」

#### 1. 制定の趣旨

- 近年、自然災害が激甚化している中、市民一人ひとりが地震をはじめとする災害への防災意識を高めるとともに、防災対策を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方の定着を図り、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、「松阪防災の日」を制定するもの。

#### 2. 「松阪防災の日」の制定

- 本市において最も被害が懸念される南海トラフ地震は、想定震源域から「東海地震」「東南海地震」「南海地震」に分類して呼称され、直近の三連動地震は、1707年（宝永4年）に発生し、わが国最大級の規模を記録した宝永地震とされている。その地震発生日である10月28日をもとに、10月 第4日曜日を「松阪防災の日」と制定。

#### 3. 令和3年度「松阪防災の日」の取り組みについて

- 松阪防災の日制定の初年度であることから、家庭や地域において被災地の教訓を忘れることなく、改めて防災について意識を高めていただくことを目的に、次の事業を予定している。時期については他事業との関係があるため調整中。
  - ・ 地区防災計画策定セミナー（令和3年5月を予定）
  - ・ 松阪市防災講演会（令和3年9月を予定）
  - ・ 松阪市防災訓練（令和3年11月を予定）
- 松阪防災の日の制定に併せて市民に周知するため、防災啓発冊子「災害にそなえる」をリニューアルし、全戸配布を行う。（令和3年10月頃を予定）

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～





## 【重点項目⑧：その他減災に係る取組方針の項目】

### 【松阪市防災システム・被災者台帳システムの構築】

平成30年度に災害時の状況把握や情報分析等を行う「防災情報システム」と、災害後の被災者生活再建支援業務を管理する「被災者台帳システム」の2種類のシステムを構築した。

防災情報システムでは、タイムライン管理や事案への対応状況、各部局間での情報共有、避難所の管理等を行っており、庁内各部局間での連携が強化された。

### 【IP無線機の配備】

松阪市では移動系防災行政無線を所有しているが、合併前のそれぞれの旧市・町が配備したものであり、本庁と各地域振興局間で相互通話ができない等の課題があった。

そこで、平成30年度より携帯電話会社の回線等を使用する「IP無線機」を新たに150台配備した。

各地域振興局や地区市民センター、避難所（学校）、消防団等に配備しており、災害時の調整や停電時の情報伝達等が円滑に行えるようになった。



災害種別	発生時刻	発生場所	被害状況	対応状況	備考
地震	2018/07/06 18:32	松阪市	震度4	被害状況把握中	
洪水	2018/07/06 18:32	松阪市	水深1.5m	避難所開設中	
土砂災害	2018/07/06 18:32	松阪市	土砂崩壊	警戒中	
火災	2018/07/06 18:32	松阪市	建物火災	消火中	
その他	2018/07/06 18:32	松阪市	その他	対応中	

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

## 【目標（コンセプト）】

河道幅が狭く、豪雨時に水位が上昇しやすい河川への流量を低減させ、流域への浸水を防ぐ。

## 【伐採木を利用したバイオマス発電】

平成29年10月の台風第21号において、櫛田川の支流である佐奈川で洪水氾濫が生じた。氾濫が発生した場所は河道幅が狭いため、水位が上昇しやすい。

豪雨時に佐奈川への雨水の流入量を減少させるための取組として、町内で間伐された木や竹をバイオマス発電（民間）の燃料の一部として利用することにより、森林環境の保全を図り、貯水機能を高める。



## 取組② 防災行政無線の更新 【デジタル化】〔R元年度～〕

老朽化した親局・子局、個別受信機、の更新

更新期間 令和元年度から令和3年度

概算事業費 約3億5千万円

事業内容 親局 1局 子局 7局

個別受信機 4,800台（全戸無償配布）



## 取組③ 準用河川外城田川の整備 [R元年度～]

### ○外城田川流域治水整備計画

平成29年の台風21号洪水における床上浸水の減少を目標に、外城田川の整備計画を作成した。

#### 当面の対応策

- ・市街地の溢水発生個所の流下能力の向上（河道掘削）
- ・洪水の逆流対策等の実施（フラップゲートなど）
- ・パラペット等による堤防の嵩上
- ・ソフト対策（避難計画の作成、水位計の活用、ため池の事前放流など）

### ○緊急自然災害防止事業債の活用

- ・整備計画に基づく河道掘削、護岸補強（R元年度・2年度）

## 取組③ 準用河川外城田川の整備

### 河道掘削



## ・情報伝達経路の多重化、多様化

大台町では、緊急時の情報伝達等について、主として防災行政無線の屋外拡声子局と戸別受信機を使った伝達をおこなっているが、災害時に情報伝達網が遮断される懸念がある。

不正確な情報がSNSなどで拡散される恐れがある現代では、行政からの情報発信について、従来以上に正確性と迅速性が必要となっていることから、町民への情報伝達体制の多重化・多様化を図るため、個人が所有するスマートフォン向けに、防災情報を配信するシステムを構築する。





## ・ライフラインを守る事前伐採

台風などの倒木が原因の電線寸断による長期の停電を防ぐため、三重県及び中部電力パワーグリッドと締結した「災害からライフラインを守る事前伐採協定」に基づき、台風などに備え、倒れて電線を寸断する恐れのある樹木を事前に伐採した。



伐採前



伐採後

※令和3年度も継続して実施



## ●水位標設置（建設課所管）

令和2年度の事業として三重県が管理している2級河川河内川（河内川流域）と2級河川大江川（大江川流域）、町管理河川の準用河川押漕川と準用河川中の谷川に水位標を設置しました。

この水位標は、護岸天端から3.0m（赤・黄・白）の帯状の標を設置することで一目で水位が分かることができるため各区（住民）からも評判がいい。

令和3年度は、2級河川泉川（泉川流域）、2級河川大江川（大江川流域）、2級河川小方川（小方川流域）、町管理河川の準用河川斎田川及び東宮川に設置予定。

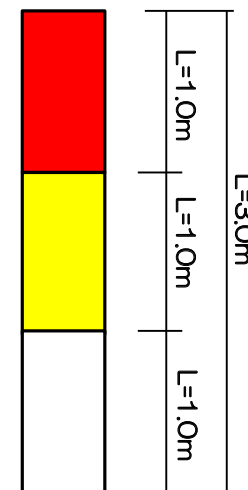
二級河川 押漕川



二級河川 中の谷川



水位標





概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和3年度)

< 凡例 >

取組対象外機関

参考資料2-1

鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																	
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町							
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町		
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取り組み																					
		(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																			
		想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を策定・公表し、市町に説明を実施	R2	国 県	R2までの 取組内容	・国管理河川について、 H29年度までに策定・公表し、市町に説明を実施		—	・圏域内全ての水位周知河川5河川(朝明川、三滝川、海蔵川、天白川、鹿化川)、水位周知河川以外の6河川(金沢川、矢谷川、三滝新川、内部川、鎌谷川、足見川)についてR2年度までに洪水浸水想定区域図を作成・公表済。	水位周知河川3河川(堀切川、中ノ川、榛川)、水位周知河川以外4河川(釜屋川、芥川、金沢川、田古知川)についてR2年度までに洪水浸水想定区域図を作成・公表済	—	—					・朝日町HPにて公表、周知(H29.06.05)	・県作成の洪水浸水想定区域図を川越町HPにてリンクし公表、周知(H29.7)			
					R3以降の 取組予定	実施済		—	・R3年度に県内の未作成の県管理河川全ての洪水浸水想定区域図を作成予定	・R3年度に管内で未作成の県管理河川すべての洪水浸水想定区域図を作成予定。	・水位周知河川以外の6河川(浪瀬川、八島川、安楽川、桜川、鈴鹿川、加太川)についてR3年度出水期までに公表予定。 ・R3年度に管内で未作成の県管理河川全ての洪水浸水想定区域図を作成予定。	—	—					引き続き実施	引き続き実施		
		浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援	随時	県	R2までの 取組内容		—	—	—	洪水浸水想定区域図作成のための業務において収集した資料を提供	—	—									
					R3以降の 取組予定		—	—	・河川整備計画策定のための検討業務や過去の調査において収集した浸水実績などの資料を市町に提供する。	引き続き、洪水浸水想定区域図作成のための業務において収集した資料を提供	—	—									
		水害危険性の確認(浸水状況等の確認等)	引き続き 実施	県	R2までの 取組内容		—	—	—	洪水浸水想定区域図作成のための業務において浸水状況を確認	—	—									
					R3以降の 取組予定		—	—	引き続き、洪水浸水想定区域図作成のための業務において浸水状況を確認	—	—										
		計画規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R1	国	R2までの 取組内容	・R1年度に公表			・R1年6月までに洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表												
					R3以降の 取組予定	実施済		・引き続き、洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表できるよう国土地理院と調整する													
		想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R2	国 県	R2までの 取組内容	鈴鹿川・内部川はH29年度に公表。安楽川についてはH30.5月に公表		—	・R1年6月までに洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表	—	—	—	—								
					R3以降の 取組予定	実施済		・引き続き、洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表できるよう国土地理院と調整する	—	—	—	—									
		想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	R3	市町	R2までの 取組内容	・自治体への助言を行う		・自治体への助言を行う。							平成30年度に鈴鹿川水系、令和元年度に朝明川水系、令和2年度に海蔵川・三滝川水系で作成(翌年度配布)	・H30年度実施	・令和2年度に作成	—	・洪水ハザードマップを更新し、町民に全戸配布(H30.05.01)	洪水ハザードマップを更新し、町民に全戸配布(H30.2)転入者へ、転入時に配布。	
R3以降の 取組予定	引き続き実施					引き続き実施						令和3年度に天白川・鹿化川・その他エリアで作成予定	引き続き実施	・市民に配布 ・出前講座、広報紙、CATV等を活用した啓発・普及活動	・令和2年度に作成	・今後も周知、活用していく	引き続き実施				
首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容										ロールプレイング形式の図上訓練や本部員会議連用訓練を実施している	—	指定避難所を対象に資住民主体の避難訓練を総合防災訓練として継続して実施	—	—	—			
			R3以降の 取組予定									引き続き実施	必要に応じ検討する。	・継続して実施 ・災害対策本部機能の強化の観点から図上訓練を検討している。	必要に応じ検討する。	—	—				
日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまごハザードマップを整備	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容	・中部地整にて手引きを公表									—	—	—	—	—	—			
			R3以降の 取組予定	・自治体への助言を行う								現在のところ整備予定なし	現在のところ整備予定なし	現在のところ整備予定なし	現在のところ整備予定なし	—	検討する。				

鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																
項目 事項		主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町						
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町
		小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	引き続き 実施	国 県市町	R2までの 取組内容	・地域を題材にした副読本、教員指導用資料を作成し、試行授業実施。 ・ <b>R2年度は、計6校を対象に試行授業を実施。</b> ・ <b>防災教育ポータルサイトを開設。</b>		・要請があれば、出前講座等を実施する ・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する	—	—	—	—	・防災教育を実施する市町教育委員会からの要請に基づき、助言、支援 ・「防災すごろく」などの貸出	・「防災すごろく」等の貸出し	・市内小中学校に家族防災手帳を配布するとともに、防火防災教室により水災害教育を実施している。 ・出前講座や広報誌を通じて水害に関する情報を発信している。	・ <b>出前講座や広報誌を通じて水害に関する情報を発信している。</b>	・水防災教育を実施する（引き続き実施） ・広報誌に風水害に関する記事を掲載する	・水防災教育を実施する（引き続き実施） ・市政だよりに風水害に関する記事を掲載する	・小学校1年生・4年生、中学校1年生に防災ノートを配布。 ・学習計画に防災が組み込まれており、総合学習の中で担任が防災教育を行っている。	・小学校1年生・4年生、中学校1年生に防災ノートを配布。 ・小学4年生5年生の学習項目に防災が取り込まれており、担任が防災教育を行っている。
					R3以降の 取組予定	・教材を他校、他市町へ展開する。	引き続き実施	—	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施 ・防災マップの活用	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進	引き続き 実施	国 県市町	R2までの 取組内容	・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本省にて講習会の運営マニュアルを作成 ・講習会運営マニュアルや避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る。		・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	—	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	—	—	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する	・訓練への参加要請があれば鈴鹿地方部として参加する	・計画が未作成、訓練が未実施の施設に対して、作成・実施を呼びかける	・要配慮者利用施設における一斉避難訓練の実施 ・計画が未作成の施設に対して、作成を呼びかける	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	・ <b>避難計画の策定は対象全施設で完了</b>	・要配慮者利用施設等の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促す。	・要配慮者利用施設等の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促す。
					R3以降の 取組予定	引き続き実施		引き続き実施	—	引き続き実施	—	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	<b>訓練の実施を促す</b>	引き続き避難確保計画等の実施を促す。	引き続き避難確保計画等の実施を促す。
		住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施	引き続き 実施	県 市町	R2までの 取組内容			—	—	—	—	—	・「みえ風水害の日」(9月26日)に合わせた県民への啓発活動の実施	みえ風水害対策の日(9/26)に合わせて街頭啓発活動を行う。	四日市市防災大学等の講座を開催し、啓発している。	・ <b>地区に対して防災講話を実施</b>	・水防災教育を実施する	・水防災教育を実施する	地区への防災講演会を実施	地区への防災講演会を実施
					R3以降の 取組予定			—	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	<b>引き続き実施</b>	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	出前講座を積極的に実施	引き続き実施
		高齢者福祉部局と連携した共助の仕組みの強化	引き続き 実施	国 県市町	R2までの 取組内容	・地域包括支援センターと連携し、ケアマネージャ等に水害に関する講習会を実施。		—	—	—	—	—	・「みえ風水害の日」(9月26日)に合わせた県民への啓発活動の実施	みえ風水害対策の日(9/26)に合わせて街頭啓発活動を行う。	四日市市防災大学等の講座を開催し、啓発している。	・ <b>令和元年度に災害時要援護者名簿を活用し、情報伝達・安否確認訓練を実施</b>	・水防災教育を実施する	・水防災教育を実施する	地区への防災講演会を実施	地区への防災講演会を実施
					R3以降の 取組予定	引き続き実施		—	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	<b>引き続き実施</b>	引き続き実施	引き続き実施	<b>引き続き援助体制の構築を図り、他地区へ展開</b>	引き続き実施	
	2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																			
	(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項															—				
			避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	R1年度 出水期前	県 市町	R2までの 取組内容	・策定済み	・県管理の水位周知河川においてタイムライン及びホットラインを構築し、運用している。	—	—	・朝明川ほか圏域内の5つの水位周知河川を対象に、平成29年6月1日からホットラインの運用を開始している。 ・水位周知河川を対象に、市町等と連携し、水害対応タイムラインを平成31年の出水期前に作	・避難勧告等の発令につながる情報の共有、ホットラインの運用を行う（引き続き実施）	・2019.4.1に四日市地方部タイムライン策定	・避難勧告等の発令につながる情報の共有（引き続き実施）	令和元年度に作成	<b>令和元年度に作成</b>		<b>タイムラインの策定完了</b>	詳細にタイムラインは設定していないが、警報発表前の準備体制から避難勧告等発令時の職員初動マニュアルを作成（H29.03.31） <b>水害タイムラインを策定（R3.03）</b>	水害対応タイムラインを作成（H30.9.20）
						R3以降の 取組予定	・実運用し適宜見直し作業を実施する（引き続き実施）	・状況に応じて更新を行う。	—	—	—	<b>水害タイムライン作成済み</b>	—	・平成31年度地方部タイムラインの運用開始	必要に応じ見直しを検討する	<b>必要に応じ見直しを検討</b>	必要に応じ見直しを検討する。	<b>必要に応じ見直しを検討する</b>	各課と詳細に協議を行う	必要に応じ検討する。
		タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・自治体への助言を行う								—	—	—	<b>タイムラインに準じる</b>	上記の職員初動マニュアルに加え、チェックリスト作成（H29.03.31）	検討中	
					R3以降の 取組予定	引き続き実施								検討する	<b>検討する</b>	検討する	<b>必要に応じ見直しを検討する</b>	検討する	検討中	
		想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	必要に応 じて実施	市町	R2までの 取組内容									—	<b>鈴鹿市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂</b>	—	—	避難勧告等・伝達マニュアルの改訂（H30.03） (R1.6) 警戒レベル記載	避難勧告等・伝達マニュアルの改訂	
					R3以降の 取組予定									必要に応じ検討する	<b>必要に応じ見直しを検討</b>	必要に応じ検討する	必要に応じ検討する	必要に応じ見直しを行う。	必要に応じ検討する。	
		避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・自治体への助言を行う									—	<b>鈴鹿市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂</b>	—	—	検討中	検討中
					R3以降の 取組予定	引き続き実施								必要に応じ検討する	<b>必要に応じ見直しを検討</b>	必要に応じ検討する	必要に応じ検討する	検討中	検討中	
		水害時に着目した指定避難場所の見直し	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容							—	・広域避難の可能性について、平成27年度より当事務所、川越町、朝日町とで、令和2年度より上記三機関及び四日市市、菰野町とで検討会議を継続実施中	各市等が行う検討・調整の情報共有	<b>ハザードマップの更新に伴い、浸水区域においては災害の状況に応じて近くの小学校の校舎2階以上に避難をするよう鈴鹿市避難勧告等判断・伝達マニュアルに記載</b>	令和2年度までに実施	<b>洪水時には垂直避難を実施するよう促進</b>	・避難場所の表記変更 浸水区域の避難場所を（2階以上、3階以上）高地に設定	—	
					R3以降の 取組予定							引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	必要に応じ見直しを検討	—	6月～7月頃に高潮浸水想定区域が公表されるため、浸水区域内の指定避難所は表記等についても検討。	<b>検討する</b>		

鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																
項目 事項		主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町						
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町
		応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容	—		—	—	—	—	—	—	—						
					R3以降の 取組予定	・必要に応じて検討を進める		—	—	—	—	—	—	—						
		情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、 出水期までに実施	国 気 県 市町	R2までの 取組内容	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	—	—	—	—	情報伝達訓練の実施	毎年、出水期前までに実施する	—	—	—	—	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施する	—	検討する	—	—	—	—
		水門開閉訓練の実施	引き続き 実施	県 市町	R2までの 取組内容			—	—	—	—	出水期前に実施	—	—	—	・区域指定後実施	—	—	—	—
					R3以降の 取組予定			—	—	—	—	出水期前に実施	—	—	—	・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知、避難場所の確保を行う(引き続き実施)	—	—	—	—
		三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る ・道路情報共有等で連携を図る。		・すでに対応済み	—	—	—	—	関連部署との情報共有を図る	三重河川国道事務所との情報連絡体制については、水防計画に記載済	・水防訓練等をH30年度に実施 ・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	—	—	—	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	検討する	—	—	—	—
		報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する(引き続き実施)		・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う。	—	—	—	—	—	災害情報共有システム(Lアラート)により対応済	災害情報共有システム(Lアラート)により対応済	災害情報共有システム(Lアラート)により対応済	県防災情報システムを活用して実施	・三重県防災情報システム(Lアラート)により情報発信を行う(引き続き実施)	・三重県防災情報システム(Lアラート)により情報発信を行う(引き続き実施)	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施
		(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																		
		住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始		・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	—	—	—	—	市民向けの防災メールを活用し、情報の提供を行っている	避難情報を緊急速報メールで配信すること及び登録制メール(メルモニ)により、情報を配信している。	避難情報を緊急速報メールや登録制メールで配信することにより、情報を配信している。	平成30年度にインターネット上で誰でも確認できる気象計の新設し、引き続き運用中。登録制メールでのプッシュ型情報配信の実施。	防災行政無線デジタル化に伴い、防災アプリ機能を追加	・登録制メールでのプッシュ型情報配信の実施(H30.5.30) ・防災カメラの映像をホームページにて画像形式での配信を実施(H30.12.28)	
					R3以降の 取組予定	引き続き実施		引き続き実施	—	—	—	—	—	令和3年度よりスマートフォンを活用したプッシュ型の情報発信を開始する	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	ダウンロード数増加に向けて住民周知を行っている	引き続き実施	
		水位、雨量情報のさらなる周知	引き続き 実施	県 市町	R2までの 取組内容			—	—	—	—	チラシを配布	—	—	—	令和2年7月5日号の広報で水位情報等を提供していることについて周知	H30年度完了	—	—	—
					R3以降の 取組予定			—	—	—	—	引き続き実施	—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	—	—	—
		円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	必要に応じて実施	市町	R2までの 取組内容										平成26～27年度にかけ、防災行政無線(固定系)を増設	平成22年度より「鈴鹿市地域防災情報伝達システム」を順次整備している。	情報伝達手段の重層化や一元化の検討	河川監視カメラの設置	・平成30年度に防災行政無線(同報系)のデジタル化を実施 ・令和元年度に防災行政無線(移動系)のデジタル化を実施	同報系・移動系防災行政無線デジタル化済み
	R3以降の 取組予定													令和3年度よりワンオペレーションシステムの運用を開始する	引き続き実施	令和3年度に情報伝達システムの整備方針を策定し、その後整備を促進する。	—	実施済み	—	



鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																	
項目 事項		主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町							
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町	
		防災気象情報の改善	H29年度 から実施	気	R2までの 取組内容		【平成31年度～令和2年度】 ・出水期前に基準値の変更を行った ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【平成31年度】 ・台風強度予報を5日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス ・危険度分布と浸水想定区域等のリスク情報の重ね合わせ 【令和2年度】 ・本川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水)の発生防止に向けた取組														
					R3以降の 取組予定		【引き続き実施】 ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【令和3年度】 ・記録的短時間大雨情報の改善 ・顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による顕著な大雨) ・高潮警報の改善														
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																					
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																					
		消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、 出水期まで実施	市町	R2までの 取組内容											毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、出水期前に水防訓練を実施する。	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、水防訓練に参加してもらっている (令和2年度はコロナにより実施せず)	・年度毎に連絡体制を確認 ・伝達訓練は行っていないが、平時から訓練、出動の情報配信を行っている。	・年度毎に連絡体制を確認 ・訓練毎に情報伝達訓練を実施
					R3以降の 取組予定											引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、 出水期まで実施	国 県市町	R2までの 取組内容	・水防管理団体が行う水防訓練への参加	・水防管理団体が行う水防訓練への参加(引き続き実施)	—	—	・洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。	—	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する	・各機関が実施する水防訓練、洪水時を想定した洪水対応演習への参加	毎年、出水期前に河川管理者が実施する職員、水防(消防)団、建設業協会、地域住民と合同で行う水防訓練に参加する	洪水時を想定した洪水対応演習をH30年度に実施	・水防訓練を令和元年度に実施 ・洪水時を想定した洪水対応演習を令和元年度に実施	毎年水防訓練を実施(町、住民、消防団、災害応急対策協定事業者、町議員) (令和2年度はコロナにより実施せず)	—	H28年度に水防訓練を実施		
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	出水期前に実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施		引き続き実施	引き続き実施	—	—		
		迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	引き続き 実施	国 県市町	R2までの 取組内容	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標に】 ・水防団との意見交換会を実施する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	—	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・対象全河川の重要水防区域を業務委託により年1回点検する。 ・市町と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る。	・重要水防区域を業務委託により年1回点検 ・県と関係者が共同で点検を行う	・河川管理者が実施する共同点検に参加	・河川管理者が実施する共同点検に参加	・共同点検を実施する場合には、積極的に参加する。 ・消防団の会議にて情報共有を行っている。	・消防団の会議にて情報共有を行っている	・消防団の会議にて情報共有を行っている	・毎年の水防訓練で実施(令和2年度はコロナにより実施せず)	—	4月、9月の消防団訓練時に実施	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	引き続き実施	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	引き続き実施	—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	—	引き続き実施		
		大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対するの教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催									毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、定期的に実施している。	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	消防団員向け防災講演会を実施	—	消防団訓練の中に水防工法の教育を実施	
					R3以降の 取組予定	引き続き実施									引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	要請があれば随時実施	—	引き続き実施	
		水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容	(危機管理型水位計) ・R2年度末までに鈴鹿川水系で32箇所の危機管理型水位計を設置 (簡易型河川監視カメラ) R2年度末までに17箇所設置	—	(危機管理型水位計) ・R2年度までに県内で危機管理型水位計を211基設置済  (簡易型河川監視カメラ) ・R2年度に県内の水位周知河川38河川44箇所において簡易型河川監視カメラを設置	—	—	(危機管理型水位計) R2年度までに、15河川に20箇所設置済。 (設置河川:朝明川、海蔵川、三滝川、田口川、田光川、杉谷川、竹谷川、金溪川、足見川、鎌谷川、三滝新川、矢合川、鹿化川、員弁川、内部川) (簡易型河川監視カメラ) R2年度までに、水位周知河川5河川に7箇所設置済	(危機管理型水位計) 11河川で20基の設置が完了(堀切川、中ノ川、椋川、芥川、金沢川、浪瀬川、安楽川、桜川、八島川、鈴鹿川、加太川)  (簡易型河川監視カメラ) R2年度までに水位周知河川13河川に3箇所設置済(堀切川、中ノ川、椋川)	—	—	水防活動を支援するための量水標の設置を行っている		河川監視カメラの設置		朝明橋橋脚に水位表示を実施		
					R3以降の 取組予定	・危険箇所の見直し等、必要に応じて設置	—	(簡易型河川監視カメラ) ・R3年度に県内の3河川において簡易型河川監視カメラを設置予定	—	(簡易型河川監視カメラ) ・引き続き水位周知河川以外の河川について設置予定。	—	—	—	—	—						

鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町						
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町	
	(2)市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																			
		災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	—		—	—	—	—	—	—	—	広報誌、市ホームページを通じて啓発活動を行っている	—	—	—	—	—
				R3以降の 取組予定	関係市町と調整し説明会を開催する。		—	—	—	—	—	—	—	引き続き実施	—	—	検討する	—	—	
	(3)一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																			
		氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度 から実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。		・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				R3以降の 取組予定	・関係市町と調整をとり、各排水ブロックにおいて検討を進める		引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する	検討する	—	—
		排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度 から実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。		・河川管理者が実施する排水訓練に参加する	—	—	—	—	—	—	河川管理者が実施する訓練に参加する	—	—	—	—	—
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	引き続き実施	国・県の訓練に参加する。	国県の訓練に参加する	検討する	—	—
		堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・年1回、実施する									年1回風水害を想定した図上訓練を実施する	—	—	—	—	—
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施										引き続き実施	—	—	検討する	—	—
		施設・庁舎の耐水化	必要に応 じて実施	国 県	R2までの 取組内容	—		・施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)	—	—	—	—	—	—	市庁舎の非常電源を上部に移設させている			—		
				R3以降の 取組予定	—		引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—				検討する		
		水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応 じて実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	—		・三重県BCPを策定済み	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				R3以降の 取組予定	検討する。		—	—	—	—	—	—	—	—	実施予定なし	—	—	検討する	—	—
4)河川管理者が実施する防災施設の整備																				
		下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	引き続き 実施	県	R2までの 取組内容				—											
				R3以降の 取組予定			・宮川調整池(朝明川)・菰野調整池(三滝川)において、一定条件以上の降雨が予想される場合、事前放流により制限水位以下の水位まで下げることができるよう、「事前放流実施要領」を定めている													

鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																	
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町								
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町		
	堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R2年度	国県	R2までの取組内容	・危機管理型ハード対策をR2までに整備済み		—	(危機管理型ハード対策) ・R2年度に県内で危機管理型ハード対策を17河川実施。	—	・危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分の張りコンクリート等を実施する。(朝明川、鹿化川について実施)	・R2年度までに危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分などの張りコンクリート等を実施する。(中ノ川、棕川、芥川)	—	—								
				R3以降の取組予定	—		—	(危機管理型ハード対策) ・R3年度に県内で危機管理型ハード対策を5河川実施する。	—	・危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分の張りコンクリート等を実施する。(朝明川、鹿化川について、引き続き進める。)	・R3年度に危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分などの張りコンクリート等を実施する。(中ノ川)	—	—								
	優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国県	R2までの取組内容	・洪水を安全に流すためのハード対策をR2までに概ね整備済み		—	・河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策を実施 ・堆積土砂の撤去箇所について、県と市町で優先度を協議し実施。	—	・河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策を実施する。(朝明川、三滝川について、引き続き堤防嵩上げ等を進める。) ・堆積土砂の撤去箇所について、県と市町等で優先度を協議しながら選定する。	・河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策の実施(堀切川、芥川、棕川) ・堆積土砂の撤去箇所について、県と市町で優先度を協議しながら選定し実施。	—	—								
				R3以降の取組予定	・引き続き実施		—	・引き続き実施する。	—	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—								
	本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国県	R2までの取組内容	緊急3ヵ年対策としてR3までに整備を実施する。		—	—	—	—	—	—	—								
				R3以降の取組予定	・引き続き実施		—	—	—	—	—	—	—								
	多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国県	R2までの取組内容	緊急3ヵ年対策としてR3までに整備を実施する。		—	—	—	—	—	—	—								
				R3以降の取組予定	・引き続き実施		—	—	—	—	—	—	—								
	5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																				
		想定される土砂災害リスクの周知	区域指定後	国県市町	R2までの取組内容		・今年度に基礎調査を完了し、結果を公表しました。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定しました。 ・地形改変等のあった箇所について調査を行いました。				(H29年度指定) H30.1.9指定 朝日町 H30.2.23指定 四日市市永永地区、川島地区 H30.3.16指定 菰野町朝上地区、竹永地区 (H30年度指定) H30.11.30指定 菰野町湯の山地区、四日市市小田地区 (R1年度指定) R2.3.27指定 四日市市三重、県、神前、常盤、保々、羽津、大矢知地区	・鈴鹿市内、亀山市内の土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜、地すべり)を指定、公表			土砂災害(特別)警戒区域に指定されたところから土砂災害ハザードマップを作成している。	土砂災害(特別)警戒区域に指定されたところから土砂災害ハザードマップを作成している。	令和2年度に風水害ハザードマップを作成	—	・土砂災害のハザードマップを作成し、町民に全戸配布(H30.05.01)	—	
					R3以降の取組予定		・本年度末の基礎調査完了に向けて取り組みます。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・基礎調査完了後は、地形改変等のあった箇所について調査を行っていきます。				・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・地形改変等のあった箇所について調査を行っていきます。	・二巡目以降調査対象箇所選定および区域設定の実施			区域指定後、順次作成	—	・防災マップの啓発・普及活動 ・地区防災計画の策定支援	—	・今後も周知、活用していく	—	
		土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	国気市町	R2までの取組内容	—	・土砂災害警戒情報を発表 ・土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信。 ・市の防災担当者へホットライン ・土砂災害危険度情報を適時周知。(県)  ・土砂災害警戒情報の基準(CL)の見直しに伴い、大雨警報(土砂災害)・注意報の発表基準の見直し ・大雨特別警報(土砂災害)の基準値の見直し	—	—	—	・土砂災害警戒情報を発表し、確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。			土砂災害(特別)警戒区域に指定された地域に防災行政無線(固定系)を増設。(平成29年度)	・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知、避難場所の確保を行う	・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知、避難場所の確保を行う	—	—	—	—	
R3以降の取組予定					—	【引き続き実施】 ・土砂災害警戒情報を発表する。 ・土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホットライン ・大雨特別警報(土砂災害)、大雨警報(土砂災害)・注意報の新基準の運用開始(6月予定) ・土砂災害危険度情報を適時周知する。(県)	—	—	・土砂災害警戒情報を発表し、確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。			必要に応じて土砂災害(特別)警戒区域に防災行政無線(固定系)の増設を検討。	引き続き実施	引き続き実施	—	—	—				



鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容															
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町						
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合 事務所	鈴鹿地域防災総合 事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町
	早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施	国 気 市 町	R2までの 取組内容	—	・市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。			・市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。			・訓練への参加要請があれば四日市市地方部として参加する	各機関が実施する訓練等に参加	広報誌、市ホームページを通じて啓発活動を行っている	防災啓発等を通じて避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける。	・水防訓練等の実施 ・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける ・地区防災計画の策定支援	避難確保計画策定施設で訓練実施(4施設)	・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。	—
				R3以降の 取組予定	—	・市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。			・市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。			引き続き実施	各機関が実施する訓練等に参加	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和3年度)

<凡例>

取組対象外機関

参考資料2-2

雲出川・櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)					各関係機関の取組内容													
項目	事項	主な取組項目	目標 時期		取組 機関	国	気象庁	連ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合				
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取り組み																		
(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																		
	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	R2	国県	R2までの取組内容	・国管理河川について、H29年度までに策定・公表し、市町に説明を実施	実施済	—	—	・公表内容について情報共有を図る(H28年度～) ・R2年度までに県内の水位周知河川38河川および水位周知河川以外の104河川において洪水浸水想定区域図を作成		水位周知河川7河川(雲出川(県管理区間)、安濃川、岩田川、美濃屋川、相川、志登茂川、横川) 水位周知河川以外の7河川(中ノ川、毛無川、穴倉川、三酒川、天神川、前田川、田中川)について浸水想定区域図を作成・公表済	水位周知河川以外の2河川(孫川、中川)について令和2年度に公表。 【公表済み】 水位周知河川8河川(三渡川、碧川、飯内川、金剛川、愛宕川、名古屋川、笹笛川、大堀川) 水位周知河川以外の4河川(百々川、堀坂川、真盛川、勢々川)						
				R3以降の取組予定			—	—	・R3年度に県内の未作成の県管理河川全ての洪水浸水想定区域図を作成予定	・R3年度に未作成となっている県管理河川(39河川)について、浸水想定区域図を作成予定。	残る管内すべての河川において浸水想定区域図を作成・公表予定。							
	ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	R2	運県	R2までの取組内容			—	—	—									
				R3以降の取組予定			・R2年度中に公表予定	—	—									
	内水浸水想定区域図を作成	今後検討予定	市町	R2までの取組内容										—	—	—	—	—
				R3以降の取組予定											内水浸水想定区域図の策定について検討する。	公共下水道事業計画区域の浸水区域について、調査・検討を行う。	内水浸水想定区域図の策定について検討する。	今後検討する
	浸水実績等の把握	引き続き実施	市町	R2までの取組内容											—	—	—	—
				R3以降の取組予定											—	これまでの水害における浸水実績を整理する。	浸水実績を整理する。	—
	計画規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R1	国	R2までの取組内容	・R1年度に公表	実施済	—	・R1年6月までに洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表	・引き続き、洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表できるよう国土地理院と調整する									
				R3以降の取組予定			—											
	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R2	国県	R2までの取組内容	・想定最大外力を対象とした浸想図の時系列情報図を作成			—	・R1年6月までに洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表		【取組項目1)1と一緒に】 ・浸水想定区域図破壊箇所水位情報等提供。	—	—	—	避難勧告等発令対象地域の細分化を行い、それぞれの地域で段階的に避難勧告等を発令している			
				R3以降の取組予定	・引き続き周知		—	・引き続き、洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表できるよう国土地理院と調整する	—	—	—	—	引き続き実施					
	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	R2	市町	R2までの取組内容	・自治体への助言を行う。			自治体への助言を行う。							想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成し、地域住民へ周知を図った。	雲出川、櫛田川の想定最大規模の洪水ハザードマップを作成した。(H30)県管理河川(水位周知河川)における想定最大規模の洪水ハザードマップを作成した。(R1)県管理河川における洪水ハザードマップを配布・啓発する。(R2)	直轄管理区間については、H29にハザードマップ作成済み。	想定最大規模の洪水ハザードマップを作成済み
				R3以降の取組予定	・引き続き実施			引き続き実施						引き続き実施	雲出川、櫛田川については引き続き周知・啓発を行う。 櫛田川上流部、蓮川における洪水ハザードマップを配布・啓発する。(R3)	各種想定区域の公表または見直し時期を考慮し、更新時期を検討する	想定最大外力を対象としたハザードマップの作成予定。	
	首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施	引き続き実施	市町	R2までの取組内容											風水害時における災害対策本部機能の強化を図ることを目的に首長も参加したロールプレイング型の図上訓練を毎年実施している。	・市長も含めた図上訓練など、実践的な訓練を実施する。	—	—
				R3以降の取組予定											引き続き実施	引き続き実施	—	—

雲出川・櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)					各関係機関の取組内容															
項目	事項	主な取組項目	目標 時期		取組 機関	国	気象庁	連ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町		
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合					松阪地域防災総合	
		日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容	・中部地整にて手引きを公表									まるごとまちごとハザードマップの整備については、先進的に取り組んでいる事例も参考に検討していく。	—	—	—		
					R3以降の 取組予定	・自治体への助言を行う										引き続き実施	洪水ハザードマップ作成に基づき検討する。	マップの作成につき検討する	ハザードマップ作成につき検討	
		小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・地域を題材にした副読本、教員指導用資料を作成し、試行授業実施。 <b>R2年度は、計8校を対象に試行授業を実施。</b> ・ <b>防災教育ポータルサイトを開設。</b>		—	・防災ノート等を活用した防災教育を実施する ・要請があれば、出前講座等を実施する ・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する	—		—	要請があれば、出前講座等を実施する	・小学校（津市内）からの要請に応じ、「小学生向け出前講座」を実施する	—	・雲出川における <b>防災教育資料</b> を用いて、 <b>関係する小学校で水災害教育を実施。</b>	・現在も取り組んでいる市内中学校の防災教育の中で、今後は水災害教育にも取り組んでいく。	・町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく	—	
					R3以降の 取組予定	・教材を他校、他市町へ展開する。	・小学校と連携しながら作成した副読本を用いて試行授業を実施を予定。	引き続き実施	—		—	引き続き実施	・引き続き実施	—	引き続き実施	【引き続き実施】	・町内小中学校の総合学習事業の中で、水災害教育に取り組んでいく	・水防災教育の実施を検討 ・町広報等で水害に関する情報の発信		
		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本省にて講習会の運営マニュアルを作成 ・講習会運営マニュアルや避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る。	・要配慮者利用」施設の管理者向け説明会の講話実施 H29.2.15 津会場、 H29.2.16 四日市会場		・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	—	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	—	・避難計画の策定及び訓練の実施状況を確認する	—	—	・要配慮者利用施設に対して、避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける。	・三重河川国道事務所、三重県と連携し、要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施（R1） ・ <b>避難確保計画の提出がない事業所や新たに対象となる事業所に対し説明会を実施（R2）</b> ・要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の策定及び訓練の実施を呼びかける。	浸水想定区域内の該当施設に対し、避難確保計画の策定等に対し、支援する。 町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	・引き続き実施	—	・引き続き実施	—	—	引き続き実施	・避難確保計画の提出がない事業所に対し説明会や個別訪問を実施（R2） ・広報まつさかの中で水害に関する特集を組むなど、市民の避難行動に有益な情報を発信していく。【引き続き実施】	引き続き取り組んでいくとともに、避難計画策定済みの施設に対しては避難訓練の実施に協力していく	・避難計画策定作成済み又、訓練実施の呼びかけ		
	高齢者福祉部局と連携した共助の仕組みの強化	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・地域包括支援センターと連携し、ケアマネージャ等に水害に関する講習会を実施。			—	—						—					
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施		—	—						—		自主防災組織への支援を実施する【引き続き実施】				
	2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																			
			(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																	
			避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	R1年度 出水期前	国 県 市町	R2までの 取組内容	・策定済み	策定作業に関して、気象台の発表する気象・防災情報等について作成協力を行う。	—	・策定済み（四日市市、川越町、朝日町） ・県管理の水位周知河川においてタイムライン及びホットラインを構築し、運用している。	—			タイムライン策定済（水位周知河川）			河川ごとのタイムラインを作成済み。	・河川ごとに水害対応タイムラインを作成した。 ・河川監視カメラを吾々川・名古須川・三連川・金剛川・愛宕川に設置した。	—	H29年策定済み
						R3以降の 取組予定	・避難判断水位を超える洪水を経験する毎に実運用し適宜見直し作業を実施する【引き続き実施】	引き続き実施	—	・未作成の県管理水位周知河川について、県と市町の連携により河川及び市町別にタイムラインを作成する。 ・状況に応じて更新を行う。	—			—			引き続き実施	—	—	・今後検討していく
			タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	実施済み	国 市町	R2までの 取組内容	—		—	—			—	—	—		先進的に取り組んでいる事例も参考に検討していく。	—	—	—
					R3以降の 取組予定	・自治体への助言を行う【引き続き実施】		・タイムライン（防災行動計画）の作成。	—			—	—	—		引き続き実施	—	検討を進める	・今後検討していく	



雲出川・櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)					各関係機関の取組内容															
項目	事項	主な取組項目	目標 時期		取組 機関	国	気象庁	運ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町		
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合					松阪地域防災総合	
		想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	R1	市町	R2までの取組内容										浸水想定区域の見直しがなされた河川流域において、避難勧告等の発令基準の見直しを行った。	—	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	・随時検討		
					R3以降の取組予定														引き続き実施	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。
		避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討	R2	国 県 市町	R2までの取組内容	・自治体への助言を行う		・自治体への助言を行う	—	—						浸水想定区域の見直しがなされた河川流域において、発令対象エリア等の見直しを行った。	・雲出川下流の避難のあり方検討会(H26～H27)において検討・周知済み。	随時検討する	・随時検討	
					R3以降の取組予定	・引き続き実施		引き続き実施	—	—						引き続き実施	・今後は最大想定規模を踏まえた対象エリア等の整理・見直しを行う。			
		水害時に着目した指定避難場所の見直し	R1	市町	R2までの取組内容											浸水想定区域の見直しがなされた河川流域において、その浸水深に応じて避難所の見直しを行った。	・雲出川、櫛田川流域については最大規模想定を踏まえ、指定緊急避難場所の見直しを行った。	・平成27年度に見直し済み。	・策定済み	
					R3以降の取組予定											引き続き実施	・引き続き、最大規模想定を踏まえ見直しを行う。			
		応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備		国 県	R2までの取組内容	—			—	—										
					R3以降の取組予定	・必要に応じて検討を進める			—	—										
		情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、出水期までに実施	国 気 県 市町	R2までの取組内容	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	—	・毎年、出水期前までに実施する	県管理河川の洪水対応演習を実施。 (安濃川) (H29.4.25、H30.4.24)	県管理河川の洪水対応演習を実施 (H31櫛田川、R2愛宕川)			毎年、出水期前までに実施する。	・毎年、出水期前までに実施する	出水期前までに、情報伝達先等を確認する。	—	
					R3以降の取組予定	・引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	・毎年、出水期前までに実施する	引き続き実施	県管理河川の洪水対応演習を実施。 (安濃川) (H31.4.23)	県管理河川の洪水対応演習を1河川選定し実施予定			引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	出水期までに実施	
		水門開閉訓練の実施	引き続き実施	国 県 市町	R2までの取組内容				—	—		開閉操作訓練実施。 (田中川防潮水門) (H30.10.9実施)(R1.7.31実施)(R2.5.26実施)	金剛川汐止水門(R1)、三渡川千貫水門(R2)において実施	—	—	—	県が実施する水門開閉の訓練に立会う。また、自治会等にも立会の要請を行う。	—	—	
					R3以降の取組予定				—	—		開閉操作訓練実施。 (田中川防潮水門) (R3.6予定)	1箇所を選定し実施予定	—	—	—	県が実施する水門開閉の訓練に立会う。また、自治会等にも立会の要請を行う。			
		三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き実施	国 県 市町	R2までの取組内容	・すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る ・道路情報共有等で連携を図る。			・すでに対応済み	—		—	—	—		所長と市長間のホットラインを始め、すでに対応済み。	・すでに対応済み	・すでに対応済み	・すでに対応済み	
					R3以降の取組予定	・引き続き実施			引き続き実施	—		—	—	—		引き続き連携を図る	引き続き連携を図る	引き続き連携を図る	引き続き実施	
		報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信	引き続き実施	国 県 市町	R2までの取組内容	・マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する		・ダム操作時に通知・情報提供 ・川の防災情報等でダムデータを公開	・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う	—		—	—	—		マスコミと連携し、デジタル放送を活用した情報発信を実施。	・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う	Lアラート等を活用し、情報を発信する。	・Lアラート、L字放送を用いて情報発信を行う	
					R3以降の取組予定	・引き続き実施		引き続き実施	引き続き実施	—		—	—			引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	
		防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き実施	国 連 県	R2までの取組内容			・HPにおいて公開	—	—										
					R3以降の取組予定			引き続き実施	—	—										
		ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き実施	連 県	R2までの取組内容			・ダム放流情報の提供	—	—										
					R3以降の取組予定			引き続き実施	—	—										

雲出川・櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)						各関係機関の取組内容													
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	連ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町	
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合					松阪地域防災総合
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項	住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始			・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—		—	—			スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信についても検討する。	—	緊急通報メールやアラート等を活用した情報発信	・アラート、緊急通報メールによる情報発信
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施			引き続き実施	—		—	—			引き続き実施	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。	情報伝達手段の拡充を図る	引き続き実施
		水位、雨量情報のさらなる周知	実施済み	県 市町	R2までの 取組内容				—	—			「防災みえ」、「NHKデータ放送」の周知のためのチラシ配布。(H29.5、H30.6.15)	—		—	・広報誌や全戸に配布した独自の防災冊子において周知した。(H29)	—	明和町防災マップにURL記載
					R3以降の 取組予定				—	—		—	—		—	・引き続き、洪水ハザードマップを活用したワークショップや訓練の際に併せて啓発をしていく。	情報の入手方法に関する周知を広報誌等へ掲載する	引き続き実施	
		避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容				—	—	・異常洪水時防災操作へ移行時に、下流市町との情報共有のためホットラインを運用開始(R元.5)河川課へ所管替え	・水位観測所での氾濫危険水位到達から、危険箇所での危険水位について、市に情報共有し、ホットラインを運用開始。(H30.3)	・浸水状況等の情報共有を進める	—	—	・住民が迅速な避難行動をとれるよう、適切に避難勧告等を発令していく。	・県からの情報伝達が適切に行われるよう定期的な訓練を県とともに行う。		
					R3以降の 取組予定				—	・異常洪水時防災操作へ移行時に、下流市町との情報共有のためホットラインを運用開始(R元.5)	引き続き実施 河川課へ所管替え	引き続き実施	引き続き実施	—	—	引き続き実施	引き続き実施		
		円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容											防災無線を補完する装置の設置を検討する。	・同報系デジタル防災行政無線の整備(R1完了) ・防災行政無線を補完するための防災電話サービスを整備(H30)	防災行政無線の戸別受信機設置を推進	・一部避難場所には防災行政無線を設置済み
					R3以降の 取組予定												引き続き実施	・防災行政無線の適正な管理・運用(R2～) ・防災電話サービスの登録周知	引き続き実施
		防災気象情報の改善	H29年度 から	気	R2までの 取組内容	【平成31年度～令和2年度】 ・出水期前に基準値の変更を行った ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【平成31年度】 ・台風強度予報を5日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス ・危険度分布と浸水想定区域等のリスク情報の重ね合わせ 【令和2年度】 ・本川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水氾濫)の表示の改善 ・大雨特別警報の警報等への切替後の河川氾濫への注意喚起 ・熱帯低気圧の段階から5日先までの台風進路・強度予報の													
					R3以降の 取組予定	【引き続き実施】 ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【令和3年度】 ・記録的短時間大雨情報の改善 ・顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による顕著な大雨) ・高潮警報の改善													

雲出川・櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)						各関係機関の取組内容													
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	連ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町	
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合					松阪地域防災総合
		ダム放流警報設備等の耐水化や改良	R2	蓮 県	R2までの 取組内容			—	—	—	・施設が高台にあるため対応は不要 河川課へ所管替え								
					R3以降の 取組予定			・放流警報施設の延伸を実施 ・放流警報設備の耐水化	—	—	・施設が高台にあるため対応は不要	-							
3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																			
(1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																			
					R2までの 取組内容											定期的な伝達訓練を実施する。	・各種訓練時に実施を検討する。	・毎年、出水期前に実施する。	—
					R3以降の 取組予定												引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
					R2までの 取組内容	・水防管理団体が行う水防訓練への参加		—	・水防管理団体が行う水防訓練への参加	—		津市主催の津方面水防工法・消防団活動訓練に参加。 (H29.5.14)	—	—	—	総合防災訓練で水害想定 の訓練を実施する。	・毎年実施している。(隔年で市水防訓練・隔年で三雲方面団での訓練)	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		—	引き続き実施	—		—	—	—	引き続き実施	引き続き実施	町総合防災訓練の中での訓練の実施を検討する。	町防災訓練で訓練の実施を検討	
					R2までの 取組内容	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目処に】 ・水防団との意見交換会を実施する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	—	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	—		・河川パトロールを実施。 (通時) ・点検実施。(年1回:R2.5～6) ・代表地区(相川)で県と関係者による点検実施。 (H30.4.9)	・点検実施(年1回5～6月頃) ・代表地区(櫛田川)で県と関係者による点検実施 (R1.6.27) ・水防資機材の備蓄情報の共有(R1.6.27)			・定期的な消防団の会議を開催するとともに、各地域での消防団幹部会議を開催する。 ・国の合同巡視時に関係機関へ連絡し実施する。	・消防団事務局を通じて情報共有を行う。 ・国の合同巡視時に関係機関へ連絡し実施する。	・消防団幹部会で情報共有を図る。 ・国が実施する合同巡視の際に関係機関とともに点検を行う。	・国が実施する合同巡視に参加し、点検を行う
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	引き続き実施	—	引き続き実施	—		引き続き実施	引き続き実施			引き続き実施	・水防訓練の中で各関係機関が連携するために実践に即応した各種訓練を実施し、水防体制の確立を図る。 ・引き続き実施	引き続き実施	・消防団幹部会議で情報を共有する ・引き続き実施
					R2までの 取組内容	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催										各地域ごとで、地域住民と、その地域を管轄する消防団が水防訓練を実施する。	・広域消防組合を通じ消防団幹部会議での資料配布や講習会等の開催する。	消防団訓練で水防訓練を実施する。	消防団員の訓練の中に水防工法を取入れる
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施										引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
					R2までの 取組内容	(危機管理型水位計) ・R2年度末までに雲出川水系で19箇所、櫛田川水系で21箇所の危機管理型水位計を設置 (簡易型河川監視カメラ) ・R1年度に雲出川水系で11箇所、櫛田川水系で9箇所設置			(危機管理型水位計) ・R2年度までに県内で危機管理型水位計を211基設置済  (簡易型河川監視カメラ) ・R2年度に県内の水位周知河川36河川44箇所において簡易型河川監視カメラを設置			・津市が実施している水位に係るペイントを実施(調整中) ・量水標を設置(調整中)  (危機管理型水位計) ・R1年度までに、14河川に14箇所設置済。(雲出川、田中川、美濃屋川、穴倉川、中ノ川、大村川、天神川、波瀬川、柳谷川、桂畑川、佐田川、垣内川、岩田川、谷杉川)  (簡易型河川監視カメラ) ・R2年度に簡易型監視カメラを水位周知河川7河川(横川、志登茂川、安濃川、美濃屋川、岩田川、相川、雲出川)に設置済。	(簡易型河川監視カメラ) 令和2年度に水位周知河川8河川(三渡川、碧川、飯内川、金剛川、愛宕川、名古屋川、世苗川、大堀川)において簡易型河川監視カメラを設置。			中小河川における避難行動を迅速に行うため、展望や橋脚等に簡易水位表の設置を行う。	設置箇所の情報提供と共有を行う。	・必要に応じて、量水標の設置を国・県へ要望する。	町は設置していない
					R3以降の 取組予定	・危険箇所の見直し等、必要に応じて設置			(危機管理型水位計) ・H34年度に県内で危機管理型水位計を61基設置する。—  (簡易型河川監視カメラ) ・R3年度に県内の3河川において簡易型河川監視カメラを設置予定		(簡易型河川監視カメラ) ・R2年度に簡易型監視カメラを水位周知河川7河川(横川、志登茂川、安濃川、美濃屋川、岩田川、相川、雲出川)に設置予定。	危機管理水位計及び簡易型河川監視カメラの設置位置等情報提供と共有を行う。			引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	—	
(2)市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																			
					R2までの 取組内容	—		—	—	—						自衛水防組織の設置を進めるよう啓発する。	—	—	—
					R3以降の 取組予定	・関係市町と調整し説明会を開催する。		・ダム下流部の浸水想定区域図策定後に検討	—	—						引き続き実施	・広報や地域活動時において周知を実施する。 【未定】	—	—



雲出川・櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)						各関係機関の取組内容													
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	連ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町	
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合					松阪地域防災総合
	(3)一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																		
	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度 から検討 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。			・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)	—			—		—		現在の状況を把握し、排水計画を検討・作成する。	—	—	—
				R3以降の 取組予定	・関係市町と調整をとり、各排水ブロックにおいて検討を進める			引き続き実施	—		—	—	—	引き続き実施	—	—	—		
	排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度 から検討 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。			・河川管理者が実施する排水訓練に参加する	—			—			迅速な派遣要請が可能となるよう連絡体制を整備するとともに、河川管理者が実施する訓練に参加する。	水防訓練時や毎年開催される説明会へ参加する。	河川管理者が実施する訓練に参加	・河川管理者が実施する訓練に参加する	
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施			引き続き実施	—		—	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施				
	堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・年1回、実施する										年1回図上訓練を実施する。	—	—	—	
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施									引き続き実施	・各種訓練時に実施を検討する。【未定】	—	—		
	施設・庁舎の耐水化	必要に応じて実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	—	—	・施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)	—							市庁舎の非常用発電機の上階への整備を検討する。	—	・必要に応じて検討する。	—	
				R3以降の 取組予定	—	・放流警報設備の耐水化	引き続き実施	—					引き続き実施	—	引き続き実施	—			
	水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応じて実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	—			・三重県BCPを策定済み	—						水害BCP(事業継続計画)の作成を検討する。	・市全体のBCPは策定済み(H24)※H29改定	町全体のBCPは策定済み	—	
				R3以降の 取組予定	・検討する。			—	—					引き続き実施	・各課に担当者を配置し、研修会や訓練の実施、BCPの見直しなど、適切なBCMの実施を行う。(R2～)	既存計画の更新を図るとともに、水害BCPについても検討する	—		
	(4)河川管理者等が実施する防災施設の整備																		
	下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	引き続き 実施	連 県	R2までの 取組内容	・事前放流の試行を実施し、要領(案)を策定済 ・特別防災操作の要領(案)を策定済 ・R元年度の出水期より、事前放流及び特別防災操作を実施	→君ヶ野ダム(雲出川)・喜川ダム(喜川)において、一定条件以上の降雨が予想される場合、事前放流により制限水位以下の水位まで下げることができるよう、「事前放流実施要領」を定めている	—	→君ヶ野ダム(雲出川)において、一定条件以上の降雨が予想される場合、事前放流により制限水位以下の水位まで下げることができるよう、「事前放流実施要領」を定めている	管理水位を設定し、事前放流の試行を実施。 (安濃川：出水期)										
				R3以降の 取組予定		引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施 河川課へ所管替え	引き続き実施										
	堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手 予定	国 県	R2までの 取組内容	・危機管理型ハード対策をR2までに整備済み。				—	(危機管理型ハード対策) ・R2年度に県内で危機管理型ハード対策を17河川実施。		・危機管理型ハード対策(相川、安濃川、穴倉川、美濃屋川、志登茂川)を実施済。	堤防の裏法面保護工などの危機管理型ハード対策の実施(三渡川・堀坂川)	—	—	—	—		
R3以降の 取組予定				・引き続き実施		(危機管理型ハード対策) ・H31年度に県内で危機管理型ハード対策を3河川実施する。	(危機管理型ハード対策) ・R3年度に県内で危機管理型ハード対策を5河川実施する。		・危機管理型ハード対策(穴倉川、志登茂川)を実施予定。	堤防の裏法面保護工などの危機管理型ハード対策の実施(堀坂川)	—	—	—	—					
優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容				—	・河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策を実施 ・堆積土砂の撤去箇所について、県と市町で優先度を協議し実施。		・市道江戸橋架け替え(志登茂川) ・市道相川橋上流護岸工 ・河床掘削(安濃川、穴倉川、北大谷川、田中川、長野川、大村川、岩田川、弁天川、神河川、伊勢地川、八手俣川、美濃屋川、横川)	河川整備計画に基づいた河川改修の実施(三渡川、百々川) 堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定する。	—		堆積土砂の撤去について、関係機関と協議する	—				
			R3以降の 取組予定			—	・引き続き実施する。		・堤防及び護岸整備(相川、志登茂川、三酒川) ・樹木伐採及び河道掘削(安濃川、田中川、長野川、弁天川) ・河床掘削(安濃川、岩田川、田中川、中ノ川、長野川、弁天川、大村川)	引き続き実施	—	引き続き実施	—						

雲出川・櫛田川外河川に係る取組方針 (R1. 6. 3)					各関係機関の取組内容															
項目	事項	主な取組項目	目標 時期		取組 機関	国	気象庁	運ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町		
						三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合					松阪地域防災総合	
		本川と支川の合流部等の対策	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容	・緊急3か年対策としてR3 までに整備を実施する。		—	—	—										
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		—	—	—										
		多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容	・緊急3か年対策としてR3 までに整備を実施する。		—	—	—										
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		—	—	—										
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																				
		想定される土砂災害リスクの周知	区域指定 後	国 県 市町	R2までの 取組内容		—	—	—	—	・基礎調査を完了し、結果 を公表しました。 ・早期に土砂災害（特別） 警戒区域を指定しまし た。 ・地形改変等のあった箇所 について調査を行いました。。	・基礎調査を平成31年度 に全て完了し、結果を公表 済。 令和2年度までに土砂災 害（特別）警戒区域につい て指定完了。	土砂災害（特別）警戒区域 の指定箇所。 2,811箇所 令和元年度基礎調査結果 公表箇所。 268箇所	—	—	土砂災害（特別）警戒区域 が指定された地域に対し、 速やかに土砂災害のハ ザードマップを作成し、各 戸へ配布する。	・指定が完了した地区から 順次、土砂災害ハザード マップを作成、住民向けの 説明会及び配布している。	土砂災害警戒区域等を記 載したハザードマップを作 製済み（29年度）	—	
					R3以降の 取組予定		—	—	—	—	・早期に土砂災害（特別） 警戒区域を指定します。 ・地形改変等のあった箇所 について調査を行っていき ます。	・基礎調査完了後は、地形 改変等のあった箇所につ いて調査を行っていきま す。	基礎調査結果公表箇所の 土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所。 268箇所	—	—	引き続き実施	・警戒区域の指定がされた 後、早期に指定緊急避難 場所の見直し及びハザー ドマップの作成を行い、住 民向けの説明会を行う。 ・地滑りの指定に伴い、飯 南・飯高管内のハザード マップの見直しを検討す る。	各区域の更新に合わせ、 効果的な更新時期を検討 する	土砂災害警戒区域、土砂 災害特別警戒等を記載し たハザードマップを作製済 み（H30年）	
		土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き 実施	気 県 市町	R2までの 取組内容	・土砂災害警戒情報を発表 ・土砂災害情報提供システ ム・気象庁HPにより、危険 度情報を発信。 ・市の防災担当者へホット ライン ・土砂災害危険度情報を 適時周知。（県）  ・土砂災害警戒情報の基 準（CL）の見直しに伴い、 大雨警戒（土砂災害）・注 意報の発表基準の見直し ・大雨特別警戒（土砂災 害）の基準値の見直し		—	—	—	・土砂災害警戒情報を発表 し、確実に市町へ伝達し ます。 ・三重県土砂災害情報提 供システムにより危険度情 報を発信します。	土砂災害警戒情報をFAX・ 電話により確実に市へ伝 達する。	—	—	—	・地域防災計画の見直しを 行い、警戒避難体制の整 備を進める。 ・土砂災害警戒情報発表 時における避難勧告等の 発令基準の見直しを行う。 ・要配慮者施設への情報 伝達手段の検討を行う。	—	—	—	
					R3以降の 取組予定	【引き続き実施】 ・土砂災害警戒情報を発表 する。 ・土砂災害情報提供システ ム・気象庁HPにより、危険 度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホット ライン ・大雨特別警戒（土砂災 害）・大雨警戒（土砂災 害）・注意報の新基準の運用開始（6月予定） ・土砂災害危険度情報を 適時周知する。（県）		—	—	—	・土砂災害警戒情報を発表 し、確実に市町へ伝達し ます。 ・三重県土砂災害情報提 供システムにより危険度情 報を発信します。	引き続き実施	—	—	—	引き続き実施	・地域防災計画の見直しを 行い、警戒避難体制の整 備を進める。 ・土砂災害警戒情報発表 時における避難勧告の発 令 ・要配慮者施設への情報 伝達手段の検討 【引き続き実施】	発表される土砂災害危険 度情報を参考に、避難勧 告等を発令する。 【引き続き実施】	発表される土砂災害危険 度情報を参考に、避難勧 告等を発令する	
		早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施	気 県 市町	R2までの 取組内容		—		—	—	・市町担当者向け勉強会 等を実施します。 ・土砂災害防止月間（6月） 等における広報活動、防 災訓練を実施します。	—	—	—	—	土砂災害防止月間（6月） を中心に年1回以上の防 災訓練・防災教育・広報活 動を実施する。	・大石地区において土砂災 害ハザードマップを活用し た図上訓練や講習会（被災 地区の体験談等）を通じ、 地区防災計画（風水害 編）及び大石地区土砂災害 害タイムラインが策定さ れ、松阪市防災会議に計 画提案が行われた。（R1） ・茅広江地区において地区 防災計画（風水害編）及び 茅広江地区風水害タイム ラインが策定され、松阪市 防災会議に計画提案が行 われた。（R2） ・宮前地区において、地区 防災計画が策定され、松 阪市防災会議に計画提案 が行われた。（R2）	—	—	—
					R3以降の 取組予定		—		—	・市町担当者向け勉強会 等を実施します。 ・土砂災害防止月間（6月） 等における広報活動、防 災訓練を実施します。	—	—	—	—	引き続き実施	・引き続き、他地区でも大 石地区の取り組みを周知 していくとともに、地区防災 計画（風水害編）の取り組 みを支援していく。（R2～） ・土砂災害防止月間に合 わせた講演会等の実施を 今後検討する。	土砂災害から身を守る ための訓練・啓発を行いま す 【引き続き実施】	今後検討		

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和3年度)

<凡例>

取組対象外機関

参考資料2-3

宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容																
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所							
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取り組み																				
(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																				
		想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を策定・公表し、市町に説明を実施	R2	国 県	R2までの 取組内容	・国管理河川について、 H29年度までに策定・公 表し、市町に説明を実施		—	・公表内容について情報 共有を図る(H28年度～) ・R2年度までに県内の水 位周知河川38河川およ び水位周知河川以外の 104河川において洪水浸 水想定区域図を作成	—	水位周知河川38河川(宮 川、大内山川、五十鈴 川、外城田川、大堀川) 水位周知河川以外17河 川( 勢田川、松原川、五十鈴 川派川、松下川、汁谷 川、横輪川、一之瀬川、 相合川、有田川、河内 川、村山川、小方川、奥 川、伊勢路川、五ヶ所 川、泉川、茅渚川)につい	—	・防災啓発事業の際に併 せて洪水浸水想定区域 図の展示を行った。		・準用河川外城田川の浸 水想定区域図作成。 R2年2月HPに公表。					
					R3以降の 取組予定			—		・R3年度に県内の未作成 の県管理河川全ての洪 水浸水想定区域図を作 成予定		—							管内すべての河川にお いて浸水想定区域図を 作成・公表予定	R3年度に管内で未作成 の県管理河川全ての洪 水浸水想定区域図を作 成予定。
		ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	R1	県	R2までの 取組内容 R3以降の 取組予定			— —	— —	— —	— —	・実施済 —	— —							
		内水浸水想定区域図を作成	R3	市町	R2までの 取組内容									・下水道区域については 上下水道部で作成し完 成。 ・下水道区域外について は都市整備部で作成し 完成。	—	—	—	・ハザードを作成、配布 ※度会町防災マップ 土砂災害警戒区域、宮川・ 一之瀬川洪水浸水想定区 域、ため池ハザードを1冊に 納載したもの。	—	—
					R3以降の 取組予定															
		浸水実績等の周知	R1	県	R2までの 取組内容			—	—	—	—	・水害危険箇所の情報を 市町と共有する。	—	・現在は過去の冠水箇所 を活用している。	—	・被害調査に基づく浸水 状況マップをホームペー ジに掲載済み。 総合防災マップの作成、 各戸配布		・ハザードマップの作成、 配布 ・ホームページへの掲載	—	
					R3以降の 取組予定			—	—	・水害危険箇所の情報を 市町と共有する。	・引き続き実施	—	・今後、周知を図ってい く。							
		計画規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の 公表	R1	国	R2までの 取組内容	・R1年度に公表		—	・R1年6月までに洪水浸 水想定区域図を作成、公 表した河川について、氾 濫シミュレーション(浸水 ナビ)に公表	—	・引き続き、洪水浸水想 定区域図を作成、公表し た河川について、氾濫シ ミュレーション(浸水ナビ) に公表できるよう国土地 理院と調整する	—								
					R3以降の 取組予定			—		実施済										
		想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレー ション(浸水ナビ)の公表	R2	国 県	R2までの 取組内容	・R1年度に公表		—	・R1年6月までに洪水浸 水想定区域図を作成、公 表した河川について、氾 濫シミュレーション(浸水 ナビ)に公表	—	・R1年6月までに洪水浸 水想定区域図を作成、公 表した河川について、氾 濫シミュレーション(浸水 ナビ)に公表	—								
					R3以降の 取組予定			—		実施済										
		想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	R3	市町	R2までの 取組内容	・自治体への助言を行 う。		・自治体への助言を行 う。					・防災啓発事業の際に併 せて洪水浸水想定区域 図の展示を行った。	—	直轄管理区間について は、H29にハザードマップ 作成済み。	・地域防災計画の改訂に 併せ総合防災マップの作 成、各戸配布	洪水ハザードマップの作 製 配布周知	・ハザードマップの作成、 配布 ・ホームページへの掲載	・洪水想定ハザードマッ プを作成し、各世帯に配 布した。	—
					R3以降の 取組予定			・引き続き実施												
		首長も参加したロールプレイング等の実践的な 洪水に関する避難訓練を実施	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容									・年に2回の図上訓練を 実施し、その内1回は 一般職員から市長までが参 加対象とする。		—	—	・総合防災訓練を実施。 併せて災害対策本部訓 練を実施。	—	—
					R3以降の 取組予定															



宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容																
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所							
		日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	必要に応じて実施	市町	R2までの 取組内容	・中部地整にて手引きを公表 ・自治体への助言を行う								—	—	—	—	—	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施								・取り組みを検討する。	引き続き検討を行う。	—	—	—	—	
		小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	引き続き実施	国県市町	R2までの 取組内容	・地域を題材にした副読本、教員指導用資料を作成し、試行授業実施。 <b>R2年度は、計8校を対象に試行授業を実施。</b> ・防災教育ポータルサイトを開設。	・要請があれば、出前講座等を実施する ・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する	—	—	・要請があれば、出前講座等を実施する	・要請があれば、出前講座等を実施する	—	・「防災ノート」を活用した防災教育に取り組むとともに、避難訓練を実施する。 （小、中学校を対象に毎年実施） ・また、国土交通省、気象台等と連携し防災教育を実施。 ・地域の防災勉強会や防災訓練を実施する（地域の要望に応じて随時実施） ・出水期に合わせ6月の広報で、水害に関する内容を掲載し意識の高揚を図る。	・町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく	・「防災ノート」を活用した防災教育に取り組む。 ・学校区単位の防災訓練、防災講話等実施することによりより細やかな防災意識の浸透を図る。	・防災ノート、ハザードマップ等を活用した防災授業の実施。 ・総合防災訓練・防災講演会 ・自主防災研修会 <b>未実施</b>	・防災ノート、ハザードマップ等を活用した防災授業の実施。 ・避難訓練等の実施。 ・総合防災訓練・防災講演会 ・自主防災研修会 <b>未実施</b>	・防災ノートの活用を引き続き実施してもらおう。 ・防災備蓄品を配布し、防災についての意識を高めてもらう。 ・各地区での防災訓練の実施を促す。 ・備蓄品を有効活用していただく。	・防災ノートを活用した防災授業の実施。 ・町全体で実施する避難訓練に小、中、高校生が参画。 ・防災教室の実施。（地震・津波がメイン） ・防災ひとくちメモ、放送。	
					R3以降の 取組予定	・教材を他校、他市町へ展開する。	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	・引き続き実施	—	防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示や出前講座等の実施に向けた意識向上のための啓発を行う。	・引き続き実施	・町内小中学校の総合学習事業の中で、水災害教育に取り組んでいく ・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	
		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進	R1	国県市町	R2までの 取組内容	・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本省にて講習会の運営マニュアルを作成 ・講習会運営マニュアルや避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る。	・要配慮者利用施設の管理者向け説明会の講話実施 H29.2.15 津会場、 H29.2.16 四日市会場	—	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	—	—	・要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。	—	・要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導。	・要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。	・要配慮者利用施設管理者と避難計画の更新について協議し、また訓練に参加を促した。 ※総合防災訓練時には通信訓練等実施。	・要配慮者利用施設管理者に、引き続き避難計画の作成を依頼する。 ・訓練を積極的に実施するよう依頼していく。	—		
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	・引き続き実施	—	・引き続き実施	・避難確保計画の作成及び訓練の実施状況を確認する	—	—	・引き続き実施	—	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・すべての施設から、避難確保計画の策定・提出があったため、これに基づく避難訓練の実施と、繰り返しや計画の見直しを促していく。	・要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。	
	水害危険性（浸水状況等）の確認・周知	引き続き実施	県市町	R2までの 取組内容			—	—	—	・水害危険箇所の情報を市町と共有する。	—	—	・自宅のリスクと避難行動について地域でワークショップ形式の勉強会を開催する。	—	・総合防災マップにおいて、水害危険性の周知を行う ・準用河川外城田川の浸水想定区域図、及び被害調査に基づく浸水状況マップをホームページに掲載済み	—	・ハザードマップの作成、配布 ・ホームページへの掲載	・河床が高くなっている河川については洪水になる危険性が高いので、該当箇所を確認し、整理していく。	—	
				R3以降の 取組予定	—	—	—	・水害危険性（浸水状況等）を確認する	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	—	・引き続き実施	・引き続き実施	・訓練、研修等の場において活用、周知	・洪水ハザードマップを作成配布し、合わせて啓発活動を行う。	—		
		共助の仕組みの強化	引き続き実施	国県市町	R2までの 取組内容	・地域包括支援センターと連携し、ケアマネージャ等に水害に関する講習会を実施。		—	—	—	—	—	—	—	—	—	・訓練等にて危険箇所をマップで確認し、実際に現地を巡回等し避難所、避難路を確認した。	—	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	・自主防災組織での勉強会等実施	・引き続き実施	—	—	—		
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																				
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																				
		避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	R1年度出水期までに実施	国県市町	R2までの 取組内容	・策定済み	・策定作業に関して、気象台の発表する気象・防災情報等について作成協力を行う。	—	—	—	・水位周知河川を対象に、県と市町の連携により河川及び市町別に水害対応タイムラインを作成する。	・地方部タイムライン（試行版）策定（予定）、試行版の試行運用（予定）	・地方部タイムラインを運用した。	—	—	—	・避難情報等の適切な発令に資するべく洪水にも対応したタイムラインを作成した。	・必要に応じタイムラインを更新する。 ・県からの氾濫注意水位等の他、気象情報により、判断基準を定めている。 ・ポットラインを活用する。	・元年度に構築されたダムの異常洪水時防災操作に係るポットライン（3時間前通知）を避難勧告発令基準に明文化し、運用を行う。	—
					R3以降の 取組予定	・避難判断水位を超える洪水を経験する毎に実運用し適宜見直し作業を実施する【引き続き実施】	・引き続き実施	・状況に応じて更新を行う。	—	—	—	・水害対応タイムライン及びポットラインを運用する。	—	・継続して地方部タイムラインを運用していく。	・内閣府ガイドライン更新、三重県L2公表などにより更新する。 ・河川管理者からの情報を関係部署と共有する。 ・ポットラインを活用する。 ・災害対策基本法の改正に伴い、修正を実施。	河川管理者からの情報を庁内関係部署等と情報共有する	・避難情報等の適切な発令に資するべく洪水にも対応したタイムラインを作成する。 ・国管理河川のみならず町内の中小河川についても危険水位を設定し、情報の共有を図る	・避難情報等の適切な発令に資するべく洪水にも対応したタイムラインを作成する。 <b>実施済み</b>	・引き続き実施	<b>実施済み</b>

宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																	
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所								南勢志摩地域 活性化局
		タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・自治体への助言を行う								・WBS(ワークブレイクダ ウンストラクチャー)形式 で各所属が実施すべき 対応を地域防災計画と連 動させ整理している。	—	—	—	—	—	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施									・引き続き実施	・検討を進める	・検討を進める。	・検討を進める。	・検討を進める。	—	—
		H28年度中に公表予定の想定最大規模の洪水 浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基 準の見直し	必要に応 じて実施	市町	R2までの 取組内容									・整理が済んでいる	—	—	—	—	—	—	
					R3以降の 取組予定									・災害対策基本法の改正 に伴い、修正を実施。	・国、県と連携し必要に応 じて基準の見直しを行う。	・国、県と連携し必要に応 じて基準の見直しを行う。	・国、県と連携し必要に応 じて基準の見直しを行う。	・国、県と連携し必要に応 じて基準の見直しを行う。	—	—	
		避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序 の検討	必要に応 じて実施	市町	R2までの 取組内容	・自治体への助言を行う								・整理が済んでいる	—	—	—	・ガイドライン等を参考 に、自主防災組織や消防 団を交えて協議を行っ た。	—	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施							・災害対策基本法の改正 に伴い、修正を実施。	・随時検討する	・ガイドラインを参考に家 更	・ガイドラインを参考に家 更	・引き続き実施	—	—		
		水害時に着目した指定避難場所の見直し	R3	市町	R2までの 取組内容									・家屋倒壊等氾濫想定区 域に多くの住家が含まれ る宮川左岸の避難場所 について広域避難の検 討を行う。	— ・平成27年度に見直し済 み。	—	・町内の地域間で避難所 を確保している ・ <b>浸水区域内の避難所につ いて見直しする。</b>	・各避難所は浸水区域に 該当していないため、現 在見直す必要はないと考 えている。	・ <b>近隣市町と利用できる 避難所の調整等を行う。</b> ・ <b>近隣市町や消防・警察 等と情報伝達訓練などを 実施する。</b>	・一次避難場所の指定。 (地震・津波がメイン) ・災害協定を締結した市 町あり。	
					R3以降の 取組予定									・引き続き実施	—	・検討を進める。	・浸水区域内の避難所 について見直しする。 <b>実施済み</b>	・近隣市町と利用できる 避難所の調整等を実施し ていく。	・ <b>近隣市町と利用できる 避難所の調整等を行う。</b> ・ <b>近隣市町や消防・警察 等と情報伝達訓練などを 実施する。</b>	—	
		応急的な退避場所の確保や河川防災ステー ションの整備	必要に応 じて実施	国 県	R2までの 取組内容	—		—	—	—	—	—	—								
					R3以降の 取組予定	・必要に応じて検討を進 める		—	—	—	—	—	—	—							
		情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するた めの洪水対応演習の実施	毎年度、 出水期ま でに実施	国 気象 市町	R2までの 取組内容	・毎年、出水期前までに 実施する	・毎年、出水期前までに 実施する	・毎年、出水期前までに 実施する	—	・毎年、出水期前までに 実施する	—	—	—	・出水期前までに情報伝 達先等を確認する。	・出水期前までに、情報 伝達先等を確認する。	・出水期前までに、情報 伝達先等を確認する。	・出水期前までに、情報 伝達先等を確認する。	・出水期までに情報伝達 先等を確認する。 ・総合防災訓練を実施	—	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・毎年、出水期前までに 実施する	・引き続き実施	—	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—
		水門開閉訓練の実施	引き続き 実施	県 市町	R2までの 取組内容			—	—	—	—	・五十鈴川中村堰で開閉 訓練を実施	—	—	・水門の開閉点検実施時 に指導を行っている。 (操作人交代時に随時実 施)	—	—	—	—	—	・樋門の定期点検を実 施。
					R3以降の 取組予定			—	—	—	—	・県管理水門等で開閉訓 練を実施	—	—	・引き続き実施	—	—	—	—	—	・引き続き実施
		三重河川国道事務所と各自治体で設置する 「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時 間先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・すでに対応済み、情報 発信内容の充実を図る ・道路情報共有等で連携 を図る。		・すでに対応済み	—	—	—	—	—	—	・情報共有を図る。	・すでに対応済み	・情報共有を図る	・情報共有を図る	・情報共有を図る。	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—
		報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・マスコミとの意見交換会 を開催することで当方か らの情報、専門用語等を 理解を深め、水防時に迅 速かつ的確な情報発信 を促進する		・災害情報共有システム (Lアラート)により情報発 信を行う	—	—	—	—	—	—	・Lアラート、L字放送を用 いて情報発信を行う。	・Lアラート等を活用し、情 報を発信する。	・Lアラート等を活用し、情 報を発信する。	・Lアラート等を活用し、情 報を発信する。	・Lアラート等を活用し、情 報を配信する。	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—

宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																	
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県					伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町		
						三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所								松阪地域防災総合 事務所	南勢志摩地域 活性化局
		防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容			—	—	—	—	—	—								
					R3以降の 取組予定			—	—	—	—	—	—	—							
		ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容			—	—	—	—	・すでに対応済み	—	—							
					R3以降の 取組予定			—	—	—	—	・引き続き実施	—	—							
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																				
		住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・緊急通報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を平成30年5月より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	—	—	—	—	—	・防災行政無線の情報をメール、FAX、電話応答サービスで周知している。緊急情報については併せて緊急通報メールを配信している。	・緊急通報メールやアラート等を活用し、情報を発信する	・防災行政無線やアラート等を活用し、情報を発信する	・防災行政無線やアラート等を活用し、情報を発信する	・防災行政無線(登録制メール、HP、CATV等連動)やアラート等を活用し、情報を発信する。上記にLINEを追加(R4.4.1登録者数780人)	—	—	
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	・引き続き実施	情報伝達手段の拡充を図る	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—		
		水位、雨量情報のさらなる周知	実施済み	県 市町	R2までの 取組内容			—	—	—	・HPでの周知を検討	・水位、雨量情報の発信について、市町へ周知する。	—	—	・広報誌、ホームページ等での周知を実施。	・緊急通報メールやアラート等を活用し、情報を発信する	・町HP上から水位・雨量情報を提供	・防災行政無線、広報誌等による周知	・ホームページで雨量情報を提供	・町ホームページで雨量情報を提供している旨、住民に周知していく。	—
					R3以降の 取組予定			—	—	—	・HPでの周知を検討	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	情報の入手方法に関する周知を広報誌等へ掲載する	・引き続き実施	・引き続き実施	・新たな情報伝達手段を検討する	・引き続き実施	—
		円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	引き続き 実施	市町	R2までの 取組内容									・同報系のデジタル化は既に完了している。	・防災行政無線の戸別受信機設置を推進する	・平成31年度から防災行政無線の更新(デジタル化)	R1～3年度においてデジタル化整備を実施する。	・R2-3 デジタル化	—	防災行政無線の更新、J-ALERT自動起動機の更新。	
					R3以降の 取組予定									—	・引き続き実施	・引き続き実施(R元～R3予定)	R1～3年度においてデジタル化整備を実施する。	・デジタル化	—	—	
		防災気象情報の改善	H29年7月 から実施	気	R2までの 取組内容		【平成31年度～令和2年度】 ・出水期前に基準値の変更を行った ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【平成31年度】 ・台風強度予報を5日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス ・危険度分布と浸水想定区域等のリスク情報の重ね合わせ 【令和2年度】 ・本川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水) 【引き続き実施】 ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【令和3年度】 ・記録的短時間大雨情報の改善 ・顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による顕著な大雨) ・高潮警報の改善														
					R3以降の 取組予定																
	ダム放流警報設備等の耐水化や改良	必要に応じて実施	国 県	R2までの 取組内容			—	—	・施設が高台にあるため対応不要	—	—	—	—								
				R3以降の 取組予定			—	・施設が高台にあるため対応不要	—	—	—	—									



宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1. 6. 3)				各関係機関の取組内容																		
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県					伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町			
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所								南勢志摩地域活性化局		
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																						
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																						
		消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期までに実施	市町	R2までの取組内容														・毎年、出水期前に実施する。 ※消防団メール及び団連絡網		—	—
					R3以降の取組予定																・引き続き実施	—
	関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、出水期までに実施	国県市町	R2までの取組内容	・水防管理団体が行う水防訓練への参加			・水防管理団体が行う水防訓練への参加	—	—	—	—	—	—	・毎年出水期前に水防訓練を実施している。	—	—	・総合防災訓練 <b>未実施</b>	・総合防災訓練	—	・消防団の訓練にて水防訓練を実施。	
				R3以降の取組予定	・引き続き実施		・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	・引き続き実施	・町総合防災訓練の中での訓練の実施を検討する。	・町総合防災訓練にて実施を検討	・引き続き実施	・引き続き実施	・地区防災訓練の中での訓練の実施を検討する。	・引き続き実施		
	迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	毎年度、出水期までに実施	県市町	R2までの取組内容	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目処に】 ・水防団との意見交換会を実施する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	—	—	・点検実施（年1回5～6月頃）	・市町と重要水防箇所や危険箇所の情報共有を図る。	—	—	・毎年水防倉庫点検を実施し、必要資機材の確認を行っている。 ・消防団分団長会議で情報共有を行う。 ・消防団出動準備情報を発信するため、消防団員のメールアドレスを取りまとめる。	・国が実施する合同巡視の際に関係機関とともに点検を行う ・消防団幹部会で情報共有を図る。	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・消防団幹部会で情報共有を図る。 ・大規模災害に発展する恐れのある場合については、早期に水防団を結成し、効率的な水防活動を展開する	・地域間での訓練の実施 ・各地区の自主防災組織との連携により実施 <b>未実施</b>	・避難訓練、避難所開設運営訓練の実施 ※各地区自主防災組織と消防団との連携により実施。	・台風時等に消防団に協力依頼がスムーズにできる体制づくりをしていく。	・幹部会議、分団会議等普段から報・連・相の徹底。		
				R3以降の取組予定	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	・今後も消防団に協力をお願いしていく。 ・引き続き実施	・引き続き実施	・市町を超えた連携については今後検討する ・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施		
	大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施	市町	R2までの取組内容	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催									・広報誌、ポスターの掲示等により、消防団員の募集を実施する。 （毎年1回広報誌で募集。随時募集している。） ・大規模事業所に結成を促す。 ・消防団の随時募集。	・消防団訓練で水防訓練を実施する。	・広報誌にて消防団員を募集	・広報誌等による周知 <b>未実施</b>	・条例定数を増やし、機能別分団制度を導入。 ・団員確保の広報	・引き続き消防団員確保に係る広報を行っていく。	・ポスターの掲示。 ・標語マグネットの掲示（防災課車両）。 ・消防団員からの声掛け。		
				R3以降の取組予定	・引き続き実施									・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施		
		水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国県市町	R2までの取組内容	(危機管理型水位計) ・R2年度末までに12箇所に設置済み (簡易型河川監視カメラ) ・R1年度に4箇所設置			—	(危機管理型水位計) ・R2年度までに県内で危機管理型水位計を21基設置済	—	—	—	—	—	・必要に応じて、量水標の設置を図・県へ要望する。	・外城田川に危機管理型水位計3箇所設置 ・外城田川他3河川に量水標7箇所設置	・町独自の水位確認箇所の確認	・雨量計、水位確認箇所設置について、検討する。	—	—	
					R3以降の取組予定	・危険箇所の見直し等、必要に応じて設置		—	—	・危機管理型水位計の設置箇所を検討	【簡易型河川監視カメラ】 ・R3年度に簡易型河川監視カメラを宮川において設置予定。	—	—	矢田川ほか21箇所水位計を設置。	・引き続き実施	・水位計増設を検討	・町独自の水位確認箇所の確認 必要に応じて監視カメラを設置	・引き続き実施	・県管理河川に係る危機管理型水位計の設置を要望していくとともに、町独自での設置についても検討を行う。	—		
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																						
	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	引き続き実施	市町	R2までの取組内容	・関係市町と調整し説明会を開催する。										・防災行政無線、消防団、警察との連携。	—	—	・防災行政無線、消防団、広域消防、警察との連携	—	—	・防災行政無線、消防団、広域消防及び警察との連携	
				R3以降の取組予定	・引き続き実施										・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	—	—	・引き続き実施	
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																						
	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度から検討実施	国県市町	R2までの取組内容	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。			・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)	—	—	—	—	—	—	・作成された排水計画について、情報共有を図る。	—	—	—	—	—	—	
				R3以降の取組予定	・関係市町と調整をとり、各排水ブロックにおいて検討を進める		・引き続き実施	—	—	—	—	—	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—			

宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)					各関係機関の取組内容																
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県					伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町		
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所								南勢志摩地域 活性化局	
		排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度 から検討 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容			・災害発生時の緊急連絡 体制は整備済み ・水防管理団体の要望に あわせて水防訓練の中 で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水 ポンプ車等の操作訓練を 実施する。	・河川管理者が実施する 排水訓練に参加する	—	—	—	—	—	・水防訓練時に国土交通 省へ排水ポンプ車の派 遣を要請し、展示説明等 を実施していただく。 ・河川管理者が実施する 訓練に積極的に参加す る。	—	—	—	—	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施		—	—	—	—	—	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	
		堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排 水計画の検討など)を演習することを目的に、 堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き 実施	国 市町	R2までの 取組内容	・年1回、実施する(引き 続き実施)								・職員を対象とした図上 訓練を実施する。	—	—	—	—	—	—	—
					R3以降の 取組予定	・引き続き実施							・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	
	施設・庁舎の耐水化	実施済み	国 県	R2までの 取組内容			・施設の耐水対策等の検 討を行う(H28年度～)	—	—	—	—	—	—	・本庁舎の発電機は高床 式で整備済み。災害対策 本部を設置する防災セン ターは浸水想定区域外。							
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施		—	—	—	—	—	—	—								
	水害BCP(事業継続計画)の作成	実施済み	国 県 市町	R2までの 取組内容	—		・三重県BCPを策定済み	—	—	—	—	—	—	・伊勢市BCPを作成し、 BCMで進捗状況の管理 を行っている。	町全体のBCPは策定済 み	BCPの見直し	—	・必要に応じ、BCPの加 筆、修正等を行う。	—	—	
				R3以降の 取組予定	・検討する	—	—	—	—	—	—	・引き続き実施	既存計画の更新を図ると ともに、水害BCPについ ても検討する	水害も含めて修正	—	・引き続き実施	—	—			
	(4)ダムの危機管理型の運用方法の高度化																				
			下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合 における操作方法等、危機管理型の運用	引き続き 実施	県	R2までの 取組内容			—	—	・宮川ダム(宮川)におい て、一定条件以上の降雨 が予想される場合、事前 放流により制限水位以下 の水位まで下げることが できるよう、「事前放流実 施要領」を定めている 河川課へ所管替え	—	・宮川ダム(宮川)の洪水 調節が実施された場合に 対応	—	—						
R3以降の 取組予定						—	・宮川ダム(宮川)におい て、一定条件以上の降雨 が予想される場合、事前 放流により制限水位以下 の水位まで下げることが できるよう、「事前放流実 施要領」を定めている	・引き続き実施 河川課へ所管替え	—	・引き続き実施	—	—									
4)河川管理者が実施するハード対策																					
		堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策 の実施	R3年度 までに 着手検討	国 県	R2までの 取組内容	・危機管理型ハード対策 R2までに整備済み		(危機管理型ハード対 策) ・R2年度に県内で危機管 理型ハード対策を17河川 実施。	—	・堆積土砂の撤去を実施 する。撤去箇所について は、県と町で優先度を協 議しながら選定する。	・堤防の天端舗装などの 危機管理型ハード対策 (五十鈴川、泉川、押瀬 川、五ヶ所川、中河内 川)を実施。	—	—	・河川の定期的な浚渫を 行っている。	・堆積土砂の撤去につい て、関係機関と協議する	・治水整備計画に基づき 河道掘削、護岸補強を実 施	・堆積土砂撤去について は県と協議を行い実施す る	・関係機関と協議して実 施	・撤去箇所について関係 機関と協議しながら、優 先箇所を選定していく。	・撤去箇所については、 関係機関と協議し実施。	
					R3以降の 取組予定	—	(危機管理型ハード対 策) ・R3年度に県内で危機管 理型ハード対策を5河川 実施する。	—	・引き続き実施	・引き続き、堤防の天端 舗装などの危機管理型 ハード対策(五十鈴川、 泉川、押瀬川、五ヶ所 川、中河内川)を実施予 定。	—	—	・引き続き実施	・引き続き実施	・治水整備計画に基づき 河道掘削、堤防嵩上など を実施予定	・引き続き実施	引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施		
	優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削 などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き 実施	国 県 市町	R2までの 取組内容	・洪水を安全に流すため のハード対策をR2までに 概ね整備済み		・河川整備計画規模の洪水 に対する計画的な治水 対策を実施 ・堆積土砂の撤去箇所につ いて、県と市町で優先 度を協議し実施。	—	—	・五ヶ所川、板沢川、下 谷川、大内山川にて河川 整備計画に基づいた河 川改修を実施する。 ・堆積土砂の撤去、河川内 の樹木伐採等は、県と市 町で優先度を協議しなが ら進め、実施する	—	—	河道掘削などを定期的 に行っている。	—	—	—	—	—	—		
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施	—	・引き続き実施する。	—	—	・引き続き実施	—	—	引き続き実施	—	—	—	—	—			
	本川と支川の合流部等の対策	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容	・緊急3か年対策としてR3 までに整備を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	—								
				R3以降の 取組予定	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—									
多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き 実施	国 県	R2までの 取組内容	・緊急3か年対策としてR3 までに整備を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	—									
			R3以降の 取組予定	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—										

宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容																
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所								南勢志摩地域 活性化局
5)土砂災害 に対する警戒 避難体制を充																				
	想定される土砂災害リスクの周知	区域指定 後	国 県 市町	R2までの 取組内容			—	—		—	—	—	—	ワークショップなどを行い、住民に周知。	土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを作業済み(29年度)	・総合防災マップによる周知	・ハザードマップの作製	・防災マップを主とし、広報紙、HPなどで周知。	—	—
				R3以降の 取組予定			—	—		—	—	—	—	引き続き実施	各区域の更新に合わせ、効果的な更新時期を検討する	引き続き実施	・ハザードマップの作製・周知	・引き続き実施	—	—
	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き 実施	気 県 市町	R2までの 取組内容		・土砂災害警戒情報を発表 ・土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信。 ・市の防災担当者へホツ 【引き続き実施】	—	—		—	—	—	—	ハザードマップ作成の時にワークショップを行い、避難経路を確認。	—	—	—	・指定された土砂災害警戒区域等から避難情報のタイミングやその内容、避難所、避難路等について確認した。	—	—
				R3以降の 取組予定		・土砂災害警戒情報を発表する。 ・土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する。	—	—		—	—	—	—	引き続き実施	発表される土砂災害危険度情報を参考に、避難勧告等を発令する。 【引き続き実施】	対象地区での検討	・各種情報による避難所開設等の体制強化	・引き続き実施	—	—
早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施	気 県 市町	R2までの 取組内容			—	—		—	—	—	—	ワークショップなどを行い、住民に啓発	—	土砂災害警戒区域等に特化したハザードマップの作成	—	・防災マップを主とし、広報紙、HPなどで周知。	—	—	
			R3以降の 取組予定			—	—		—	—	—	—	引き続き実施	土砂災害から身を守るための訓練・啓発を行います 【引き続き実施】	対象地区へ配布	・ハザードマップ等による周知	・引き続き実施	—	—	